

接続料の算定等に関する研究会

第九次報告書 (案)

目次

はじめに	1
第1章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進	4
1. 検討の経緯	4
2. モバイル接続料の費用配賦	4
(1) 固定資産価額比の算出方法について	8
(2) 営業費用の配賦について	11
(3) その他	13
(4) 省令等の整備等	14
3. 現在の接続料算定における5G (SA方式) に係る費用及び需要の扱い	15
(1) 検討事項	15
(2) MNO3社における試算結果	17
(3) 主な意見	17
(4) 考え方	18
(5) 届出接続料への反映	18
4. 予測値の算定方法	19
(1) 検討事項	19
(2) 主な意見	21
(3) 考え方	22
5. 原価の適正性の確保	23
(1) 検討事項	23
(2) 主な意見	25
(3) 考え方	27
6. 利潤の適正性の確保	28
(1) 検討事項	28
(2) 主な意見	30
(3) 考え方	31
7. 需要の適正性の確保	31
(1) 検討事項	31
(2) 主な意見	33
(3) 考え方	34
8. その他	35
(1) 5G (SA方式) の機能開放に向けた協議の状況	35
(2) 卸電気通信役務に係る協議の状況	37
(3) IMS接続に係る協議の状況	38
(4) 番号ポータビリティ転送機能	39

(5) 非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務	40
(6) 接続料の検証コスト等削減に向けた要望	42
(7) 接続における帯域設定変更の柔軟化	43
第2章 MNOとMVNOの間のイコールフットINGの確保(モバイルスタックテスト)	45
1. 検討の経緯	45
2. 議論の経過	46
3. これまでの検証対象サービス等の再検証の要否	47
(1) 主な意見	48
(2) 考え方	49
4. 検証対象サービス等の選定	50
(1) 主な意見	50
(2) 考え方	53
5. MNOによる検証結果の妥当性	57
(1) 考え方	57
6. 次回以降の検証の進め方	60
(1) 主な意見	60
(2) 考え方	64
第3章 卸電気通信役務の適正性の確保(卸検証ガイドラインに基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸に関する検証)	66
1. 検討の経緯	66
2. 光サービス卸における卸料金の検証	68
(1) 検証の結果	68
(2) 主な意見	70
(3) 考え方	76
第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役務の協議の適正化等)	78
1. 検討の経緯	78
2. 主な意見	79
(1) 改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況	79
(2) 卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む。)の状況	80
(3) 事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討	81
(4) 特定卸の対象役務の範囲	82
3. 考え方	86
第5章 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法	90
1. 検討の経緯	90

2. 主な意見	92
3. 考え方	97
第6章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処.....	99
1. 検討の経緯	99
(1)トラヒック・ポンピングに係るガイドラインの策定	99
(2)省令の整備	100
2. トラヒック・ポンピングに関するヒアリング	100
(1)ヒアリングの概要.....	100
(2)事業者ヒアリングの結果	100
3. 考え方.....	103

※ 資料編については別途送付予定

はじめに

本研究会では、令和6年9月に第八次報告書(令和6年9月 12 日公表)を取りまとめ
て以降も、同報告書で挙げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題
に加え、オブザーバーである関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった
論点について議論・検証を行ってきた。

移動通信分野については、令和6年 10 月の第 89 回会合から、モバイル接続料の
適正性向上について検討を行った。また、昨年度に引き続き、同年 11 月からモバイル
接続料費用配賦ワーキンググループを開催し、費用配賦の見直しの検証を行った。
更に、継続的な論点として、移動通信分野のスタックテストに係る検討を実施した。

固定通信分野については、令和6年 10 月の第 89 回会合から、特定卸電気通信役
務に関して対象とする役務の範囲や事業者間協議の進展状況を踏まえた対応等
について検討を行うとともに、昨年度に引き続き「指定設備卸役務の卸料金の検証の運
用に関するガイドライン」に基づく検証の評価を行った。更に、本研究会第六次報告
書における整理に基づき、関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法についても検
討を行った。

その他、「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処として、本研究会第八次報告書で
の議論を踏まえて令和6年9月に策定した「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信イ
ンセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒ
ックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組を把握するため、令和7年1月の
第 92 回会合において関係事業者へのヒアリングを実施した。

本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意
見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今
後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が
行われることを期待する。

【令和6年10月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第89回 令和6年10月30日	○モバイル接続料の適正性向上について ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象につい て
第90回 令和6年11月19日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検 証の対象サービス等に関するヒアリング ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象に関す るヒアリング

第91回 令和6年12月24日	○接続会計における費用配賦見直しの検証結果(モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果)の報告 ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象に関する論点整理 ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について(光サービス卸)
第92回 令和7年1月27日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組に関するヒアリング ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について(令和7年度の接続料の改定等) ○「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」での検討結果に関する報告
第93回 令和7年3月12日	○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング
第94回 令和7年4月28日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理
第95回 令和7年5月16日	○モバイル接続料の検証について ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法について

第96回 令和7年5月30日	○モバイル接続料の検証に関するヒアリング ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関するヒアリング
第97回 令和7年6月16日	○モバイル接続料の適正性向上等について ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関する論点整理
第98回 令和7年6月25日	○第九次報告書(案)について

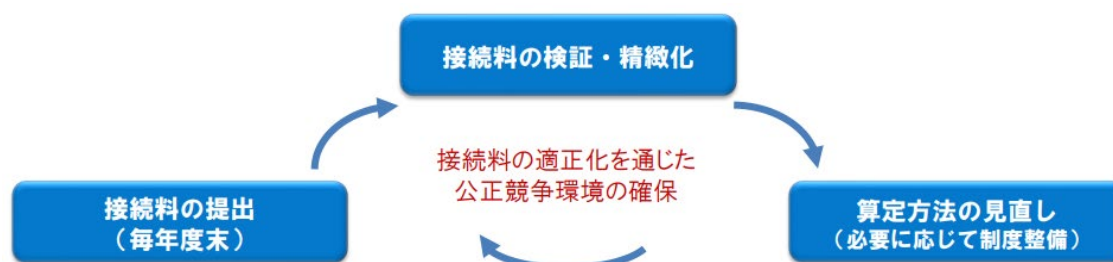
28 第1章 モバイル接続料のさらなる適正化の推進

29 1. 検討の経緯

30 第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法(昭和59年法
31 律第86号)第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適
32 正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その設定対象機能(アンバンドル
33 機能)や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総
34 務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)で規定されているとともに、電気通信
35 事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、接続料の適正性を検証する
36 ための算定根拠の提出について規定されている。

37 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務
38 省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。
39 本研究会第八次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

40 こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環さ
41 せていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出される
42 こととなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が
43 行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を
44 踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要が
45 あると思われる事項について、MNO3社及び一般社団法人テレコムサービス協会M
46 VNO委員会(以下「MVNO委員会」という。)にヒアリングを実施し、議論を行った。

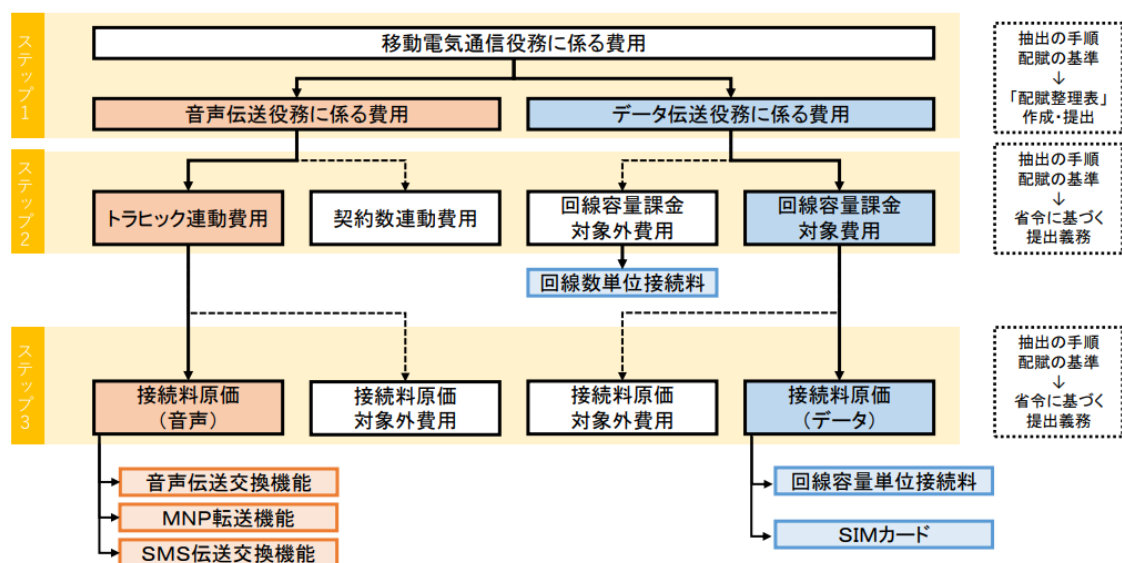


(出所)第95回会合資料95-1(事務局資料)から抜粋

【図1-1 検証・精緻化のサイクル】

50 2. モバイル接続料の費用配賦

51 第二種指定電気通信設備制度における音声接続料及びデータ接続料の原価は、
52 3ステップ(ステップ1:音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラ
53 ヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に
54 基づき抽出される。



(出所)第95回会合資料95-1(事務局資料)から抜粋

【図1-2 接続料原価抽出の3ステップの概要】

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「二種会計規則」という。)において配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出が義務付けられており、その適正性について、本研究会第七次報告書において検討が行われた。具体的には、各社のステップ1の考え方を比較した結果、原価の大部分を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦に用いられる「固定資産価額比」が、各社独自の考え方に基づいて算出されていることが確認された。この結果を受けて検討を行った結果、「各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。」との提言が行われた。

これを受けて、本研究会第八次報告書において、本研究会の下でモバイル接続料費用配賦ワーキンググループ(以下「費用配賦WG」という。)を開催し、詳細な検討を行うとともに、当該検討結果について本研究会においても確認を行った結果、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦等については以下のとおりとすることが適当とされた。

- 固定資産価額比の算出方法について
 - 以下の資産については、原則として、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすること。

79 【表1－1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産】

音声伝送役務に直課すべき資産	3G 音声交換機、VoLTE 交換機(P-CSCF、IMS-AGW)、関門交換機(MGW、MGCF、BGCF、IBCF)、音声回線交換サービス制御装置(AS)、音声メディア制御装置(MRFC、MRFP)、IMS 呼制御装置(S-CSCF、I-CSCF)、SMS 関連装置(GMSC)及びこれらに係るソフトウェア
データ伝送役務に直課すべき資産	3G パケット交換機(GGSN、SGSN)、ISP 提供装置及びこれらに係るソフトウェア

- 80
- 81 • トラフィック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産については以下のとおり
- 82 としてすること。

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準	資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラフィック比）	機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
	サービス制御系装置	回線数比	車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
	電力設備	ネットワーク資産額比	工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラフィック比）		顧客系システム、料金系システム	回線数比
	鉄塔、鉄柱等	回線数比	土地		ネットワーク資産額比
	鉄塔、電柱等	回線数比	リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラフィック比）	建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
	鉄塔、電柱等	回線数比	無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土木設備	管路等	回線数比		交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラフィック比）		研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比
端末設備		ネットワーク資産額比			
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比			
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比			

83

84 （出所）第 81 回会合資料 81－1（事務局説明資料）から抜粋

85 【図1－3 トラフィック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産】

- 86 • トラフィック比の算出方法について、トラフィック測定箇所の違いによる影響を考
- 87 慮する必要はないと考えられ、トラフィック比へのQoSの考慮については今後
- 88 必要に応じて検討することとし、現時点ではトラフィック比の算出に当たり、Q
- 89 oSについて特段の処理を行わないこととすること。
- 90 • 減価償却費及び施設保全費の配賦について
- 91 • 減価償却費及び施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役
- 92 務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則とし
- 93 て、減価償却費は固定資産価額比（帳簿価額）、施設保全費は固定資産
- 94 価額比（取得価額）で配賦すること。
- 95 • その他、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を払って使
- 96 用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じること、また、
- 97 配賦整理書については、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基
- 98 準を記載することとし、費用配賦の見直しに併せて、配賦整理書の記載の
- 99 見直しを各社に求めること。
- 100 • 見直しの適用時期及び激変緩和措置

- 令和5年度接続会計から費用配賦見直しを適用としつつ、令和5～7年度のデータ接続料(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)は、費用配賦の見直し前の水準を維持し、(音声接続料の)激変緩和措置は適用期間を1年間とし、その内容は費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として音声接続料(令和6年度届出接続料)の原価に戻すことができることとする。

以上を踏まえ、総務省においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定を行うとともに、MNO3社に対し、モバイル接続料の原価算定における音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の見直しに関する措置についての要請を行った。

本研究会第八次報告書において、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているかについて、令和6年度接続料届出を待たず、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに一定程度の検証を行うことが適当としていたところ、今般、MNO3社から令和5年度接続会計が令和6年6月に提出されたことを踏まえ、本研究会の下で費用配賦WGを再度開催¹し、接続会計における費用配賦見直し結果の検証を行った。費用配賦WGにおける検証の結果、MNO3社において、基本的には、本研究会第八次報告書における検討結果及び改正後のMVNOガイドラインに沿った配賦基準の見直しが行われていることが確認された。その一方で、各社の見直し後の固定資産価額比については、見直し前よりは各社間の差が縮小しているが、見直し後においても一定の差が存在していることが確認された。このため、費用配賦WGにおいて、費用配賦の更なる見直しとして、以下の事項について詳細な検討を行った。

- 固定資産価額比の算出方法について
 - 無形固定資産に係る取得価額(総額)
 - 空中線設備の扱い
 - 無形固定資産(周波数移行費用及びブランド使用権等)の扱い
- 営業費用の配賦について
 - 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い
 - 試験研究費の配賦基準
 - 通信設備使用料及び試験研究費の内訳
- その他
 - 音声接続料における5G(SA)資産、費用の扱い

¹ 費用配賦WGの開催状況等については資料編参照。

135 費用配賦WGにおける更なる見直しについての検討結果は以下(1)から(3)のとおり
136 であり、当該検討結果について本研究会においても確認を行った結果、各事項につ
137 いて費用配賦WGにおける検討結果のとおりとすることが適当との結論を得た。

139 各社の見直し後の配賦基準は以下のとおりであり、基本的に改正後のMVNOガイ
140 ドラインに沿った配賦基準に見直しが行われていると考えられる。

141

143

146

147

148

² 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第82号)による改正時点。

求めておらず、各社の固定資産価額比(取得価額)自体や、当該比率が各社が施設保全費の配賦に用いる固定資産価額比(取得価額)と一致しているか等を総務省において確認することができない。このため、接続料算定の透明性の更なる向上のため、接続会計において、無形固定資産の取得価額等の記載・公表を求めることについて検討を行った。

会社計算規則(平成18年法務省令第13号)において、無形固定資産の表示について直接法³が求められていることを踏まえれば、接続会計の別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、会社計算規則と異なる表示を求めることは必ずしも適当ではないと考えられる。他方、各社が施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比(取得価額)の算出に無形固定資産の取得価額(総額)を用いていることを踏まえれば、その比率の計算方法を総務省において確認できるようにすることは適当であり、接続会計における配賦整理書の別表の注記等の形で、無形固定資産の取得価額(総額)及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産価額比(取得価額)の計算方法の記載(非公表)を求めることが適当である。

② 空中線設備の扱い

各社の見直し後の固定資産価額比について一定の差が存在しているところ、特に空中線設備について、音声伝送役務/データ伝送役務への配賦割合がMNO3社で大きく異なっている理由等について検討を行った。

空中線設備の内訳としては、各社とも、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」に大別され、「鉄塔、鉄柱等」については回線数比、「アンテナ等」についてはトラヒック比で配賦している点については3社共通となっている。他方、空中線設備全体に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、3社で相当の格差が存在しているが、各社のタイプ別基地局や各社の空中線設備の構成(共通設備の配賦基準別)を確認した限りでは、格差が存在する明確な理由が判明しなかった。

「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に相当の格差が存在することにより、固定資産価額比の算出に影響し、3社の接続料水準に影響を与えているため、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当である。

なお、各社の空中線設備の構成(共通設備の配賦基準別)を確認した結果、フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、回線数比又はトラヒック比のどちらを適用しているかについて、必ずしも各社で考え方が統一されていないこ

³ 会社計算規則第81条(無形固定資産の表示) 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

とが判明した。この点、フィーダーについては、周波数に連動した資産（例えば、一のアンテナで3種類の周波数に対応している場合、3本のフィーダーが必要になる）であると考えられ、また、アンテナの更改や増設に伴ってフィーダーも更改や増設が必要になると考えれば、「鉄塔、鉄柱等」よりは「アンテナ等」に準じることが適当である。他方、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、「鉄塔、鉄柱等」に含まれる、又はこれに付随するものと考えることが適当である。このため、各社において、令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦するよう、見直しを進めていくことが適当である。

③ 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用权等）の扱い

各社の見直し後の固定資産価額比について一定の差が存在しているところ、特に無形固定資産について、音声伝送役務／データ伝送役務への配賦割合がMNO3社で大きく異なっている。無形固定資産にはソフトウェアが含まれており、特に「顧客系システム・料金系システム」については回線数比で配賦することとしているため、各社とも無形固定資産のうち一定の割合が音声伝送役務に配賦されているが、一部の事業者においては、周波数移行費用及びブランド使用权についても無形固定資産に計上し、回線数比で配賦していることが確認された。このため、周波数移行費用及びブランド使用权を無形固定資産に計上する場合、どの配賦基準で音声伝送役務／データ伝送役務に配賦することが適当か、また、そのような配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響することについてどう考えるかについて検討を行った。

まず、周波数移行費用については、MNO3社は各社とも当該費用を負担している⁴が、事業者によってその会計上の取扱いが異なっている。周波数移行費用を長期前払費用として計上する事業者においては、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比の算出に当該費用の配賦が影響しない一方、周波数移行費用を無形固定資産として計上する事業者においては、当該費用の配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えている。

周波数移行費用を長期前払費用に計上するか無形固定資産に計上するかの会計上の取扱いの違いが、接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。

これに関連して、インフラシェアリングにより他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等

⁴ 特定基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき周波数移行費用を負担している。

を利用する場合に当該他社に支払う費用等についても、一部の事業者は長期前払費用として計上している一方、他の一部の事業者は設備使用権として無形固定資産に計上している。この場合の設備使用権についても、無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。

なお、設備使用権については、今後新リース会計基準が適用される場合には、使用権資産の扱いと合わせて改めて検討することが適当である。

次に、ブランド使用権については、一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用権を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない(他の事業者においても、サービスブランドロゴ等の商標権や意匠権といった無形固定資産は存在している)。

MVNOガイドライン⁵においては、無形固定資産に係る配賦基準として、トラヒック比、回線数比(顧客系システム・料金系システム)、ネットワーク資産額比(交換機系ソフトウェア、障害対策システム等、研究開発用ソフトウェア)を適用することとしているが、ブランド使用権や商標権、意匠権等の無形固定資産については、その計上の有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられる。このため、ブランド使用権や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当である。

(2) 営業費用の配賦について

営業費用の配賦については、各社の見直し後の配賦基準及び配賦結果を検証するとともに、特に施設保全費及び減価償却費の配賦の状況、施設保全費及び通信設備使用料の内訳について確認を行った結果、各社とも、施設保全費の配賦には固定資産価額比(取得価額)、減価償却費の配賦には固定資産価額比(帳簿価額)を用いている⁶ことが確認された。また、一部の事業者において、本研究会第八次報告書における検討結果⁷を踏まえ、従来は施設保全費に計上していた一部の費用を通信設備使用料に見直したことが確認された。その上で、費用配賦の更なる見直しとして、以下の点について検討を行った。

⁵ 令和6年3月改定時点

⁶ 一部の事業者においては、減価償却費の配賦に当たり、固定資産全体の固定資産価額比ではなく、減価償却費に対応した減価償却資産の固定資産価額比を適用している。

⁷ 本研究会第八次報告書において、「費用配賦の見直しに当たっては、MNO各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直すことが適当」としていた。

243 ① 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い

244 MNOが他社に支払う費用のうち、鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケ
245 ーション費用等については、これらを施設保全費に計上するか、通信設備使用料に
246 計上するか等の取扱いがMNO3社で異なっている可能性があることが確認されたた
247 め、これらの取扱いについて検討を行った。

248 鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料については通信設備使用料(回線数
249 比)、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料については施設保全費(固定資
250 産価額比(取得価額))、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使
251 用料については通信設備使用料(ネットワーク資産額比)とする方向でそれぞれ見直
252 すことが適当である。

253 ② 試験研究費の配賦基準

254 試験研究費については、一部の事業者において額が大きく、その中には親会社に
255 支払う性質のものも含まれている。二種会計規則においては、試験研究費の配賦基
256 準は、原則として「営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比」と
257 されているが、MNO3社が採用する配賦基準は異なっている⁸。音声接続料について
258 はMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、費用の整理の仕方について3
259 社で共通的な考え方とすることが望ましいところ、試験研究費についての配賦基準に
260 ついて、例えば、固定資産価額比(取得価額)で配賦することを共通ルールとすること
261 について検討を行った。

262 試験研究費については、基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、
263 必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないも
264 のについては、負担力主義による費用配賦も許容され则认为られる。このため、試験
265 研究費のうち、特定の資産やサービス等への帰属が明確なものについては、固定資
266 産価額比(取得価額)で配賦することが適当である。

267 ③ 通信設備使用料及び試験研究費の内訳

268 接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費については、本研究会
269 第七次報告書を踏まえ、総務省において二種会計規則を改正し、配賦整理書(別表
270 第六、移動電気通信役務費用整理表)において、その主要な費用項目と配賦基準、
271 具体的な配賦比率等について記載を求めている。減価償却費及び施設保全費に次
272 いで接続料原価への影響が大きいと考えられる通信設備使用料及び試験研究費に
273 ついても、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求
274 めることが適当かどうかについて検討を行った。

⁸ NTTドコモ及びKDDIは営業収益額比、ソフトバンクは固定資産価額比(取得価額)を採用。

通信設備使用料は、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価において一定の規模を占めていること、基地局回線に係る光ファイバ接続料やインフラシェアリングに係る費用など基地局にとって必要不可欠な費用が含まれていることを踏まえれば、通信設備使用料についても、配賦整理書(別表第六、移動電気通信役務費用整理表)においてその内訳等について記載を求めることが適当である。

試験研究費については、一部の事業者においては、接続料原価のうち一定の割合を占めているが、他の事業者においてはその割合は小さい状況である。このため、試験研究費の内訳等については、配賦整理書において記載を求める対象とまではせず、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが適当である。

(3)その他

その他、費用配賦見直しに関係する点として以下の点について検討を行った。

① 音声接続料における5G(SA方式)に係る資産及び費用の扱い

音声接続料の接続料原価に5G(SA方式)に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社間で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討を行った。

5G(SA方式)においては、VoNRが普及されるまでの間、5GC及びNR基地局(gNB)からEPC及びLTE基地局(eNB)に端末を遷移させる「EPSフォールバック」により音声を提供されている。この際、音声接続料算定における5G(SA方式)資産及び費用の扱いについて確認したところ、資産整理においては、3社とも、5GC及びNR基地局(gNB)を、EPC及びLTE基地局(eNB)と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声伝送役務とデータ伝送役務に配賦していることが確認された。その一方で、一部の事業者においてのみ、音声接続料の算定に当たり、5GC及びNR基地局(gNB)に係る費用のうち音声伝送役務に相当する費用を接続料原価から控除していることが確認された。

音声接続料はMNOが相互に払い合う接続料であることを鑑みれば、5G(SA方式)における音声の実現方法が各社とも同様の仕組みである場合には、接続料算定における資産や費用の整理の考え方についても3社で共通的な考え方とすることが望ましい。このため、音声接続料の算定に当たり、当該控除は行わず、5GC及びNR基地局(gNB)に係る費用のうち音声伝送役務に相当する費用を音声接続料原価に算入することが適当である。

② レートベースにおける正味固定資産価額及び激変緩和措置の計算方法

二種接続料規則⁹において、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等の額は、接続会計の貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを採用している。令和6年度届出接続料における利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額を計算する際には、令和5年度期首（＝令和4年度期末、見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額を採用することが想定されるが、費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化することが適当かどうかについて検討を行った。

レートベースにおける正味固定資産価額は、基礎事業年度の実績に基づく適正な利潤を算出するための基礎となる資産であり、その算出に当たり期首及び期末の額の合計を二で除したものを採用することは、当該基礎事業年度の年間を通じた資産の状況を反映するためと考えられる。仮に、費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化する場合、見直し前の資産の状況を反映させることで、むしろ当該基礎事業年度における資産の状況を反映しないこととなると考えられる。

このため、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものを採用のではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、令和5年度期末の固定資産価額のみを採用することが適当である。

激変緩和措置の計算方法については、本研究会第八次報告書における検討の結果、費用配賦見直しの激変緩和措置として、1年のみ、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認めることとしているところ、当該原価戻しの額の計算方法について検討を行った。

激変緩和措置における原価戻しは、あくまで原価相当額の算入を認めるものであるため、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合であっても利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当である。また、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、原価戻しの対象となるデータ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当である。

（4）省令等の整備等

以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏ま

⁹ 二種接続料規則第6条第2項

え、総務省においては、二種会計規則の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問の上、令和7年1月 22 日から同年2月 20 日までの間、意見募集を、令和7年2月 26 日から同年3月 11 日までの間、再意見募集をそれぞれ行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年4月 21 日に公布した。

また、以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏まえ、総務省においては、MVNOガイドラインの改定について、令和7年2月6日から同年3月7日までの間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年3月 28 日に改定を行った。これらの改定は、令和6年度接続会計から適用される。

3. 現在の接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱い

(1) 検討事項

本研究会第八次報告書において令和5年度に届出のあったデータ接続料¹⁰について検証を行った結果、接続料は令和7年度までは各社とも引き続き低減傾向、令和8年度は費用配賦見直しの影響もあり一部事業者で上昇する見込みとなった。具体的には、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)についてはデータ接続料の低減が続く見込みであるが、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)及びソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)については令和8年度接続料が上昇に転じる見込みとなった。

【表1－2 データの予測接続料】

(10Mbps・月当たり)

	予測接続料		
	令和6年度接続料	令和7年度接続料	令和8年度接続料
NTTドコモ	12.8 万円(▲17.8%)	10.8 万円(▲15.5%)	10.7 万円(▲1.5%)
KDDI・沖縄セルラー・UQ	10.8 万円(▲17.3%)	10.1 万円(▲6.6%)	11.8 万円(+16.7%)
ソフトバンク・WCP	9.4 万円(▲25.3%)	8.9 万円(▲5.4%)	9.2 万円(+3.9%)

※ 括弧内は対前年度増減率

これについて、費用配賦見直しの影響のみならず、事業者によって、接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いが異なっている点が影響していると考えられた。このため、データ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、MNOに試算を求め、これを検証することにつ

¹⁰ 令和5年度に届出のあったデータ接続料は、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、令和6～8年度の予測接続料を算定。

366 いてどう考えるかについて検討を行い、接続料の算定における5G(SA方式)に係る
367 費用及び需要の扱いについて以下のとおり整理した。

- 368 • 総務省において、MNO各社に対して、データ接続料について、4G・5G(NSA
369 方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみ
370 の接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めるこ
371 とが適当である。
- 372 • 5G(SA方式)によるサービスは当面の間は4G・5G(NSA方式)サービスの延長
373 線上と位置づけられること、4G・5G(NSA方式)の接続料と5G(SA方式)の接続
374 料をそれぞれ算定する場合、各接続料が需要の大部分を占めるMNOの利用者
375 の5G(SA方式)への移行の状況により、いずれかの接続料が高額になるリスクが
376 あること等を踏まえれば、上述の試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といっ
377 た特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、4G・5G(NSA
378 方式)と5G(SA方式)を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討す
379 ることが適当である。
- 380 • その際、データ接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年
381 度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度接続
382 料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とする方向で検討
383 することが適当である。
- 384 • 音声接続料については、接続料原価に5G(SA方式)に係る費用を算入するかど
385 うかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、
386 費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用につ
387 いて音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、
388 できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当である。
- 389 • なお、スライシング等の5G(SA方式)ならではのサービスの提供に向けた状況に
390 応じて、5G(SA方式)の接続料の在り方について改めて検討することが適当であ
391 る。

392 以上の本研究会第八次報告書における整理を踏まえ、総務省において、MNO3
393 社に対し、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・
394 5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれのデータ接続料の推移の
395 見込みについての試算を要請していたところ、今般、各社から試算結果について報告
396 されたため、当該試算結果を踏まえ、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問
397 題が生じない見込みとなっているか、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とし
398 た算定を共通的な考え方とする方向で問題ないか等について検討を行った。

399 (2)MNO3社における試算結果¹¹

400 前提として、4G・5G (NSA方式) 及び5G (SA方式) に係る接続料を一体として算
401 定する場合、5G (SA方式) に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上
402 昇する可能性がある。また、4G・5G (NSA方式) と5G (SA方式) の接続料を別々に
403 算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G (SA方式) に移行するこ
404 とにより、4G・5G (NSA方式) の需要が減少し、4G・5G (NSA方式) の接続料が上昇
405 する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料
406 水準に大きく影響する可能性がある。

407 今般のMNO各社によるデータ接続料(回線容量単位接続料)の試算結果は、少な
408 くとも令和8年度接続料においては、3社とも、原価全体に占める5G (SA方式) の割
409 合を、需要全体に占める5G (SA方式) の割合が上回り、4G・5G (NSA方式) のみ接
410 続料と比べて5G (SA方式) を一体として算定する接続料の水準が低額となる結果と
411 なった。

412 具体的には、①5G (SA方式) に係る原価及び需要が早期に拡大すると予想する事
413 業者においては、令和6年度接続料から、4G・5G (NSA方式) のみ接続料と5G (SA
414 方式) を一体として算定する接続料が同額、又は、5G (SA方式) を一体として算定す
415 る接続料の水準が低額となった一方、②5G (SA方式) に係る原価及び需要が当面は
416 僅少と予想する一部の事業者においては、令和6年度接続料及び令和7年度接続料
417 は、4G・5G (NSA方式) のみ接続料と比べて5G (SA方式) を一体として算定する接
418 続料の水準が高額(ただし、接続料の水準差は小さい)となった。①、②いずれの事業
419 者においても、令和8年度接続料においては、5G (SA方式) を一体として算定する接
420 続料の水準が低額となった。

421 なお、データ接続料(回線数単位接続料)の試算結果については、4G・5G (NSA
422 方式) のみ接続料と5G (SA方式) を一体として算定する接続料で大きな水準差が存
423 在しない結果となった。

424 (3)主な意見

425 ① 構成員からの意見

- 426 • 回線容量単位の接続料は大幅な上昇等が生じない見込みであり、データで見た
427 限りは問題はないと思う。令和8年度接続料で見れば、一体算定とする方が低額
428 になることがデータで確認できたので、一体算定が望ましいということによいと思う。

¹¹ 今回の試算は、令和5年度に届出された予測接続料をベースとし、令和6～8年度に適用される予測接続料を試算したもの。費用配賦見直し前の令和4年度接続会計を基礎として算定したものであり、費用配賦見直しの激変緩和措置として令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定している。

- 需要が接続料に大きく影響を与えており、4G・5G (NSA方式) の需要は長期的に低減しつつ5G (SA) 方式への移行が進めば、次に5G (SA方式) の需要が大きく伸びていくように見える。それを反映して、4G・5G (NSA方式) のみの接続料は一定あるいは長期的には上昇するトレンドが予想できる反面、5G (SA方式) を一体として算定する接続料は長期的に低下していくのだと思うので、一体化することで、多くの人がメリットを得られる状況になると思う。別の言い方で言うと、市場参加者はそれぞれ連続的にサービスを受けている又は提供していると思うので、長期的なトレンドを考慮し、一体算定することにより値下がりすることを期待できるというと思っている。
- 4G・5G (NSA方式) と5G (SA方式) の3つを一体算定するという方向性に賛成。今の5G (SA方式) も、本来の特質・特徴を生かした新サービスが特段出ているわけではないということもあり、現状の帯域課金の継続ということで一体算定に合理性があると思う。
- ネットワークの仮想化が実現した暁には、5G (SA方式) のサービスが格段に増えて、特質を生かした新サービスが提供され、4G・5G (NSA方式) のサービスとの差別化も可能になると思うので、その際には改めて、そのサービスに見合った接続料の在り方ということについて議論が必要かと思う。

(4) 考え方

MNO3社における試算の結果、少なくとも回線容量単位接続料については、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっている。また、令和8年度接続料においては、4G・5G (NSA方式) のみ接続料と比べて5G (SA方式) を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることから、仮に、5G (SA方式) 導入意向がなく4G・5G (NSA方式) のみで十分だというMVNOが存在する場合であっても、一体算定が望ましいと考えられる。

以上の点及びデータ接続料について費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度予測接続料から4G・5G (NSA方式) と5G (SA方式) を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当である。

については、総務省において、MNO3社に対し、今年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも令和8年度接続料から、4G・5G (NSA方式) と5G (SA方式) を一体とした算定とすることを要請することが適当である。

(5) 届出接続料への反映

以上の本研究会における検討結果を踏まえ、総務省において、令和6年 11 月 14 日にMNO3社に対して、少なくとも令和8年度接続料から4G・5G (NSA方式) と5G

463 (SA方式)を一体とした算定とすることを要請した。令和6年度においては、MNO3社
464 から、これを踏まえた接続料の届出が行われた。

465 4. 予測値の算定方法

466 (1) 検討事項

467 各種接続料のうち、データ接続料(回線容量単位接続料)については、MVNOに
468 おける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保す
469 るため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来
470 原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用
471 いるレートベースの大部分を占める「正味固定資産価額」、③「需要」のそれぞれにつ
472 いて合理的な将来予測を行うこととしている。

473 本研究会第八次報告書では、次の点について提言した。

- 474 • 費用配賦見直しに対応した予測値の算定: 令和6年度届出からは、費用配賦見
475 直し後の令和5年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備
476 管理運営費」、「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦
477 見直しに対応した予測となるよう、必要に応じて算定方法を見直すことが適当。
- 478 • 予測値と実績値の乖離の検証: 予測値と実績値の「乖離が生じた理由」につい
479 ては、算定根拠において、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記
480 載することとされているが、当該理由による乖離が、原価、利潤又は需要の乖離
481 にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載すること
482 が適当である。その上で、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているこ
483 と等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題
484 がないか重点的に検証を行うことが適当。
- 485 • MVNOへの情報開示: 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」
486 に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報開示が必要
487 であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当。

488 今般、令和6年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各
489 社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第八次報告書において提言した点
490 について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点
491 がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。

492 なお、予測値と実績値の乖離の検証に当たっては、各社の令和5年度接続料につ
493 いて予測値と実績値を比較することとなるが、令和5年2月の予測接続料の届出の時
494 点で費用配賦見直しの結果を予測することは困難であるため、実績値については、費

495 用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の水準を維持するため見直し
496 前の接続会計の参考値により算定した精算接続料を用いることとした。

497 • 費用配賦見直し及び4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした算定に
498 対応した予測値の算定:「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」
499 の予測値について、各社とも、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎
500 とすることにより、原価に費用配賦見直しが反映されているほか、少なくとも令和
501 8年度接続料から、4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした算定を行
502 うことを踏まえたものとなっているが、予測の方法としては従前と同様の考え方に
503 基づき算定が行われている。

504 • 予測値と実績値の乖離の検証:「予測値と実績値の差異」について、各社の令
505 和5年度接続料について予測値と実績値(費用配賦見直しの激変緩和措置に
506 より費用配賦見直し前の水準を維持するため見直し前の接続会計の参考値に
507 より算定した精算接続料)を比較した結果、一部の事業者において、一定の乖
508 離が存在しているが、令和4年度接続料における乖離よりは乖離幅が小さくなっ
509 ており、同一の要因により継続的に大きな乖離が生じている状況ではないことが
510 確認された。なお、「予測値と予測値の差異」については、令和4年度予測値と
511 令和5年度予測値の間では、令和7年度接続料について、費用配賦見直しの
512 激変緩和措置により費用配賦見直し前の予測接続料を上限としているため乖
513 離は発生していないが、令和8年度接続料及び令和9年度接続料については、
514 予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G (SA方式)を一体
515 的に算定するかどうか異なるため、単純比較が難しい。

516 • MVNOへの情報開示: MVNOへの情報開示については、一部の事業者にお
517 いては、MVNOに対して、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の
518 差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料
519 水準等についても一定の情報開示が行われている。また、他の事業者において
520 も、MVNOから要望があった場合には対応を行うとしている。

521 この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

522 • 次回、令和7年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び
523 「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G
524 (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした算定に対応した予測とすることが適当
525 か。

526 • 「予測値と実績値の差異」について、次回、令和7年度届出に当たっては、費用
527 配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が
528 困難(令和6年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接
529 続料が上限となり、差異が発生しない)となることが予想されるが、次々回、令和

530 8年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要
531 因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MNO
532 においては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き
533 続き検討することが適当か。

- 534 • MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予
535 測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の
536 接続料水準等について、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが
537 適当か。

538 (2)主な意見

539 ① 事業者からの意見

540 ＜費用配賦見直し及び4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした算定に対
541 応した予測値の算定＞

- 542 • 当社は、従前より4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体として算定しており、
543 引き続き、費用配賦見直しも踏まえた予測値の算定に対応。【NTTドコモ】
- 544 • 引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とし
545 た算定に対応した予測とすることが適当。【KDDI】
- 546 • 令和7年度届出接続料について、費用配賦見直し及び4G・5G (NSA方式)と5
547 G (SA方式)を一体とした算定に対応する考え。【ソフトバンク】

548 ＜予測値と実績値の乖離の検証＞

- 549 • 当社は、令和2年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したこ
550 とで、予測値と実績値の差異は僅少。【NTTドコモ】
- 551 • 令和5年度精算接続料の乖離率は前年度の乖離率から大きく低減しているが、
552 今後も予測値の更なる精緻化に努めていく考え。【KDDI】
- 553 • 令和7年度以降の届出に当たり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測
554 値の差異」の要因については、細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様
555 式第17の4の9へ記載する考え。今後も、「予測値と実績値の差異」及び「予測
556 値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社は
557 パラメータ設定の考え方に反映していく考え。【ソフトバンク】

558 ＜MVNOへの情報開示＞

- 559 • 当社は、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等
560 についても、MVNOに対し、情報提供を実施。加えて、これまで都度申込みの
561 あったMVNOに対して情報提供を行ってきたところ、MVNOへの更なる情報
562 開示の強化に向けて、都度の申込みが不要となる運用整理を行っている。MV
563 NOから追加の情報開示の要望等があれば、引き続き必要な情報提供に向け

- 564 て真摯に取り組む考え。【NTTドコモ】
- 565 • 接続料算定等に関してMVNOから開示要望をいただいている事項については
- 566 情報の開示をしている。今後も御要望を踏まえ、引き続き情報開示に努めていく
- 567 考え。【KDDI】
- 568 • 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、昨年に関
- 569 続き、総務省殿に届出している算定根拠をベースに、「予測値と実績値の差
- 570 異」及び「予測値と予測値の差異」に係る情報も含めて、今年も令和6年度届出
- 571 に関する情報を積極的に開示。また、令和6年度届出に関する情報開示につい
- 572 て、予測値と実績値の差異等を1月(昨年度は4月)に、予測値と予測値の差異
- 573 等を4月に開示し、よりタイムリーな情報提供を実施。令和6年度以降に届出さ
- 574 れる精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の見直
- 575 し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、現状、MVNO殿
- 576 から問合せは頂いていないが、御要望があった場合は真摯に対応する予定。
- 577 【ソフトバンク】
- 578 • 本研究会の報告書にて積極的な情報開示が必要であることとMNOによる情報
- 579 開示状況を確認することが適当であると結論付けられているところ、一部のMN
- 580 Oからは当該情報の開示がなされている状況であるものの、「MNOごとに開示
- 581 情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判
- 582 断できない」との声は引き続き上げられており、MNO各社の開示情報の同等性
- 583 確保、開示情報の更なる充実が望まれる。【MVNO委員会】
- 584 • MVNO各社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把
- 585 握できていないが、前項のような声がMVNOから上がっている現状を踏まえる
- 586 と、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至って
- 587 いない状況と認識しており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMN
- 588 O各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要。【MVNO
- 589 委員会】

590 (3) 考え方

591 <費用配賦見直しに対応した予測値の算定>

592 令和7年度以降に届出される予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎

593 とし、また、4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体として算定が行われることから、

594 今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、引き

595 続き費用配賦見直し及び4G・5G (NSA方式)と5G (SA方式)を一体とした算定に対

596 応した予測とすることが適当である。

597 <予測値と実績値の乖離の検証>

598 予測値と実績値の乖離について、今年度は昨年度と比べて乖離が小さく、同一の

要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、本研究会
第八次報告書のとおり、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が
確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重
点的に検証を行うことが適当であり、引き続き状況を注視する¹²ことが適当である。

＜MVNOへの情報開示＞

MVNOへの情報開示について、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中において
は、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要
望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、
説明することが適当である。MNO各社からはMVNOに対して積極的に情報開示を
行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOか
らは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保して
ほしいとの要望があった。これらを踏まえ、引き続きMNOによる情報開示状況を確認
し、状況を注視することが適当である。

5. 原価の適正性の確保

(1) 検討事項

音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務／デ
ータ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラフィック連動費用／回線容量課金対象費用
の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される仕組みとなっている。

各社の接続料原価の構成比率を確認すると、音声接続料／データ接続料に関わら
ず、一貫して「減価償却費」及び「施設保全費」の占める割合が高い。

接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ2・3に関しては、抽出・配賦の考
え方が不透明であったため、本研究会において累次の議論を実施し、各社の控除率
の比較、費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加(省令様式の追
加)、抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認すること等の
明確化を図ってきた。

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、本研究会
第七次報告書において、音声伝送役務／データ伝送役務で共用する設備の費用配
賦に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラフィック比により算出すること、費
用配賦の見直し後の接続料の適用スケジュールの検討の際に、必要があると認めら
れる場合には激変緩和措置等を検討することとされた。また、費用配賦WGにおける

¹² 令和7年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」につ
いての検証が困難(令和6年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料
が上限となり、差異が発生しない)となることが予想されるが、令和8年度届出に当たっては再び検証
が可能となる。

629 検討を踏まえ、本研究会第八次報告書において、音声伝送役務及びデータ伝送役
630 務に直課する固定資産、トラフィック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産等につ
631 て整理するとともに、費用配賦見直しは令和5年度接続会計から適用すること、激変
632 緩和措置として、令和5～7年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維
633 持すること等を整理した。

634 その後、費用配賦見直しを踏まえた令和5年度接続会計が提出・公表されたところ、
635 費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行い、
636 更なる見直し等について、主に次のとおり整理した¹³。

- 637 • 固定資産価額比の算出について、空中線設備において、各社の「鉄塔、鉄柱
638 等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、
639 令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き
640 続き検討することが適当。
- 641 • 周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配
642 賦することが適当。
- 643 • ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価
644 額比で配賦することが適当。
- 645 • 試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、
646 固定資産価額比(取得価額)で配賦することが適当。

647 この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- 648 • ステップ1については、費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見
649 直し結果について検証を行った結果、特に空中線設備について、各社の「鉄
650 塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視すると
651 ともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法につ
652 いて引き続き検討することが適当としている。
- 653 この点、音声接続料については、各社とも需要が減少傾向となっている一方で、
654 原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声／データ間の費用配賦
655 についてトラフィック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることか
656 ら、必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向
657 が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。
- 658 他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラフィック比に見直すような場合には、デ
659 ータ接続料への影響が想定されるところ、今後の配賦方法についてどう考える
660 か。

¹³ 費用配賦WGにおける費用配賦見直し結果の検証等については、本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。

661 • ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び
662 配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当
663 か。

664 (2)主な意見

665 ① 事業者からの意見

666 <ステップ1>

- 667 • 音声接続料における昨年度の需要は、新型コロナウイルス感染症の5類移行や
668 トラヒック・ポンピング対策による減少であり、特殊要因によるものと考えている。
669 今年度に届出する接続料水準は低減する見通しであり、その状況を注視いた
670 だきたい。【NTTドコモ】
 - 671 • 前年度の検証の結果、空中線設備に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の
672 割合について、3社で格差が存在する明確な理由が判明しなかったことを踏ま
673 え、追加の検証を検討してはどうか。【NTTドコモ】
 - 674 • 配賦基準見直しにより、二種指定事業者間で固定資産及び主要な営業費用の
675 配賦基準の統一化が図られたが、結果、令和7年度以降(激変緩和措置適用
676 無し)の音声接続料の水準格差が拡大すると推測している。回線数比について
677 は、これまで整理した考え方も一定の合理性があると考えるが、音声トラヒックの
678 減少が続く中、主要コストの配賦基準に回線数比を採用し続けることは、以下の
679 ような影響があることから必ずしも回線数比が将来にわたって最適な配賦基準と
680 はならない。
 - 681 ➤ トラヒック減少に見合うほどのコストが下がらず、接続料水準が上昇し続ける
682 おそれ
 - 683 ➤ 主要コストである空中線設備について、鉄塔(回線数比)とアンテナ(トラヒッ
684 ク比)で異なる配賦基準を採用した結果、二種指定事業者間で音声／デ
685 ータのコスト配賦に大きな差が発生
 - 686 ➤ 今後、データ専用IoT機器のますますの増加が想定され、二種指定事業
687 者各社の当該分野への取組状況によって各社の回線数比に大きな差が
688 生じるおそれ。結果、二種指定事業者間で音声／データのコスト配賦に大
689 きな差が生じるおそれ
- 690 そのため、主要な固定資産(空中線設備)の配賦基準は原則のトラヒック比に見
691 直すべき。トラヒック比に見直すことでモバイル音声接続料の水準差縮小及び
692 水準の低減が見込まれる一方、接続料が上昇傾向にある固定電話接続料との
693 水準差を生じさせるおそれがあることから、その対処を検討することが必要。【K
694 DDI】
- 695 • 音声トラヒックは今後も減少傾向が継続することが想定される。音声接続料につ

いては、通信業界全体で規制コストや事業者間協議・精算実務に係るコストの最小化を目指す必要があり、接続料の在り方についても抜本的に見直すことが必要。具体的には、自網のNWコストを削減した事業者が競争上優位となるビル&キープ方式を全事業者に導入し、全事業者にコスト削減インセンティブをより働かせることが必要。【KDDI】

- 令和5年度、令和6年度に実施された費用配賦WGにおいて、各資産・費用の適切な配賦ドライバは十分に議論のうえ整理済みであり、本整理にのっとり算定された接続料であれば、適正性は確保されている。まずは、上記の議論結果を踏まえ見直された接続会計に基づき算定される接続料(令和7年度届出接続料)を検証いただくことから始めるべき。【ソフトバンク】
- 今後予定されている空中線設備における各社の差分についての検証は、各社の資産管理方法等の違いについても考慮して議論する必要がある。単に接続料を下げることや、各社の接続料差分を縮小することを目的に以下二つの観点を無視して見直しをすることは不適切。【ソフトバンク】
 - 利用実態に則した適正なコスト回収
 - 規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差分が生じること
- モバイル接続料の費用配賦について、MNO各社においては接続料の低廉化に取り組んでいただきたい。また、総務省殿にはMNO各社の取組が接続料の低廉化につながっているかについて、引き続き注視・検証を行っていただきたい。【MVNO委員会】

<ステップ2・3>

- ステップ2・3は、毎年度の検証により、各社の考え方や配賦・抽出の状況について一貫性が担保されていることを確認されており、昨年度の検証では、費用配賦見直し後においても、その一貫性が担保されていることを確認されている認識。引き続き、届出した別表を用いて確認いただくことが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にて御報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

728 ② 構成員からの意見

729 <ステップ1>

- 730 • 空中線設備について、意見を聞いていくと決めづらいという点があると思うので、
731 影響からの逆引きによる幾つかのシミュレーションを行い、こちらで比率を決めて
732 しまうという方法も検討してはどうか。
- 733 • 追加検証を検討すべきという意見に賛同。各社における資産の定義、資産の何
734 をもって資産の価額を決めているのかという点について、物的なものはわかりや
735 すいが、役務の部分の資産への計上の仕方、具体的には人件費等の処理の方
736 法等が恐らく違って、各社の計算結果に乖離が出てくるのではないかと思う
737 ので、この点を検証することを進めていただきたい。
- 738 • 空中線設備に係る追加検証項目(案)の項目2について、直近のアンテナ投資
739 額については、5G向けあるいはミリ波向けのアンテナの投資額が相対的に大き
740 くなると思われ、過去のプラチナバンド等のアンテナの投資額とは直ちに結びつ
741 かない可能性もあるため、調査結果を検証する際には留意すべき。
- 742 • 空中線設備に係る追加検証項目(案)の項目4及び5について、仮に各社にお
743 いて処理が異なる場合には結果が大きく変わると思われるため、検証を行うべき。

744 (3) 考え方

745 <ステップ1>

746 ステップ1について、費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見直し結
747 果について検証を行った結果、特に空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と
748 「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届
749 出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが
750 適当としている。

751 「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、以下のような項目について、追
752 加の検証を行うことが適当である。その上で、当該追加検証結果及びIoT回線の増加
753 による回線数比への影響等も踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適
754 当である。

	検証内容	検証目的
1	タイプ別基地局数 ・タイプ別（ストリート、ビル、鉄塔、コンクリート柱（小規模基地局、開空間ブースタ）、その他）に各社の基地局数を確認。 ・前回検証時は、事業者ごとにカウント方法（サイト／ロケーション数、周波数別基地局数）が異なり、単純比較が難しかった。今回は、サイト／ロケーション数に統一して比較。	・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局はストリートタイプ、ビルタイプの基地局に比して鉄塔、鉄柱等の資産額が大きいと思われる。このため、鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局数が多い場合には、「鉄塔、鉄柱等」の割合が高くなることが想定される。
2	直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額 ・直近1年間のアンテナの投資額（フロー）を確認。 ・あわせて、無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置の計上の仕方を確認。	・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置を機械設備に計上している場合には、「アンテナ等」の割合が低くなることが想定される。
3	基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い ・基地局創設時のモデルケースにおける工事費の内訳及び扱いを確認。	・基地局の創設等の工事（無機工事及び建設工事）に当たり、物品費のみならず請負費等についても空中線設備に資産計上しているかどうか等を確認。
4	空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い ・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかを確認。 資産除去債務 ：取得した有形固定資産を将来除去する必要がある際に発生する費用を合理的に見積もり、当該固定資産の取得価額に加算するとともに、加算相当額を負値として計上するもの	・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかどうか事業者により異なる可能性がある。（一部の事業者は、電気通信設備は、移動電気通信事業の特性上、事業を展開するうえで永続的に必要となるものであり、基地局設備等は撤去を前提とせず「原状回復費用」という概念がないことから見積りが困難として計上していない。） ・資産除去債務を計上する事業者と計上しない事業者がいる場合、計上する事業者においては、特に「鉄塔、鉄柱等」の資産額が相対的に大きくなり、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合の格差の理由となり得る。
5	ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い ・ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めているかどうかを確認。 ネットワーク資産額比 ：移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。	・貸借対照表上、リース資産を区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することの双方が認められている。 ・この際、ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めるかどうか事業者により異なる可能性がある。 ・リース資産であっても、自己の資産と同様に減価償却費が発生し、施設保全を行っているのであれば、減価償却費及び施設保全費の配賦に適用する固定資産価額比の算出に用いるネットワーク資産額比の算出に当たってはリース資産も含めることが適当か。
6	回線数比の算出方法 ・各社の回線数比の算出方法を確認	・各社の回線数比（契約数比）の算出方法を確認。 ・IoT回線の増加による回線数比の変動の有無を確認。

755

756

757

758

(出所)第 97 回会合資料 97－1(事務局説明資料)から抜粋

【図1－5 空中線設備に係る追加検証項目(案)】

759 <ステップ2・3>

760 ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性
761 があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが
762 必要である。

763 6. 利潤の適正性の確保

764 (1) 検討事項

765 利潤の算定には、様々な項目が用いられているが、将来原価方式の導入に当たっ
766 ては、レートベースの大部分を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象
767 とされた。レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」については、本研
768 究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく
769 中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、
770 予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本
771 研究会において検討を行ってきた。

772 この点、本研究会第八次報告書においては、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」
773 について、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、接続料に与える影響が
774 軽微であることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断するこ

とが適当とされた。

また、同報告書においては、費用配賦見直しを踏まえ、レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度届出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当とされた。

その後、費用配賦見直しを踏まえた令和5年度接続会計が提出・公表されたところ、費用配賦WGにおいて、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末(見直し前)及び令和5年度期末(見直し後)の固定資産価額の合計を二で除したものをを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当と整理した¹⁴。

以上を踏まえ、今般、令和6年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合等について確認したところ、データ接続料の利潤の算定において「投資その他の資産」がレートベースに占める割合について、一部の事業者において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、引き続き僅少となっており、大きな変化は見られない。

また、令和6年度に届出あった接続料においては、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しにより、レートベースの大部分を占める正味固定資産の額が変動している。

データ接続料における利潤の水準について、一部の事業者においては、費用配賦見直しによる令和5年度のレートベースの増加もあり、令和5年度精算接続料及び令和7年度から令和9年度の予測接続料における利潤が増加するが、激変緩和措置により、令和7年度接続料までは見直し前の水準が維持される。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当か。
- 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる(ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、令和7

¹⁴ 費用配賦WGにおける費用配賦見直し結果の検証等については、本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。

年度接続料までは見直し前の水準が維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、令和8年度接続料以降となることが想定される)。費用配賦見直しについては、令和6年度接続会計において更なる見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当か。

(2)主な意見

① 事業者からの意見

<「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

- 当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合の閾値をどうするのか、また、一定の割合を超過した場合の取扱いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

<正味固定資産価額の算出>

- 令和6年度接続会計より費用配賦の更なる見直しが予定されているため、MN O3社において、昨年度のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の提出後、検証いただきたい。今後の接続料届出については、配賦方法の変更等がある場合は、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則にのっとり届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】

840 (3)考え方

841 <「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加>

842 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、
843 予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏
844 まえて判断することが適当である。

845 <正味固定資産価額の算出>

846 レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度接続会計におい
847 て更なる費用配賦見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦
848 方法について引き続き検討することが適当とされていることから、次回届出の際に、原
849 価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されてい
850 ることを検証することが適当である。

851 7. 需要の適正性の確保

852 (1)検討事項

853 本研究会におけるこれまでの議論においては、需要の適正性確保に向けて次のと
854 おり整理された。

- 855 ・ 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備
856 運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容
857 量を需要とする考え方は事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需
858 要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方
859 針を総務省に報告し、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な
860 運用がなされていないかについて確認することが適当。
- 861 ・ 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なる
862 こと自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係におい
863 て、設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認
864 することが適当。
- 865 ・ 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含
866 めた設備容量と最繁忙トラヒック(1年のうち最もトラヒックが多い日の値)の比率
867 を、複数年度(例えば3年度分)にわたって確認しながら、状況を注視すること
868 が適当。

869 特に、本研究会第八次報告書では、主に次の点について整理された。

- 870 ・ MNOは、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが
871 可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者

872 向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、M
873 VNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当。

- 874 • 最繁時トラヒックの算出方法について、MNO3社の考え方が必ずしも共通とな
875 っていないため、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方とするこ
876 とが望ましいが、具体的な算出方法については引き続き検討することが適当。
- 877 • 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観
878 点から確認を行うことが適当。設備運用方針においては、①MVNOも特段の
879 手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最
880 繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化に
881 ついて、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接
882 続料の支払が必要なのか等についてMVNOに対して情報提供を行った内容、
883 について追記することが適当。
- 884 • 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの
885 関係」については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量
886 が過大であると考えられる社が現れた場合には、措置を講じることが適当。

887 今般、以上を踏まえ、令和6年度に届出のあった接続料及び当該届出に際し併せ
888 て提出のあった各社の設備運用方針を確認したところ、次の点が確認された。

- 889 • 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きく変動しておら
890 ず、一貫性が確保された。また、各社の接続料算定の需要に用いる設備容量と
891 最繁時トラヒックは乖離しておらず、例えば、接続料算定の需要に用いる設備
892 容量を任意に設定することにより、接続料水準を恣意的に調整するといった恣
893 意的な運用はされていないと考えられる。
- 894 • 各社の設備運用方針において、MVNOによる冗長設備の利用可能性やMV
895 NOによるPOIの冗長化について追記がなされている。
- 896 • 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラ
897 ヒックの関係」については、他社に比べて著しく設備容量が過大な設定であると
898 考えられる社は存在しなかった。

899 以上を踏まえ、次の論点について議論を行った。

- 900 • MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続
901 料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行
902 うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVN
903 Oがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が
904 必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA

- 905 締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うこ
906 とが適当としたが、状況が改善しているか。
- 907 • 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意
908 的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当か。
909 また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁
910 時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備
911 容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定
912 方法について確認する等の措置が必要か。
 - 913 • 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

914 (2) 主な意見

915 ① 事業者からの意見

916 <MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性(POI冗長構成)>

- 917 • 当社では、従前よりMVNO各社の要望に応じて冗長構成に関しても協議を行
918 ってきたところではあるが、本研究会の議論を受けて、冗長系を地域分散(別拠
919 点に設置)する構成を当社ホームページに掲載し、明示的に情報提供を実施。
920 今般明示的に情報提供を実施すること等で、MVNOから問合せがあり、また、
921 協議等で提案を実施。その他MVNOについても、POI更改のタイミング等で、
922 冗長構成に関する提案を実施する考え。MVNO各社の接続先や契約帯域の
923 規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMV
924 NO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】
- 925 • 冗長構成・接続料の要否を、MVNO向け公表資料(標準プラン)で情報提供。
926 今後も適時適切に情報提供を実施しMVNOから具体的な御要望があれば協
927 議のうえ更なる改善に努める考え。【KDDI】
- 928 • MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の
929 支払が必要なのかについて、令和6年6月に案内。【ソフトバンク】
- 930 • 本研究会第八次報告書において、「①MVNOも特段の手続は必要なく冗長設
931 備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗
932 長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのよう
933 な冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか
934 等については、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当」とされて
935 おり、MNO各社においては接続事業者向けの公表資料等に反映をいただいた。
936 MVNOが設備構成を検討する上での前提事項として共通理解が図れたと
937 という点で進展が見られた。【MVNO委員会】

938 ＜設備運用方針(一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」
939 及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」)＞

- 940 • 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと
941 認識。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて
942 説明する考え。【NTTドコモ】
- 943 • 引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 944 • 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総
945 回線容量」(MVNOガイドラインp.21)、すなわち現実的にトラヒックを流すことが
946 できる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される。設備容
947 量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネット
948 ワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争
949 市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではな
950 い。また、MVNO殿は利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネ
951 ットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送
952 容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】

953 ＜設備運用方針に追加的に記載すべき事項＞

- 954 • 特段追加的に記載すべき事項はない。【KDDI】

955 ② 構成員からの意見

956 ＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性(POI冗長構成)＞

- 957 • MVNOにおいて全国規模で事業展開されている場合には、エリア内だけでは
958 なく、拠点間(東西間)においても冗長性を確保することを促進することは、業界
959 のためにも良いことだと思う。
- 960 • 冗長用の設備については平時は使用していないとのことだが、冗長用の設備に
961 よってネットワークの品質が向上し、また、MVNOにおいても使用可能であるな
962 らば、接続料の算定において考慮されて良い。実際には、接続料の課金対象と
963 してはカウントしておらず、もともとの原価が上がっているということで問題ない。

964 (3) 考え方

965 ＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性(POI冗長構成)＞

966 MNOとMVNO間のPOIの冗長構成について、MNO各社から公表資料等により
967 MVNOに情報提供を実施しているとの報告があり、MVNOからもMNOから情報提
968 供があり共通理解が図れたとの報告があった。MNO各社においては、今後も情報提
969 供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが
970 適当である。

971 ＜設備運用方針(一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」
972 及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの関係」)＞

973 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な
974 運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当である。また、
975 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの
976 関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると
977 考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の
978 措置が必要である。

979 8. その他

980 その他、令和6年度に届出のあった接続料の検証を行う際に、5G(SA方式)時代
981 におけるネットワーク機能開放の促進や、移動通信分野における卸電気通信役務の
982 適性性の確保等、本研究会でこれまで検討を行ってきた論点に関する事業者間の協
983 議の状況等について確認を行い、必要な検討を行った。

984 また、番号ポータビリティ転送機能及び非常時における事業者間ローミングに係る
985 卸電気通信役務と特定卸電気通信役務との関係等について、関係する事業者から論
986 点の提起があったところ、必要な検討を行った。

987 (1) 5G(SA方式)の機能開放に向けた協議の状況

988 ① 検討課題

989 本研究会第八次報告書において、5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開
990 放の推進について議論した結果、総務省においては、MNOとMVNO間のイコール
991 フットイングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが
992 適当とした。特に、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにア
993 ンバンドル機能と位置づけることが適当とし、事業者間協議が着実に進むよう、協議の
994 状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることとした。

995 これを踏まえ、今般、特にL2接続相当に係る事業者間協議の状況について確認し、
996 必要な検討を行った。

997 ② 主な意見

998 I. 事業者からの意見

- 999 • 令和6年度は2社と計13回協議を実施。従来要望のあったフルMVNO方式に
1000 加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式を検討し、当社より提
1001 案・議論を実施。【NTTドコモ】
- 1002 • 現時点では、アンバンドル要件のうち「アンバンドルすることが技術的に可能で

1003 あること」や「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を
1004 与えることのないこと」について、まだ明確に満たしている状況にはない。その
1005 ため、引き続き、事業者間協議の状況を注視することが適当。【KDDI】
1006 • 5G(SA方式)L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの
1007 自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、ア
1008 ンバンドル機能についてはMNO各社において本方式の仕様・提供時期につ
1009 いての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべき。【ソフトバンク】
1010 • 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協
1011 議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課
1012 題・問題を感じている会員も存在。【MVNO委員会】

1013 II. 構成員からの意見

1014 • 協議の状況等について、引き続きMNOから四半期ごとの報告を求め、定期的
1015 に確認することが良い。

1016 ③ 考え方

1017 5G(SA方式)の機能開放のうち、特にL2接続相当について、事業者間で協議が
1018 継続している状況であることが確認された。また、一部の事業者間では、従来要望の
1019 あったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式も
1020 含めて検討が行われていることが確認された。

1021 本研究会第八次報告書にあるとおり、既にMNOは5G(SA方式)の提供を開始し
1022 ており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形で
1023 機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相
1024 当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアン
1025 バンドル機能と位置づけることが適当である。

1026 事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、引き続き協議の状況及び
1027 機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当である。ま
1028 た、一部の事業者間で、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についても
1029 検討が行われていることを踏まえれば、事業者間で当該方式について協議が進展し
1030 た場合には、必要に応じて、当該方式が「アンバンドル機能」又は「開放を促進すべき
1031 機能」¹⁵に該当するかどうかについて検討を行うことが適当である。

¹⁵ MVNOガイドラインにおいて、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものと位置づけられた機能。アンバンドル要件(①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること(具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点か

1032 (2)卸電気通信役務に係る協議の状況

1033 ① 検討課題

1034 本研究会第八次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正
1035 性の確保(特定卸役務等の協議の適正化)について検討した際に、一部のMVNOか
1036 ら、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業
1037 者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点か
1038 ら、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和
1039 措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認して
1040 いくことが適当と整理した。これを踏まえ、今般、MVNOへの音声卸料金への反映の
1041 状況について確認した。

1042 また、同報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保
1043 (特定卸役務等の協議の適正化)について議論した際に、一部のMVNOから、5Gホ
1044 ームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があ
1045 り、5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であ
1046 り、事業者間の適正な競争環境に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、
1047 特定卸役務に含まれると考えることが適当(ただし、付加的な機能と考えられる位置特
1048 定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる)とした。MNO
1049 3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOに
1050 おいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当とした。これを踏まえ、
1051 今般、協議の状況について確認した。

1052 ② 主な意見

1053 (音声卸)

1054 I. 事業者からの意見

- 1055 • MVNOが音声卸をより使いやすくなるように音声卸料金を見直し。音声卸を選
1056 択しているMVNOに御利用いただき、御好評いただいている状況。【NTTドコ
1057 モ】
- 1058 • 費用配賦見直しの激変緩和措置の適用がなくなる音声接続料の届出を行った
1059 暁には、現行の卸料金水準や、固定電話接続料を含めた他社接続料の動向
1060 等も踏まえてモバイル音声卸料金の見直しの要否等の検討を行っていく考え。
1061 【KDDI】

ら多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサ
ービスに係る機能が該当する。))を全て満たさない機能のうち、要件④を満たし、いずれかの事業者
に他の事業者からの要望があり、要件②、要件③を満たす可能性がある場合に設定される。

- 1062 • 卸料金は接続料の改定にあわせて毎年見直しを実施。基本的に音声卸料金
1063 は音声接続料に一定程度連動。【ソフトバンク】
- 1064 (5Gホームルーターサービス)
- 1065 I. 事業者からの意見
- 1066 • 5GホームルーターサービスのMVNOへの提供に向け、前向きに協議を実施
1067 中。本研究会第八次報告書にて特定卸役務には当たらないと整理された位置
1068 特定機能や端末設備も含め提供を予定。【NTTドコモ】
- 1069 • 本研究会第八次報告書が整理された以降の状況について、MVNOから5Gホ
1070 ームルーターサービスの卸提供の御要望は現時点ではいただいていないが、
1071 御要望があれば真摯に協議に応じる考え。【KDDI】
- 1072 ③ 考え方
- 1073 費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況について、一部の事業者では音声卸
1074 料金の見直しが行われていることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替
1075 性検証の際に状況を確認していくことが適当である。
- 1076 5Gホームルーターサービスについて、引き続き事業者間で協議を行うことが適当で
1077 ある。
- 1078 (3)IMS接続に係る協議の状況
- 1079 ① 検討課題
- 1080 本研究会第八次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証につい
1081 て議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様
1082 について課題があるとの説明があった。これを踏まえ、今般、協議の状況を確認した。
- 1083 ② 主な意見
- 1084 I. 事業者からの意見
- 1085 • 令和7年4月に契約締結し、令和7年度第4四半期の機能提供開始を目指し、
1086 順調に推移。IMS接続機能の提供が開始された際は、音声卸と接続との代替
1087 性について改めて御判断いただきたい。【NTTドコモ】
- 1088 • 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協
1089 議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課
1090 題・問題を感じている会員も存在する。【MVNO委員会】(再掲)

1091 ③ 考え方

1092 IMS接続の協議状況について、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があ
1093 った点も含め、事業者間で協議が進展していることが確認された。引き続き、接続料の
1094 検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当である。

1095 (4) 番号ポータビリティ転送機能

1096 ① 主な意見

1097 I. 事業者からの意見

- 1098 • IP網における番号ポータビリティの実現方式は、PSTNマイグレーションにより
1099 ENUM方式¹⁶に統一され、法定機能である番号ポータビリティ転送機能は利
1100 用されていない。全音声相互接続事業者(30社)がPSTNに戻さない限り当該
1101 機能を利用できず、全音声相互接続事業者に対してヒアリングした結果、当該
1102 機能の利用要望はなかったことから、法定機能の対象外としていただきたい。
1103 【NTTドコモ】
- 1104 • PSTNマイグレーションに伴い、番号ポータビリティ回線へのルーティングの実
1105 現の方式としては、IP-POI経由での「ENUM方式」に原則一本化されており、
1106 STM-POI経由での番号ポータビリティ回線へのルーティング方式であった
1107 「転送方式」は利用されなくなった。このことから、「番号ポータビリティ転送機能」
1108 は、アンバンドル機能から削除すべき。なお、協定事業者に対しては、改めて
1109 「転送方式」の利用予定の有無の確認を二種指定事業者連名で実施したが、
1110 利用意向を表明した協定事業者はいないことを確認済み。【KDDI】
- 1111 • IP網への移行後は各社ENUM方式により番号解決を実施するため、番号ポ
1112 ータビリティ転送方式は利用されない。そのため、二種接続料規則第4条第1
1113 項による法定機能(アンバンドル機能)から、番号ポータビリティ転送機能を削
1114 除すべき。【ソフトバンク】

1115 II. 構成員からの意見

- 1116 • MNO各社が提案している内容については理解できる。

1117 ② 考え方

1118 番号ポータビリティ転送機能について、PSTNからIP網への移行により利用されな
1119 くなったことで、アンバンドル要件¹⁷のうち、少なくとも①及び④を満たしていない状態

¹⁶ TTC標準JJ90. 30及びTTC標準JJ90. 31に基づく網間信号接続の方式。

¹⁷ 本章の「8. その他」の脚注15参照。

1120 であることが想定されることから、総務省において、アンバンドル機能から削除すること
1121 を検討することが適当である。

1122 (5) 非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸 1123 電気通信役務

1124 ① 主な意見

1125 I. 事業者からの意見

1126 • 非常時における事業者間ローミング(以下「非常時ローミング」)は、自然災害や
1127 通信障害等の非常時においても、他事業者のネットワークを利用し、国民生活
1128 や経済活動に不可欠な携帯電話サービスを継続的に提供することを目的とし
1129 て、令和7年度末の導入を検討中。

1130 非常時ローミングは、MNO間の「卸方式」にて実施する方向であることから、
1131 「特定卸役務」に整理される可能性はあるものと想定。

1132 他方、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー
1133 ルの在り方について(平成21年10月16日)」によれば、公正競争環境下で事業
1134 者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国
1135 民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通
1136 信手段とは区別して考えることが必要とされているところ。

1137 この点、非常時ローミングは、政策的に導入されたものであり、国民の生命・身
1138 体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段であると
1139 考えられるところ、競争を目的としないものであり、電気通信事業者間の適正な
1140 競争関係に及ぼす影響が少ないものとして「特定卸役務」の対象外と考えられ
1141 るのではないか。

1142 加えて、非常時ローミングは、①4MNOグループ連名による双務的な卸契約
1143 により実現すること、②各MNOユーザだけでなく被災事業者をホストMNOと
1144 するMVNOユーザも含め等しく救済すること、③政策的に導入されるものであ
1145 ることといった経緯があることを踏まえれば、仮に「特定卸役務」に該当するとし
1146 た場合においても、卸提供を拒否する正当な理由になる。【NTTドコモ】

1147 • 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであること
1148 から、自然災害や通信障害等の非常時でも、利用者が臨時的に他の事業者の
1149 ネットワークを利用して通信サービスを利用できるよう、令和7年度末頃の事業
1150 者間ローミングの導入に向けて官民を挙げて検討・準備中。

1151 IPネットワーク設備委員会のSWGでは、この非常時における事業者間ローミ
1152 グの役務について、卸電気通信役務契約に基づき救済事業者から被災事業
1153 者に対して提供するものと整理。救済事業者が被災事業者向けに非常時ロー

ミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被災事業者の利用者と併せて、被災事業者をホストMNOとするMVNOの利用者も、ホストMNOを通じて非常時における事業者間ローミングのサービスを利用できるようになる予定(MVNOが非常時における事業者間ローミングの契約を個別に締結する必要はない。)。

そのため、非常時における事業者間ローミングに関して、救済事業者が提供する卸電気通信役務については救済事業者からMVNOに対して直接提供する必要がないことから、特定卸電気通信役務に含まれるものなのかどうか、また仮に含まれる場合においても提供義務を課す必要があるものなのかどうか等について整理する必要がある。【KDDI】

- 非常時における事業者間ローミングについてはMNO間で卸役務にて提供予定。当該卸役務は適正な競争関係に影響を及ぼさないため、特定卸電気通信役務から除外すべき。

仮に除外されないとしても、当該サービスをMVNO殿に卸提供する必要性はないことから当該卸役務に関する提供義務・情報提示義務は生じないものと整理すべき。【ソフトバンク】

II. 構成員からの意見

- 特定卸電気通信役務には該当しないという整理が良いのか、あるいは、元々特定卸電気通信役務の制度でも然るべき理由があれば提供を拒むことができるということになっているので、特定卸電気通信役務ではあるけれども、必ずしもMVNOに提供する必要がないという形で整理する方が良いのか、様々な選択肢があるかと思う。
- 利用者の存在を前提とすれば、特定卸電気通信役務に該当するものと整理し、MVNOから要望があった場合に提供を拒むことができるかどうかについては、実際に非常時ローミングの仕組みが動いていない中で決めずに慎重に検討を行うとする2段階の対応が、法的にもすっきりしている。

② 考え方

MNO各社からの説明を踏まえれば、非常時における事業者間ローミング(非常時ローミング)に係る救済MNOによる卸電気通信役務は、被救済MNO向けの役務であり、救済MNOから直接MVNO向けに提供することは想定されていない。救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングを提供することにより、被救済MNOをホストMNOとするMVNOも、ホストMNOを通じて非常時ローミングを利用したサービスを提供できるようになる予定。

仮に、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務が特定卸電気通信役務に該当すると整理する場合、救済MNOは、正当な理由がある場合を除き、当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないこととなるが、救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被救済MNOのネットワークを利用するMVNOも非常時ローミングを利用したサービスを提供可能である場合には、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同様の卸電気通信役務を直接MVNOに対しても提供する必要性は必ずしも認められない。

他方、「MVNOの利用者に対してもローミングサービスを同様に提供する」ことが非常時ローミングの基本方針であるが、仮に被救済MNOをホストMNOとするMVNOの利用者が非常時ローミングを利用したサービスを利用できない等の場合、MNOとMVNOとの間の競争関係に影響を及ぼす可能性があることを踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務を、あらかじめ「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」として特定卸電気通信役務の対象外と整理することは、必ずしも適当ではない。

以上を踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務は特定卸電気通信役務に該当するものとしつつ、仮にMVNOから救済MNOに対して、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同等の卸電気通信役務の提供の要望があり、救済MNOがその提供を拒む場合には、MVNO側に当該卸電気通信役務の提供を要望する正当な理由があるかどうか等も踏まえた上で、救済MNOにその提供を拒む正当な理由があるかどうかについて慎重に検討を行うことが適当である。

(6) 接続料の検証コスト等削減に向けた要望

① 主な意見

I. 事業者からの意見

- モバイル接続料の算定は、配賦見直しの議論等により、行政・事業者双方の規制コストが増大。接続料届出に係る各種報告物について、影響の少ないものは廃止し、必要となった場合に各事業者へ請求する対応とできないか。【NTTドコモ】
- 接続料の検証コスト等削減に向けたNTTドコモの意見に賛同。様式等が増えており、事業者負担が増大しているという点について、課題認識を持っている。分析や検証に資する有効な内容であるかどうか、また、その分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえた上で、廃止が可能と判断される項目については、ぜひ積極的に見直しを検討いただきたい。【ソフトバンク】

1221 ② 考え方

1222 接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについ
1223 ては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定
1224 根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合
1225 には、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当である。

1226 (7)接続における帯域設定変更の柔軟化

1227 ① 主な意見

1228 I. 事業者からの意見

- 1229 • NTTドコモが第81回研究会にて説明した帯域設定変更の柔軟な対応につい
1230 て、帯域設定変更作業の自動化などハードルが存在することは想定されるが、
1231 毎日のトラフィックが集中する時間帯において、一時的な増速が臨機応変に可能
1232 な環境が整備されることで、MVNOのユーザがより快適にサービスを利用でき
1233 るようになるのではないかと。【MVNO委員会】
- 1234 • 現在のデータ接続においては、トラフィックの増減の変動が基本的には1日を単
1235 位として収まっているため、1日を最小単位として帯域の増速減速を行っている。
1236 ネットワーク自体を最大トラフィックのキャパシティに合わせてつくっているため、
1237 それ以外の時間帯で費用の負担がない場合は、それ以外の時間の費用につ
1238 いては、MNOのユーザが負担するということになると思っており、MNOユーザ
1239 とMVNOユーザとの間の公平性の観点で課題がある。【NTTドコモ】

1240 II. 構成員からの意見

- 1241 • 将来的に、例えば時間貸しのような制度へ変更することについて検討する場合
1242 であっても、MNO側からそのような提案は行われないので、借手であるMVNO
1243 側から、どのようなニーズがあって、どのような制度を検討して欲しいということな
1244 のか要望を出していただくことが、検討するきっかけとしては必要だろう。
- 1245 • 例えば特定の時間帯に限定した時間貸しの仕組みを検討する場合、MNOの
1246 ネットワーク全体の中の空きスペースを探すことができれば良いが、そうでない
1247 場合には、MNO側の設備増設要因になり得るため、その部分については、例
1248 えば時間貸しの単価が何割増しかになるといった形で、設備を利用するMVNO
1249 側が一部その料金を負担しなければならないだろう。現状の接続制度の中に
1250 組み込んで、単価を変えずに貸すといったことにはならないだろうと思っており、
1251 今後、将来的な検討課題として、時間単位のような接続料制度が検討できるよ
1252 うなことがあれば、改めてその際に検討に含めれば良いと考える。
- 1253 • 接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMV

1254 NOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯があると
1255 理解している。時間貸しという考え方を究極に推し進めていくと従量課金に近く
1256 なってくると思われ、本質的な議論に踏み込む可能性がある。
1257 • ピーク時に必要になる帯域を1日中使うと考えれば接続料は高くなり、仮に平均
1258 使用帯域分の支払だけでよいということであれば接続料は安くなる。前者の場
1259 合はMVNOには厳しいであろうし、後者の場合はMNOは接続料収入以上の
1260 設備投資が必要になると思う。実際に検討する場合には、統計的な分析もでき
1261 ると思うので、何らかの分析をした上で、例えば、前者の何%引きになるといった
1262 考え方を整理していただければ良いのではないかな。

1263 ② 考え方

1264 帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を進めていくこ
1265 とが適当である。

1266

第2章 MNOとMVNOの間のイコールフットingの確保(モバイルスタックテスト)

1. 検討の経緯

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)については、固定通信分野において、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきており¹⁸、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成19年7月策定)¹⁹に具体的な実施方法を定め、検証が行われていた。平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月策定)を策定した。

移動通信分野においては、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、本研究会において、当該プランについて、MNO3社の試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を行った²⁰。MNOとMVNOの間のイコールフットingの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書において、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法の具体的な考え方について提言した。これを受け、総務省において、令和4年11月に「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(以下「モバイルスタックテスト指針」という。)が策定され、令和4年度以降は、モバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施されている。

その後、本研究会第七次報告書においては、モバイルスタックテストにおいてFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当²¹との提言を行い、これを受けて、総務省において、令和5年11月にモバイルスタックテスト指針が改定された。

¹⁸ NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」(平成11年8月31日郵電業第101号)及び「接続料と利用者料金の関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

¹⁹ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を踏まえて総務省が策定。

²⁰ 検証の結果、「直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った」(本研究会第五次報告書)。

²¹ 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比(FTTHアクセスサービス:モバイルサービス

1291 令和5年度末には、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施された。
1292 具体的には、本研究会における議論を経て検証対象サービス・料金プラン(以下「サ
1293 ービス等」という。)となった、NTTドコモのirumo(3GB及び6GB)、KDDIのUQ
1294 mobile(4GB)及びソフトバンクのY!mobile(4GB)について、MNO3社による検証が
1295 行われ、その後、本研究会において当該検証結果等について議論を行った。その結
1296 果、本研究会第八次報告書においては、検証対象となったいずれのサービス等につ
1297 いても、利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすも
1298 のではないと考えることが適当とするともに、モバイルスタックテストにおいてワイヤレス
1299 固定ブロードバンドアクセスとのセット割引及び特定決済方法割引²²の影響を考慮す
1300 ることが適当²³との提言を行った。

1301 2. 議論の経過

1302 本研究会第八次報告書²⁴を受けて、総務省においては、意見募集を経て令和6年
1303 11月にモバイルスタックテスト指針を改定し、検証対象サービス等の選定時及び検証
1304 時には、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセス等のセット割引適用サービス²⁵とモバイ
1305 ル契約のセット割引及び特定決済方法割引の影響を考慮することとした。

1306 今般、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づき検証を行うに当たり、次の点に
1307 ついて検討を行った。

1308 <検証対象サービス等の選定>

1309 モバイルスタックテスト指針においては、MNOが提供するサービス等²⁶のうち、次の
1310 ①から③までの要件を全て満たすものを検証対象とすることとしている。

1311 ① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、M
1312 VNOが現に提供している同等のサービス等の料金の月額相当額を下回る、又

=1:2~3)が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」(本研究会第七次報告書)。

²² 特定のクレジットカード等を用いた決済方法により利用者料金を支払うことを要件とする割引。

²³ 「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」、「特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」(本研究会第八次報告書)。

²⁴ 「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」、「特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」(本研究会第八次報告書)。

²⁵ FTTHアクセスサービス、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含み、電気通信役務に限る。)

²⁶ 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

1313 はこれと近接している²⁷もの
1314 ② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題²⁸に
1315 基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの
1316 ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性がある
1317 ことが有識者会合(本研究会)において認められたもの
1318 また、本研究会第八次報告書において、前回検証対象となったサービス等につい
1319 ては「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、状況変化がみられない限りにおい
1320 ては、再度の検証を行わないことが適当」としている。
1321 本研究会では、以上を踏まえ、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス
1322 等について提示を受け、まず、これまでの検証対象サービス等の再検証の要否につ
1323 いて検討を行い、その後、その他のサービス等について条件を満たすかについて検
1324 討を行った。

1325 <MNOによる検証結果の妥当性>

1326 以上の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等
1327 について、総務省から当該サービス等を提供するMNO3社に通知した(令和7年1月
1328 27日)。MNO3社は、令和7年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当該サー
1329 ビス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。
1330 本研究会では、MNO3社の検証結果の妥当性について検討を行った。

1331 <次回以降の検証の進め方>

1332 このほか、モバイルスタックテストの手法等について、MVNOから、①過去検証済
1333 みのプランについて再検証を実施する基準の明確化、②「お試し割」が適用されるプ
1334 ランに係る検証、③営業費相当額について要望があったところ、これらの点について
1335 も検討を行った。

1336 最後に、以上の検討結果を踏まえ、次回以降の検証に向けた方針について検討を
1337 行った。

1338 3. これまでの検証対象サービス等の再検証の要否

1339 検証対象サービス等の選定に当たり、MVNOからこれまでに検証対象となったサー
1340 ビス等について再度要望が寄せられたため、まず、これまでの検証対象サービス等

²⁷ MNOのサービス等にセット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合は、当該セット割引及び特定決済方法割引を適用した料金とMVNOのサービス等の料金(MVNOのサービス等にもセット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合、当該セット割引及び特定決済方法割引を考慮した料金)を比較する。

²⁸ 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

1341 の再検証の要否について検討を行った。これまで、令和4年度及び令和5年度に行わ
1342 れたモバイルスタックテストの概要は以下のとおりである。

- 1343 • モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVN
1344 Oから要望が寄せられたサービス等のうち、以下のサービス等を検証対象サー
1345 ビス等として決定。
1346 令和4年度:NTTドコモの ahamo(20GB)、KDDIの povo2.0(3GB)及びソフト
1347 バンクのLINEMOミニプラン(3GB)
1348 令和5年度:NTTドコモの irumo(3GB及び6GB)、KDDIのUQ mobile(4GB)
1349 及びソフトバンクの Y!mobile(4GB)
- 1350 • MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基
1351 づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの
1352 結果を公表した。
- 1353 • 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象
1354 サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争
1355 を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。

1356 (1)主な意見

1357 MVNO委員会、株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。)、株式
1358 会社オプテージ(以下「オプテージ」という。)及びMNO3社に対しヒアリングを実施し
1359 たところ、これまでの検証対象サービス等の再検証の要否について、次のとおり、事業
1360 者から意見があった。

1361 事業者からの意見

- 1362 • これまでの検証対象サービス等は、MVNOのサービス等と料金が近接。【MV
1363 NO委員会】
- 1364 • これまでの検証対象サービス等は、MVNOのサービス等と料金が近接。モバ
1365 イルスタックテスト指針改定という状況変化を踏まえて再検証が必要。【IIJ、オプ
1366 テージ】
- 1367 • ahamo は、実質的な利用者料金の改定を行っており、検証対象とすることに異
1368 論はない。irumo(3GB及び6GB)は、競争環境の変化が認められないため、
1369 再検証の必要はないと考える。なお、モバイルスタックテスト指針の改定は環境
1370 変化に該当するものではない。【NTTドコモ】
- 1371 • povo2.0(3GB)及びUQ mobile(4GB)は、前回検証時から利用者料金の変
1372 更は行っておらず、接続料の上昇もなく(特にデータ接続料水準は大きく低廉
1373 化)、UQ mobile(4GB)は、前回検証結果で利用者料金と接続料等との差分
1374 は営業費相当額の基準値を大きく上回っていることから、モバイルスタックテスト

1375 指針改定を考慮しても検証結果は変わらないため、再検証は不要。【KDDI】
1376 • LINEMO(3GB)及び Y!mobile(4GB)は、前回検証時から利用者料金の変
1377 更がなく、データ接続料も大幅に低下、また、Y!mobile(4GB)は、前回検証時
1378 にFTTHアクセスサービスに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドとのセット割引
1379 を適用していることから、特筆すべき状況変化はないため、検証不要。【ソフトバ
1380 ンク】

1381 (2)考え方

1382 本研究会第八次報告書において、「今回の検証対象となったサービス等について
1383 は、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみら
1384 れない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。」とされたことを踏ま
1385 え、令和6年度の検証対象サービス等を選定する時点において、検証時から利用者
1386 料金や接続料等について状況変化が見られるかについて確認した。

これまでの 検証対象サ ービス等	利用者料金 (*1)		接続料等						セット割、 特定決済 方法割引の 対象
			音声接続料等				データ接続料		
	検証時	2025年1月 現在	音声接続に係る基本料 (*2)		音声接続料				
検証時			2025年1月 現在	検証時	2025年1月 現在	検証時	2025年1月 現在		
令和4年度検証									
ahamo (20GB) (*6)	2,970円	2,970円 (-)			7.54円/3分	7.47円/3分 (▲0.8%)	20.3万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲36.9%)	対象外
povo2.0 (3GB)	990円	990円 (-)			9.35円/3分	8.23円/3分 (▲11.9%)	21.2万円 /10Mbps	10.8万円 /10Mbps (▲49.1%)	対象外
LINEMO (3GB)	990円	990円 (-)			9.27円/3分	9.70円/3分 (+4.6%)	18.8万円 /10Mbps	9.4万円 /10Mbps (▲50.0%)	対象外
令和5年度検証									
irumo (3GB)	2,167円	2,167円 (-)			7.47円/3分	7.47円/3分 (▲0.02%)	15.6万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲17.9%)	対象
irumo (6GB)	2,827円	2,827円 (-)			7.47円/3分	7.47円/3分 (▲0.02%)	15.6万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲17.9%)	対象
UQ mobile (4GB)	2,365円	2,365円 (-)			8.23円/3分	8.23円/3分 (-)	13.1万円 /10Mbps	10.8万円 /10Mbps (▲17.6%)	対象
Y!mobile (4GB)	2,365円	2,365円 (-)			9.15円/3分	9.70円/3分 (+6.0%)	12.6万円 /10Mbps	9.4万円 /10Mbps (▲25.4%)	対象

(*1) 税込表示 (*2) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）を含む
(*3) MVNOから本件検証を実施する旨の要望があった時点で、MVNOがMNOに支払っている予測接続料 (*4) 課金情報提供機能を含む
(*5) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）は、接続約款に金額を公表していないため、構成員限り (*6) 2024年10月1日からデータ容量が20GBから30GBに増量

1387 (出所)第 92 回会合資料 92－1(事務局資料)より抜粋
1388 【図2－1 これまでの検証対象サービス等に係る検証時からの状況変化】
1389

1390 これまでの検証対象サービス等のうち、令和4年度検証対象サービス等である
1391 ahamo(20GB)については、実質的な利用者料金の改定が行われており、状況変化
1392 が認められるため、モバイルスタックテスト指針に示された要件を全て満たす場合には、
1393 改めて検証の対象とすることが適当である。

1394 その他のこれまでの検証対象サービス等(令和4年度検証対象サービス等である
1395 povo2.0(3GB)、LINEMO(3GB)、令和5年度検証対象サービス等である irumo(3

GB及び6GB)、UQ mobile(4GB)及びY!mobile(4GB))については、いずれも利用者料金についてはこれまでの検証時から変化がなく、接続料等についてはこれまでの検証時よりも低廉化しており、「利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である」とされたこれまでの検証時から状況変化が見られないと考えられる。

なお、MVNOからは、令和5年11月のモバイルスタックテスト指針の改定が状況変化に該当するとして再検証を要望されているが、指針改定が行われるたびに、これまでの検証対象サービス等の全てについて再検証を行うことは現実的ではなく、再検証の要否については、モバイルスタックテスト指針改定の内容等も踏まえ、総合的に判断することが適当である。

この点、今般のモバイルスタックテスト指針改定は、FTTHアクセスサービスに加えて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引や特定決済方法割引についてスタックテストにおいて考慮することとしたものであるが、一部のMNOから、モバイルスタックテスト指針改定の内容を考慮しても検証結果は変わらないとの説明があったとおり、モバイルスタックテスト指針改定の内容、これまでの検証結果、接続料等がこれまでの検証時よりも低廉化している等を踏まえれば、再度の検証を行う必要性は低いと判断することが適当である。

以上のことから、その他のこれまでの検証対象サービス等については、状況変化がない限りは、今次のモバイルスタックテスト指針改定を理由とした、再度の検証は不要とすることが適当である。

4. 検証対象サービス等の選定

(1) 主な意見

検証対象とすべきサービス等について、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びMNO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見があった。

① 事業者からの意見

<基準①:料金の近接>

【大容量帯プラン】

- ahamo(30GB)、povo2.0(360GB/365日間を1か月あたりに換算)、UQ mobile(30GB)、LINEMO(30GB)及びY!mobile(20GB+10GB増量オプション)はMVNOのサービス等の料金と近接又は下回る。

※povo2.0(360GB/365日間を1か月あたりに換算)及びY!mobile(20GB+10GB増量オプション)について、MVNO委員会は音声準定額込みで、IIJ及びオプ

1430 テーじはデータ通信量のみで、それぞれ比較。【MVNO委員会、IIJ、オペテー
1431 ジ】

1432 • ahamo(30GB)は、検証対象とすることに異論はない。【NTTドコモ】

1433 • UQ mobile(30GB)は、MVNO料金を下回る、または近接。povo2.0(360GB
1434 /365 日間)は、1か月あたりに換算して比較した場合、MVNO料金を下回って
1435 いるが、360GB分の料金(26,400 円)を前払いするプランである点、必ずしも 12
1436 か月間平均的にデータが利用されるわけではなく、数ヶ月で使い切る利用者が
1437 存在している等を踏まえると、30GB/月プランとの競合ではない。【KDDI】

1438 • Y!mobile(20GB+10GB)の方が割引適用後料金が安価、営業費相当額が高い
1439 ため、同プランを検証すればLINEMO(30GB)は検証不要。【ソフトバンク】

1440

1441 (参考)【低容量帯プラン】

1442 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(3GB)、povo2.0 (3GB)、LIN
1443 EMO (3GB)、UQ mobile(4GB)、Y!mobile(4GB)は、MVNOのサービス等
1444 の料金と近接している状況(固定通信とのセット割引及び特定決済方法割引を
1445 考慮)。【MVNO委員会】

1446 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(3GB)、UQ mobile(4GB)、
1447 Y!mobile(4GB)は、MVNOのサービス等の料金と近接。モバイルスタックテスト
1448 指針改定という状況変化を踏まえて再検証が必要。【IIJ】

1449 • MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo(3GB及び6GB)、povo2.0(3G
1450 B)、LINEMO(3GB)、UQ mobile(4GB)、Y!mobile(4GB)について、モバイ
1451 ルスタックテスト指針改定という状況変化を踏まえて再検証を要望。【オペテージ】

1452 • irumo(3GB及び6GB)は、競争環境の変化が認められないため、再検証の必
1453 要はないと考える。なお、モバイルスタックテスト指針の改定は環境変化に該当
1454 するものではない。【NTTドコモ】(再掲)

1455 • povo2.0(3GB)及びUQ mobile(4GB)は、前回検証時から利用者料金の変更
1456 を行っておらず、接続料の上昇もなく(特にデータ接続料水準は大きく低廉化)、
1457 UQ mobile(4GB)は、前回検証結果で利用者料金と接続料等との差分は営業
1458 費相当額の基準値を大きく上回っていることから、モバイルスタックテスト指針改
1459 定を考慮しても検証結果は変わらないため、再検証は不要。【KDDI】(再掲)

1460 • LINEMO(3GB)及びY!mobile(4GB)は、前回検証時から利用者料金の変更
1461 がなく、データ接続料も大幅に低下、また、Y!mobile(4GB)は、前回検証時にF
1462 TTHアクセスサービスに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスと
1463 のセット割を適用していることから、特筆すべき状況変化はないため検証不要。
1464 【ソフトバンク】(再掲)

1465 <基準②:具体的な課題に基づく要望>

- 1466 • 当社サービス等からMNOのサブブランド等(irumo、UQ mobile、Y!mobile)及
1467 び廉価プラン(ahamo、povo 2.0、LINEMO)への転出割合は、前年度に大きく
1468 増加してから同様の傾向が継続。【IJJ】
- 1469 • MNO3社への転出は依然として大きな割合を占めている状況。特に、サブブラン
1470 ドへの転出は継続的に高い水準にあり、直近の状況としては増加傾向。容量
1471 帯を問わず、MNOのサブブランド等への転出割合は継続して高い傾向。大容量
1472 帯(20GB以上)では、サブブランドに加え、ahamoの転出割合も高い状況。
1473 【オペレーティング】
- 1474 • MVNOにおける、第90回研究会での提示内容は非公開であるため、「継続的
1475 移行の有無」は、MNOには判断できない状況。そのため、総務省殿及び本研
1476 究会構成員にて確認・検証が必要。特に、今回検証要望のあった料金プランは
1477 提供開始後間もないことから、同プランへの継続的移行の有無をどのように判断
1478 するか、MVNOの提示内容が「説得力のあるデータ」となっているか等につい
1479 ても確認が必要。【KDDI】

1480 <基準③:検証の合理性>

- 1481 • povo2.0(360GB/365日間)は、1か月あたりに換算して比較した場合、MVNO
1482 料金を下回っているが、360GB分の料金(26,400円)を前払いするプランである
1483 点、必ずしも12か月間平均的にデータが利用されるわけではなく、数ヶ月で使
1484 い切る利用者が存在している等を踏まえると、30GB/月プランとの競合ではない。
1485 【KDDI】(再掲)
- 1486 • povo2.0 360GB/365日のプラン(税抜24,000円)は単純に1か月換算すると月
1487 2,000円/30GBだが、MVNO等が提供する一般的な月額プランと異なるのは、
1488 1か月30GBを超えて利用できる点。このようなユーザは、povo2.0 360GB/365
1489 日のプランを上限30GB/月のプランとは考えていない可能性が高く、例えば、
1490 60GB/月利用するユーザであれば、月4,000円/60GBのプランと捉え(6か月で
1491 360GBを使い切るために、6か月毎に360GB/365日のプランを購入)、競合プラ
1492 ンは上限60GB/月プランや無制限プランと捉えている可能性がある。そのため、
1493 単純に1か月換算した上限30GB/月のプランの競合とはいえない。(略)30GB/
1494 月を超える利用実態があるにもかかわらず、利用者料金は月額換算の30GB相
1495 当の2,000円とし、接続料相当額は30GBを超えて利用したユーザも含め、全ユ
1496 ーザの平均使用通信量で算定した場合、利用者料金と接続料相当額の算定方
1497 法について平仄が取れておらず、問題。(略)そのため、当該プランを「上限30G
1498 B/月、月額2,000円」のプランと見做して検証することは適切ではない。仮に、当
1499 該プランを上限30GB/月プランの競合としてスタックテストの対象とする場合、検
1500 証時にデータの補正(月30GBを超える利用分を除外した上で月間の平均使用

1501 通信量を算出)が必要。【KDDI】(追加質問回答)

1502 • Y!mobile (20GB+10GB)の方が割引適用後料金が安価、営業費相当額が高い

1503 ため、同プランを検証すればLINEMO (30GB)は検証不要。【ソフトバンク】

1504 ② 構成員からの意見

1505 • 3つの基準にしたがって検討した結果、ahamo (30GB)、UQ mobile コミコミプラ

1506 ン+ (30GB) 及びY!mobile シンプル2M (20GB+10GB)について、本件の検

1507 証対象とする合理性を認めることで良いと思う。

1508 (2)考え方

1509 以上の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方

1510 は次のとおりである。

1511 <基準①:料金の近接>

1512 【今回の議論の対象となったサービス等】

1513 今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりである。

大容量帯 プラン	MVNOプラン		MNOプラン				
	IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile
データ容量	30GB	20GBを30GBに換算	30GB	360GB/365日を 1ヶ月当たり換算	30GB		20GB+10GB
データ通信料金	¥ 2,700	¥ 3,267(*1)	¥ 2,970	¥ 2,200(*2)	¥ 3,278	¥ 2,970	¥ 4,565
セット割引総額	(- ¥ 660)	(- ¥ 330)	-	-	-	-	- ¥ 1,650
家族割引	- ¥ 100	(- ¥ 55)	-	-	-	-	(- ¥ 1,100) (*3)
特定決済方法割引	-	-	-	-	-	-	- ¥ 187
音声 5 分定額料金	¥ 500	-	基本料に含む	¥ 550	-	基本料に含む	-
音声10分定額料金	¥ 700	¥ 550	-	-	基本料に含む	-	¥ 880
月 額 料 金	データ通信料金のみ	¥ 2,600	-	¥ 2,200	-	-	¥ 2,728
	音声5分定額込み	¥ 3,100	-	¥ 2,970	¥ 2,750	-	¥ 2,970
	音声10分定額込み	¥ 3,300	¥ 3,817	-	-	¥ 3,278	-
	備考	(*4)	(*4)	R4検証済			
							(*4)

(*1) 20GBプラン (2,178円) を30/20を乗じて30GB相当の料金に換算。(*2) 月額基本料金0円に、365日間有効の360GBトップギガ料金 (26,400円) を1か月間当たりに換算したものを加算。(*3) セット割引との併用不可。
(*4) MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割引しているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはセット割引を全額適用して比較。
※各社プランの内容は2024年11月12日時点のもの。料金は税込。(本研究会第90回MVNO委員会資料、ID資料及びオブページ資料等を参考に総務省で作成)

1514 (出所)第 92 回会合資料 92－1(事務局資料)より抜粋

1515 【図2－2 議論の対象となったサービス等(大容量帯プラン)】

1516

1517 なお、低容量帯プランについては、いずれもこれまでの検証対象サービス等であり、

1518 今次のモバイルスタックテスト指針改定を理由とした、再度の検証は不要とすることが

1519 適当であると考えられるため、以下では、大容量帯プランについて整理している。

低容量帯 プラン	MVNOプラン		MNOプラン					
	IIJmio	mineo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	5 GB		3 GB			4 GB		6 GB
データ通信料金	¥ 990	¥ 1,518	¥ 2,167	¥ 990(*1)	¥ 990	¥ 2,365	¥ 2,365	¥ 2,827
セット割引総額	(- ¥ 660)	(- ¥ 330)	- ¥ 1,100	-	-	- ¥ 1,100	- ¥ 1,100 (*2)	- ¥ 1,100
家族割引	- ¥ 100	-	-	-	-	-	(- ¥ 1,100) (*2)	-
特定決済方法割引	-	-	- ¥ 187	-	-	- ¥ 187	- ¥ 187	- ¥ 187
月額料金	¥ 890	¥ 1,518	¥ 880	¥ 990	¥ 990	¥ 1,078	¥ 1,078	¥ 1,518
備考			R5検証済 (*3)	R4検証済	R4検証済	R5検証済 (*3)	R5検証済 (*3)	R5検証済 (*3)

(*1) 月額基本料金0円、30日間有効の3GBトップギガ料金990円を加算。(*2) セット割引との併用不可。

(*3) MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはセット割引を全額適用して比較。

※MVNOは、低容量帯については、全てのサービス等について、音声定額料金を含まない形で比較。

※各社プランの内容は2024年11月12日時点のもの。料金は税込。

(本研究会第90回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオペレーティング資料等を参考に総務省で作成)

1520

1521

1522

(出所) 第 92 回会合資料 92-1 (事務局資料) より抜粋

【図2-3 (参考) 低容量帯プラン】

1523

料金近接性を確認する際に、両サービス等でデータ容量が異なる場合、同じ容量
に換算して比較する必要がある。このため、mineoのプランの月額料金を、議論の対象
となったMNOのサービス等と同じ容量の 30GBに換算し、料金の近接性を確認した。
また、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含まれていること等を踏
まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算する場合の、両方
の方法で確認した上で総合的に判断することとした。

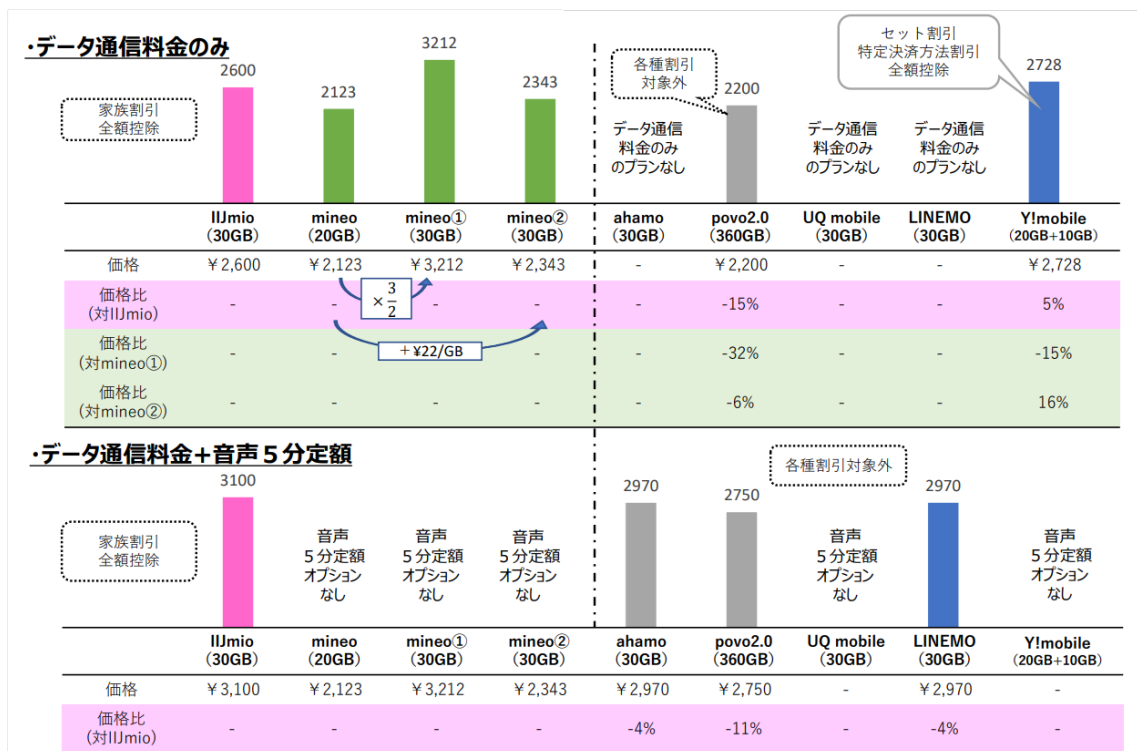
1524

1525

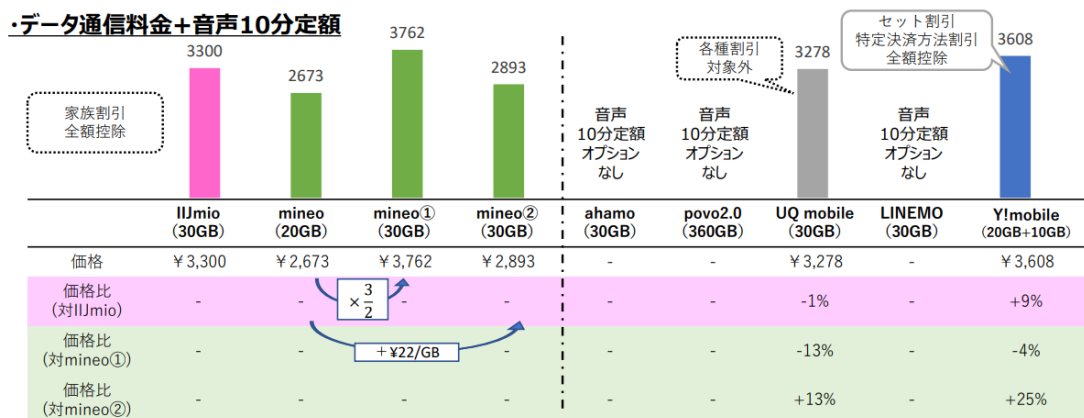
1526

1527

1528



1529



(出所) 第 92 回会合資料 92-1 (事務局資料) より抜粋

【図2-4 料金の近接状況に関する分析(大容量帯プラン(30GB))】

この結果、ahamo(30GB)については、MVNOの料金を下回っている(-4%)ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

povo2.0(360GB/365 日)については、1か月当たりに換算して比較した場合、MVNOの料金を下回っている(-32%~-6%)ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

UQ mobile(30GB)については、MVNOの料金との近接度合いが高く(-13%~13%)、特に IIJmio 及び mineo①の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

LINEMO(30GB)については、MVNOの料金を下回っている(-4%)ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

Y!mobile(20GB+10GB)については、セット割引及び特定決済方法割引を全額控除した場合、MVNOの料金との近接度合いが高く(-15%~25%)、特に mineo①の料金を下回っていることから、基準①を満たすとみなすことが適当である。

<基準②:具体的な課題に基づく要望>

MVNOからは、昨年度と同様、転出する利用者に対して実施した転出先に関するアンケートの結果により、ブランド単位での具体的な転出データが示された。

MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、大容量帯については、特に ahamo(30GB)、UQ mobile(30GB)及び Y!mobile(20GB+10GB)が基準②を満たすとみなすことが適当である。

<基準③:検証の合理性>

検証の合理性については、KDDIから、povo2.0(360GB/365 日間)は 30GB/月プランとの競合ではないとの意見が示された点及びソフトバンクから、Y!mobile(20GB+10GB)を検証すればLINEMO(30GB)は検証不要との意見が示された点について検討を行った。

1557 まず、povo2.0(360GB/365 日)については、必ずしも 12 か月間平均的にデータを
1558 利用されるわけではないが、そのような利用も可能であることを踏まえれば、基準①及
1559 び基準②の検討に当たっては、月 2,200 円/30GBの料金プランとみなして検討を行う
1560 ことは一定の合理性があると考えられる。(この点、仮に、1か月当たりに換算して比較
1561 した場合、MVNO料金を下回っていることを踏まえれば、基準①を満たしていると考え
1562 えられるが、基準②の観点からは、MVNOから寄せられた転出に関する課題を踏ま
1563 えれば、今回の検証においては、UQ mobile を優先的に検証することが適当と考えら
1564 れる。)

1565 他方、仮に povo2.0(360GB/365 日)の検証を行う場合、利用者料金は月額換算の
1566 30GB相当の 2,200 円とし、接続料相当額は 30GBを超えて利用したユーザも含む全
1567 ユーザの平均使用通信量で算定することは、利用者料金による指定事業者の収入を
1568 正確に捉えておらず、必ずしも適当ではないと考えられる。povo2.0(360GB/365 日)
1569 について、より正確な検証を行うには、例えば、利用者料金を 26,400 円とし、365 日間
1570 の設備等費用と比較することなどが考えられるが、当該プランは、2024 年 10 月 18 日
1571 から提供開始されたプランであることから、十分な利用実績が把握されていない。

1572 以上を踏まえれば、povo2.0(360GB/365 日)については、少なくとも今回の検証の
1573 対象としないこととし、十分な利用実績の把握が可能となる来年度以降、改めて検証
1574 対象とするかどうか等について検討することが適当である。

1575 次に、LINEMO(30GB)については、ソフトバンクからは、Y!mobile(20GB+10GB)
1576 を検証すれば、LINEMO(30GB)は検証不要との意見が示されているが、検証の要
1577 否についてはそれぞれの料金プランについて個別に検討することが適当である。(こ
1578 の点、LINEMO(30GB)については、基準①は満たすが、基準②の観点からは、今
1579 回の検証においては、Y!mobile(20GB+10GB)を優先的に検証することが適当と考え
1580 られる。)

1581 <検証対象サービス等について>

1582 以上の基準①、②、③に係る検討を踏まえ、本研究会第 94 回会合においては、以
1583 下のサービス等について、本件検証の対象とすることが適当とした。

1584

事業者	ブランド等	データ容量	サービス等	備考
NTTドコモ	ahamo	30GB	ahamo（大盛りオプションを除く）	2024年10月1日より、データ容量を20GBから30GBに増量
KDDI	UQ mobile	30GB	コミコミプラン+	2024年11月12日より提供開始
ソフトバンク	Y!mobile	20GB (+10GB)	シンプル2 Mプラン (データ増量オプションを含む)	2024年11月11日より、「データ増量オプション」のデータ容量を5GBから10GBに増量（2025年1月1日より、30GB（+5GB）に増量）

1585 (出所)第 94 回会合資料 94－1(事務局資料)より抜粋
1586 【図2－5 検証対象サービス等】

1587 なお、いずれのサービスも、最近に提供開始又はデータ容量が増量されていること、
1588 増量オプション等が存在しているが、今般の検証における設備等費用の算定に用い

1589 る実績の対象期間、対象オプション等については以下のとおりとなっている。

NTTドコモ	・実績の対象期間：2024年10月から12月の平均使用通信量、平均通話時間を使用 ・対象オプション：「1G追加オプション」は算入し、「大盛オプション」は控除
KDDI	・実績の対象期間：2024年12月1日から12月31日までの期間（11月の実績については含まず。） ・対象オプション：コミコミプラン+のご利用者全て（以下①および②）を検証対象（※①②合わせて1つの料金プランとして検証） ①「コミコミプラン+（33GB*）」増量オプションⅡ（5GB）なし（計33GB/月） ②「コミコミプラン+（33GB*）」増量オプションⅡ（5GB）あり（計38GB/月）
ソフトバンク	・実績の対象期間：例年通り今年度第3四半期までのデータを利用 ・対象オプション：増速オプションも含めY!mobileシンプル2 Mプランとして提供しているため、オプション非加入ユーザ・加入ユーザは分けて検証を実施（昨年度Y!mobileシンプル2 Sプランの検証時も同様に実施）

1590
1591 (出所)第94回会合資料94-1(事務局資料)より抜粋

1592 【図2-6 検証を行う際に設備等費用の算定に用いる実績の対象期間、対象オプ
1593 ション等(赤字は第92回会合資料92-1(事務局資料)から変更があった箇所)】

1594 総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNO
1595 に通知した(令和7年1月27日)。これを踏まえ、MNO各社は、令和7年3月末、モバ
1596 イルスタックテスト指針に従って当該サービスについて検証を実施し、その結果を一部
1597 公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	ahamo（30GB）	(1) 設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用（国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等） (2) 営業費相当額 (3) 利用者料金	○
KDDI	UQ mobile コミコミプラン+（30GB）		○
ソフトバンク	Y!mobile シンプル2 Mプラン（20GB+10GB）		○

1598
1599 ※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回ら
1600 ない場合に、検証結果を“○”とする。

1601 (出所)第94回会合資料94-1(事務局資料)より抜粋
1602 【図2-7 MNO各社における検証結果】

1603 5. MNOによる検証結果の妥当性

1604 (1)考え方

1605 MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金に
1606 よる収入と当該サービス等の提供に必要なと考えられる設備等費用の差分が営業費相
1607 当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係
1608 は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である。

1609 なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方
1610 の妥当性が確認された。

1611 <設備等費用①:データ接続料相当額>

1612 モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって
1613 算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認さ
1614 れた。

$$\frac{\frac{\text{設備容量の上限値}[\text{Mbps}]}{10} \times \text{届出接続料}[\text{円}/10\text{Mbps} \cdot \text{月}]}{\frac{\text{最繁時トラヒック量}[\text{GB}/\text{BH}]}{\text{最繁時集中度}[\%]} \times 30.4[\text{日}]}$$

1615

1616 なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中度」
1617 は、これまでの検証時と同様、MNO3社いずれも、対象サービス等ごとの値ではなく、
1618 全ブランド共通の値を採用しており、MNO3社で共通した考え方が用いられていること
1619 が確認された。

1620 <設備等費用②:音声接続料相当額>

1621 モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO(の
1622 利用者)に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能
1623 を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

- 1624 • (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
1625 基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料に
1626 ついては当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額に
1627 より算出する。
- 1628 • (ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
1629 基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料につい
1630 ては音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を
1631 乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数
1632 の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業
1633 者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用し
1634 ているときには、(i)と同様の方法で算出する。

1635 この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用して
1636 いる場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

1637 <設備等費用③:その他の設備費用>

1638 モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネッ
1639 ト接続サービスに係る費用、P-GW²⁹に係る費用、他事業者との接続に際して支払う
1640 費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MN
1641 O3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

1642 <営業費相当額>

1643 モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、二種会計規則に基づく移
1644 動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費

²⁹ Packet Data Network Gateway

等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としな
いものを除く。また、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用が
ある場合、当該費用については営業費から除く。)の割合の直近5年間の平均値によ
り算出することとされている。

この点、今般の検証においては、ahamo(30GB)についてはオンライン限定プランで
あるため店頭販売に係る営業費等の控除を行い、その他の検証対象サービス等につ
いては店頭で契約可能なプランであるため店頭販売に係る営業費等の控除は行わず
に、令和元年度から令和5年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を
算出していることが確認された。

<利用者料金>

モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金につ
いては、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各
音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基
づく加重平均により算出することとされている。

この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める定額
プラン加入者、準定額プラン加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出し
ていることが確認された。

また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引³⁰については、
以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとさ
れている。

- 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての
利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつて
は、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割
引額を乗じた金額
- セット割引適用サービスとのセット割引にあつては、検証対象サービス等の利用
者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額
のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額³¹。なお、検証対象サー
ビス等に係る割引額は、次のとおりとする。
 - 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するセット割引適用サ
ービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立

³⁰ 特定決済方法割引を含む。社会福祉を目的とする割引であつて、公的機関が発行する証明書の確
認を要件とするもの並びにセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセ
ット割引を除く。

³¹ セット割引が適用されるセット割引適用サービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利
用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

1676 販売価格³²及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対
1677 象サービス等及び当該セット割引適用サービスに案分するなど合理的な
1678 方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりと
1679 する。

検証対象サービス等 α とあるサービス β とのセット割引における α 1回線あたりの
割引額： D
 α の独立販売価格： P_{α}
 β の独立販売価格： P_{β} （同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出）
当該セット割引に紐づく α 1回線あたりにおける β の回線数の割合： r

1680
$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} + P_{\beta} \times r}$$

1681 • 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の事業者が提供するセッ
1682 ト割引適用サービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等
1683 の料金に対して適用される割引額とする。

1684 今回の検証においては、Y!mobile (20GB+10GB)を除く検証対象サービス等につ
1685 いては、いずれも各種割引の対象外であったが、Y!mobile (20GB+10GB)については、
1686 利用者料金から、「セット割引適用サービスとのセット割引」に係る割引額が控除される
1687 とともに、「検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引」とし
1688 て家族割、親子割、特定決済方法割引及び1GB以下割に係る割引額が控除されて
1689 おり、モバイルスタックテスト指針に従って利用者料金を算出していることが確認された。

1690 6. 次回以降の検証の進め方

1691 (1) 主な意見

1692 ① 事業者からの意見

1693 <過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化>

1694 • 過去検証済みのプランについて、検証実施時に用いた数値が大きく変わる場
1695 合は、「環境の変化」があるものとして再検証を実施する基準の明確化を要望。

1696 【MVNO委員会】

1697 • 再検証の実施基準について、例えば以下のような内容を明確にさせていただくこ
1698 とを要望。【IIJ】

1699 • 一度、検証対象サービス等となったものは「検証時点からの環境の変化」
1700 が発生した場合に再度検証を行うこと

1701 • 「検証時点からの環境の変化」は、以下のようなことが考えられる

1702 ➤ データ伝送役務に係る接続料が前年度より上昇した場合

³² 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

- 1703 ➤ 「営業費相当額」が前年度と比べて著しく上昇した場合
- 1704 ➤ 「利用者料金」に変化(GBあたりの月額料金が低廉となった、検
- 1705 証に考慮する割引等が増えた等)がある場合
- 1706 • 再検証の要否は、モバイルスタックテスト指針に規定された検証対象の選定要
- 1707 件にのっとり、その要件の該非を都度議論すべきであり、再検証を実施する基
- 1708 準を定める必要はないのではないか。【NTTドコモ】
- 1709 • モバイルスタックテスト指針の改定は環境の変化に該当するものではなく、モバ
- 1710 イルスタックテスト指針の改定のみを理由とした再検証は不要。【NTTドコモ】
- 1711 • MVNO殿提示の再検証実施基準について、過去検証時と比較して接続料・営
- 1712 業費相当額・利用者料金等の各パラメータの変動を総合的にみて、検証クリアと
- 1713 なる見込みが高いと判断可能な場合は検証不要とすべき。【ソフトバンク】
- 1714 <「お試し」が適用されるプランについての検証>
- 1715 • MNO各社により「お試し」を目的とした通信料金割引が行われるプランについ
- 1716 ては、定例の検証とは別に臨時の検証を行うなど早期に競争影響を確認してい
- 1717 ただきたい。【MVNO委員会】
- 1718 • 新規契約を条件とした通信料金割引(6か月以内)が「お試し」として認められる
- 1719 こととなり、12/26の制度改正後、「お試し」が適用されるプランが発表された場合
- 1720 は、来年度の検証を待たず、可能な限り速やかに個別の検証が実施されること
- 1721 を要望。【IJJ】
- 1722 • 検証に当たっては、利用実績を把握する期間が必要なため、検証期間は御考
- 1723 慮いただきたい。【NTTドコモ】
- 1724 • 各社から発表されたお試し割の内容を踏まえ、検証方法を検討する必要がある
- 1725 のではないかと。【NTTドコモ】
- 1726 • 「お試し」は、最大6か月間の限定施策であり、「お試し」終了後も相当数のユー
- 1727 ザは継続利用することから、あたかも「お試し」が永続的に適用されているかのよ
- 1728 うな検証方法になってしまうのは実態に即さず不適切。そのため、検証に当たっ
- 1729 ては、提供開始から検証実施まで一定の期間を設ける、あるいは、検証実施時
- 1730 に何らかの補正(※)を適用する等の検討を要望。【KDDI】
- 1731 ※例えば、6か月の期間限定の割引である場合、12か月の単月平均割引額に
- 1732 補正する等
- 1733 • 「お試し」割引施策開始直後は実績データが十分に蓄積されていない等の状況
- 1734 が想定されるため、検証の精度を確保するための方策を検討するべきと考えま
- 1735 す。例えば、一定程度の期間経過後に検証を実施する、利用者料金について
- 1736 は将来の収入も考慮する等、立ち上がり期の一断面での検証とならないよう、検
- 1737 証時期及び検証方法につき、二種指定事業者と調整することを要望。【ソフトバ
- 1738 ンク】

1739 ＜営業費相当額＞

- 1740 • 検証に用いる「営業費相当額」について、直近5年間の平均値ではなく直近1年
1741 間の値を用いることで、検証実施時の実態により即した形での検証が実施され
1742 ることを要望。【MVNO委員会】
- 1743 • データ接続料相当額や営業費相当額等について、メインブランドの数値が含ま
1744 れることにより、過少となるおそれがあるため、対象プランごとに数値にて算定を
1745 行うことが必要。【MVNO委員会】
- 1746 • 検証時の「営業費相当額」算出方法は、直近5年間の平均値ではなく、直近1年
1747 間の値での検証を要望。【IIJ】
- 1748 • 営業活動に係る費用は、時期や環境により短期的に変動するものである一方、
1749 モバイル通信サービスは利用者料金として長期的に回収するものであるため、1
1750 年間の実績では評価が難しく、5年間の平均値で検証することが合理的。【NT
1751 Tドコモ】
- 1752 • 当社はサブブランドを有しておらず、ahamo、irumoはプラン名称であり、サブブ
1753 ランドではない。プランごとの営業費について把握する仕組みがないため、対象
1754 プランごとの算出は不可。現状も検証対象サービス等の利用者料金に接続会
1755 計における営業収益に対する営業費の割合を乗じている点を踏まえると、サー
1756 ビスごとの営業費相当額を考慮していると考え。なお、営業費相当額には、ド
1757 コモショップやコールセンターの運営費等、既存契約者向けのものも含まれ不
1758 可分なので、新規加入者数による案分は適切ではない。【NTTドコモ】
- 1759 • 営業費相当額は、可能な限り最新のデータを用いて検証するべきとの考えは理
1760 解できるものの、直近1年間など短期的な値を用いる場合、特殊要因による一時
1761 的な変動の影響を受けやすくなることを懸念。本研究会第八次報告書において、
1762 「接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという
1763 現在の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算
1764 出するという点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方
1765 法を維持することが適当」との考え方が示されたため、弊社としては、現行のモ
1766 バイルスタックテスト指針のとおり、直近5年間の平均値を用いる検証で良い。
1767 【KDDI】
- 1768 • 営業費相当額は、ブランド単位で直課／配賦の費用を把握する仕組みがなく、
1769 ブランド単位での算出は困難。新規加入に係るコストは営業費の一部に過ぎな
1770 いことを踏まえると、新規加入者数により営業費相当額をブランドごとに案分す
1771 ることは適切ではないため、収入額に応じた現状の算出方法（サービス・プラン
1772 ごとの利用者料金に全体の営業費比率を乗じて算定）を変更する必要はない。
1773 【KDDI】
- 1774 • 本研究会第八次報告書にも記載のとおり、現在の営業費相当額の算出方法に

1775 ついては一定の合理性があるとされており、再度の検証は不要と考えます。な
1776 お、直近1年間の営業費相当額では、その年のみ生ずる特有の要素を排除で
1777 きず、一断面での検証となる可能性があることから、モバイルスタックテスト指針
1778 のとおり5年平均とすべき。【ソフトバンク】
1779 ・ 営業費は新規加入者の獲得だけではなく、既存加入者の維持にも係ることから
1780 も、新規加入者数による案分は不適當。【ソフトバンク】

1781 ② 構成員からの意見

1782 <総論>

- 1783 ・ サービス・プランが最近変わったときの扱いについて、年間スケジュールがおおよ
1784 そ決まっている中で、MNO各社において、1年の特定の時期にプラン変更すると
1785 モバイルスタックテストの実施が難しくなるということは良くない。ギリギリのタイミン
1786 グでプラン変更があった場合にどのようにするかという点については、来年に向け
1787 て、事業者の意見も伺った上で方針を検討しても良いのではないかと。
1788 ・ NTTドコモとKDDIにおいて、特に対象期間をより新しいサービスに移行してから
1789 の期間に限定するより正確な変更がされたことは良いと思う。
1790 ・ 割引をするユーザ数の大幅な増加や、競争状況が変化し、ユーザの意向が非常
1791 に大きくなるなど市場の変化が起こった場合には、三つの基準に照らして適宜判
1792 断していけば良いと思う。

1793 <過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化>

- 1794 ・ 本研究会第八次報告書において、再度の検証について、あるいは現行のモバ
1795 イルスタックテスト指針において必要に応じて臨時の検証といった文言があるが、
1796 基本は現行のモバイルスタックテスト指針の3要件に照らして検討していくことが
1797 肝要ではないか。あわせて、モバイルスタックテスト指針が改定されたことのみを
1798 もって再度の検証を行うのは現行のモバイルスタックテスト指針の運用上望まし
1799 くないのではないかと。

1800 <営業費相当額>

- 1801 ・ 変化の激しい現在においては、直近値で見るとということは合理性があるとは思
1802 が、その際は比較対象となる利用者料金収入と接続料収入の差分についても
1803 同様に1年間の値を用いることが必要。また、単年の数字は特殊事情により変動
1804 することもあることから、1年間の数字と、5年が長ければ3年でも良いので平均
1805 値の両方を見た方が良いのではないかと。
1806 ・ 未来形ではあるが、特に今後非常時の事業者間ローミングが実現する際には、
1807 事業者から是非周知をお願いしたいということを議論しているため、特殊事情に
1808 よる特定の年の変動の例の一つとして考えられる。

1809 (2)考え方

1810 ＜過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化＞

1811 本研究会第七次報告書及び第八次報告書においては、当時スタックテストの対象
1812 となったサービス等について、「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の
1813 検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」
1814 としている。他方、現行のモバイルスタックテスト指針においては、検証対象について、
1815 ①料金が近接していること、②具体的な課題に基づく要望があること、③検証の合理
1816 性が認められること、の3つの要件全てを満たすものとしている。

1817 検証対象は、過去検証を実施したサービス等であるかどうかにかかわらず、モバイ
1818 ルスタックテスト指針に示された要件に沿って判断することが適当であり、どのような状
1819 況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、特に要件③の検
1820 証の合理性が認められるかどうかの観点から、本研究会において、都度、モバイルス
1821 タックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することが適当であり、再検
1822 証の基準をあらかじめ具体的に定める必要性はない。

1823 ＜「お試し」が適用されるプランについての検証＞

1824 MVNOからは、当該割引が適用されるプランが発表された場合は、来年度の検証
1825 を待たず、可能な限り速やかに個別の検証を実施することが要望されている。他方、
1826 MNOからは、検証時期、検証期間、検証方法等についての検討が要望されている。

1827 「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の改正により、乗換え
1828 検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくするため、端末購入
1829 を条件としない、新規契約を条件とする割引(ただし、割引に係る期間は6か月以内、
1830 割引を受けられるのは一事業者につき一回、割引額はその他の利益提供の上限額で
1831 ある2万円の内数)が可能となったが、現時点ではMNO各社から当該割引に係る具
1832 体的な発表は行われていない。このため、今後、各社の具体的な発表を踏まえて、検
1833 証時期、検証期間、検証方法等について検討を行うことが適当である。

1834 ＜営業費相当額＞

1835 MVNOからは、直近5年間の平均値ではなく、直近1年間の値を用いて検証を実
1836 施することや、新規加入者数による案分等、より適当な算出方法について検討するこ
1837 とが要望されている。他方、MNOからは、営業活動に係る費用は短期的に変動する
1838 ものであるが、モバイル通信サービスは利用者料金として長期的に回収するものであ
1839 るため、1年間の実績では評価が難しいこと、直近1年間の値を用いる場合、特殊要
1840 因による一時的な変動の影響を受けやすくなることといったことから、引き続き5年間の
1841 平均値で検証することが適当、営業費相当額には既存契約者向けのものも含まれる
1842 ため、新規加入者数による案分は適切ではないといった意見が示された。

1843 接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算

1844 出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方
1845 法を維持することとし、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇し
1846 ているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当である。

1847 ＜次回以降の検証に向けた方針＞

1848 今回検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金による収入と当
1849 該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回ら
1850 ないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾
1851 による不当な競争を引き起こすものではないと認められたことから、今回の検証対象と
1852 なったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検
1853 証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当で
1854 ある。

1855 どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、特
1856 に要件③の検証の合理性が認められるかどうかの観点から、本研究会において、都
1857 度、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することが適
1858 当である。

1859 なお、今般検証を行った大容量プランについては、サービス等の提供に必要と考え
1860 られる設備等費用に占めるデータ接続料相当額の割合が相対的に大きいことから、
1861 費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用
1862 通信量の増加については注視することが適当である。

1863 検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の
1864 検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プランが
1865 発表された場合であって競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場
1866 合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検
1867 討することが適当である。

1868 検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが
1869 適当である。

1870

第3章 卸電気通信役務の適正性の確保(卸検証ガイドラインに基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸に関する検証)

1. 検討の経緯

事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、相對協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかしながら、指定設備を用いる卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)の料金の適正性については累次の課題が指摘されてきたことから、本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月17日情報通信審議会答申)における取りまとめ³³を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進め、本研究会の議論を基に策定された「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)(以下「卸検証ガイドライン」という。)による検証の状況について随時確認をしている。

固定通信分野においては、FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けに東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)³⁴・西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)がFTTHアクセスサービス等を提供する卸電気通信役務について、接続との代替性が不十分とされている³⁴ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3年度に実施した第2回、令和4年度に実施した第3回の検証、令和5年度に実施した第4回の検証³⁵に引き続き、今般、第5回の検証結果について総務省から報告を受け、卸先

³³ 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

³⁴ 卸役務では、NGN及びアクセス部分(加入光ファイバ)がユーザ単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザ単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている(本研究会第四次報告書)。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知(『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について(通知) 令和2年総基料第270号)。

³⁵ 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合(令和3年2月24日)において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合(令和4年1月31日)において総務省から本研究会に報告、議論。第3回検証については、令和4年11月30日にNTT東日本・西

1894 事業者(指定設備卸役務の提供を受ける事業者(以下「卸先事業者」という。))等(卸
1895 先事業者のほか、一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会(以下「FVNO
1896 委員会」という。))及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIP
1897 A」という。))をいう。)からヒアリングを実施した。

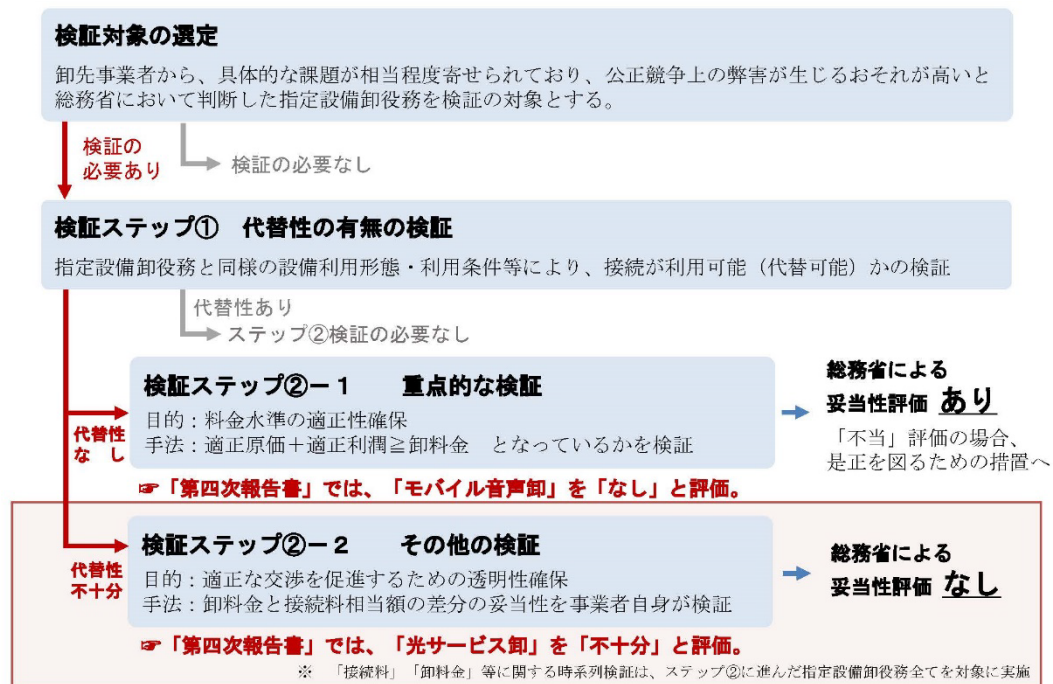
1898 具体的には、第八次報告書において、「本検証は、NTT東日本・西日本が指定設
1899 備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、
1900 卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せら
1901 れており、

- 1902 ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
- 1903 ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、

1904 等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。

1905 第八次報告書時点においては、本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在
1906 り方を見直すべき状況にはないとの結論に至ったが、この点の説明が不十分である場
1907 合、『その他の検証』の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保で
1908 きていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及
1909 ぼしうことになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留
1910 まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十
1911 分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。」としてい
1912 るところ、卸先事業者に、NTT東日本・西日本の対応として、これまでの議論において
1913 説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、第八次報告書を踏まえ
1914 た検証が行われているか、第八次報告書の指摘に基づき追加的に開示された情報等
1915 は適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか、また、透明性の確
1916 保に寄与していない場合はどのような情報の開示が必要と考えるかといった観点から
1917 ヒアリングを行い、議論した。

日本から総務省に報告があり、第68回会合(令和5年2月20日)において総務省から本研究会に報告、議論。第4回検証については令和5年11月30日にNTT東日本・西日本から報告があり、第79回会合(令和5年12月19日)において総務省から本研究会に報告、議論。



1918

1919

1920

(出所)第 82 回会合資料 82－2(事務局資料)より抜粋
【図3－1 卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

1921

2. 光サービス卸における卸料金の検証

1922

(1) 検証の結果

1923

1924

1925

第 91 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証した令和5年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果³⁶について、総務省から報告があった。その概要は次のとおりである。

1926

① 「その他検証」の結果

1927

1928

本検証では、卸料金と接続料相当額³⁷の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

1929

1930

1931

1932

1933

1934

NTT東日本・西日本からは、令和5年度における卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小しており、令和6年度においても当該差額は接続料の上昇によりさらに縮小する見通しであることが示された。その上で、当該差分において回収しようとしている費用項目として、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。具体的には、令和5年度の卸料金と接続料相当額

³⁶ 令和6年11月29日付け

³⁷ 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要な営業費は含まれないこととされている。

1935 の差額は、卸料金に対してNTT東日本で概ね4割弱、NTT西日本で3割強程度³⁸で
 1936 あったが、上述のコストに加えて、
 1937 ・ 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る
 1938 投資へ対応する必要があること
 1939 ・ 卸先事業者からの要望をカウントし結果をフィードバックする仕組みによって受
 1940 付を行った多数の要望について順次対応するなど、サービス全般の仕組み見
 1941 直しや運用改善への対応が必要であること
 1942 ・ 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、令和7年2月に運用が開始さ
 1943 れた「コラボ光―接続事業者間の引込線転用(光回線再利用)」のような新たな
 1944 スキームの導入、卸先事業者の様々な要望に対応していく必要があること
 1945 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う光サービスの特需の一巡や家庭用ブロ
 1946 ードバンドサービスの多様化等の影響による光の需要動向が厳しいと想定され
 1947 ること、直近の人件費や原材料費、燃料費の高騰、光ケーブルの耐用年数を見
 1948 直しにより今後減価償却費が増加する見通しであること、メタル回線も含めた固
 1949 定通信市場全体の需要縮小により、メタル回線と共有する設備の1回線あたり負
 1950 担額が上昇する見通しであることを踏まえると、今後はこれまでのようなトレンド
 1951 でのコストの低減は見込めず、直近2年間の加入光ファイバの接続料が前年度
 1952 と比較して上昇していること
 1953 ・ 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニア
 1954 に増減させるものではないこと
 1955 等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当で
 1956 あるとの自己評価であった。

1957 ②「時系列検証」の結果

1958 本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系
 1959 列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場
 1960 合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。
 1961 NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和5年度
 1962 までに複数回にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状
 1963 況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していること
 1964 から、「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、令和3年度から令和5年度に
 1965 おけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥当と
 1966 の自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

³⁸ 第1回検証においては「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」、第3回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」、第4回検証においては「NTT東日本は概ね4割強程度、NTT西日本は概ね4割弱程度」。

1967 • 今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、令和5年度末までに
 1968 戸建住宅向け、集合住宅向けとして、累計で相当額の値下げを行ってきた旨が
 1969 報告された(具体的な額は非開示)。
 1970 • 加えて、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンド
 1971 でのコスト低減は見込めない中ではあるが、光コラボレーション事業者とともに純
 1972 増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」とした上で、令和5年9月に
 1973 戸建住宅向けで一定額の値下げを実施したことが報告された(具体的な額は非
 1974 開示。なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接
 1975 続料相当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に
 1976 関する接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、
 1977 補足説明があった。(令和6年1月に開示済み))。

1978 (2)主な意見

1979 (総論)

1980 <事業者意見>

1981 • 中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略
 1982 的な料金設定を行うことが現状厳しくなっている。多くの加盟事業者にとって、
 1983 光コラボ以外に回線の調達手段がなかなか無い中で、協議の基礎となる本検証
 1984 の内容は重要であり、この辺りについて御理解いただき、追加的な説明を求め
 1985 ていきたい。【FVNO委員会】
 1986 • 光サービス卸の検証については、適正な情報開示が不足しているため、総務省
 1987 や研究会による牽制効果も働きにくい構造。卸料金の十分な低廉化という目的
 1988 を達することができず現在に至っており、引き続き、本研究会での適切な検証を
 1989 要望。【JAIPA】
 1990 • 卸料金については独自の理論で設定されているような印象。透明性の下、卸料
 1991 金を検証する前提が崩れているのではないかと。総務省においても課題の把握
 1992 は非常に困難であると考えられ、接続と同等レベルでの規制・検証がなされるべ
 1993 き。【JAIPA】
 1994 • NTT東西の光サービス卸は、ボトルネック設備であるNTT東西の光アクセスを
 1995 利用した卸サービスであること、依然としてブロードバンド市場における圧倒的
 1996 な市場支配力を有していること、それから、接続との代替性が不十分であるとい
 1997 った特殊性をもって一般的な卸とは異なるサービスである。【ソフトバンク】
 1998 こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、
 1999 • 卸は相対契約が基本であること、また光コラボ事業者と当社(NTT東日本・西日
 2000 本)の利害は相反するものではないといったことから、過剰な規制は不要。モバ
 2001 イルも含めた競争激化によって当社の光サービスのシェアは年々低下しており、

2002 直近では 50%を下回る状況。当社の影響度が少し低下していることも踏まえられ、規制をこれ以上強化する状況にはないのではないかと考える。

2003

2004 • 光サービス卸をより使いやすいものとするために、①コストが上昇する中でも値下げを実施、②卸料金の値下げと接続料の上昇によって卸料金と接続料相当額の差分は縮小、③卸料金の透明性確保のために情報開示と丁寧な協議を実施、④運用コストの効率化やサービスレベルの向上のため課題解決に向けた協議を重ねながら運用を改善、といった情報開示以外の部分も含めて取り組んできた。

2005

2006

2007

2008

2009

2010 といった回答があった。

2011 <構成員意見>

2012 • 今後の市場環境の変化、特にワイヤレス固定ブロードバンドとの競争等に関する指摘があるが、ワイヤレス固定ブロードバンドの取扱、固定市場との関係をどう取り扱うかは注視しなければならない。

2013

2014

2015 • 接続料は上がってくるけれど、卸料金は何らかの形で上がらないようなことがあるとすれば、接続を使う事業者と卸を使う事業者との間のイコールフットイングが議論になり得るので、その辺も踏まえて、卸料金・接続料のトレンドがどういう形で市場に影響を与えるか、関心を持って見ていきたいと思う。

2016

2017

2018

2019

2020 (検証結果)

2021 <事業者意見>

2022 • (卸料金と接続料の)連動性があるかを確認するために、サービス開始当初からコスト推移を明らかにすることが必要。さらには、複数年度での需要コスト、将来の投資等を踏まえた料金設定をしているため、サービス開始当初からのコスト推移を明らかにした上で、中長期でのコストとの連動性を確認・検証すべき。【FVNO委員会】

2023

2024

2025

2026

2027 • 1回線当たりかかっているコストの部分はNTT東西の経営情報でもあると思うが、卸先事業者側の妥当性判断のためにも、原価、特にその他費用における各コストの比率及び推移を開示の上、今後議論したい。【FVNO委員会】

2028

2029

2030 • サービス運営コストに関して、光サービス卸の契約者数が微増にとどまる中で、令和6年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのではないかと。【JAIPA】

2031

2032

2033 • 投資等の対応については、光クロスなどの強化要因については理解するも、償却満了となる開発項目もあり、償却費ベースでは卸原価全体への影響は限定的ではないかと。【JAIPA】

2034

2035

2036 • 人件費について、外部の指数を用いて 113%の増加ということだが、指数がNTT東西の実績ではないため、実態については不明。ジョブ型人事制度等の中で

2037

2038 報酬が増加することもあり得るが、全体で満遍なく 13%増加というのが実態か否
2039 か理解しかねる。【JAIPA】

2040 • 契約者数は、対前年で微増となっており、光卸の収入自体に大きな変動はない
2041 のではないか。一方で、(資料 92-3 の 10 ページ目にある図)下段の営業費用
2042 について、まず人件費は対前年で 25 億円の減少、経費も、電気代の上昇を含
2043 めても 109 億円の減少、償却費は増加しているが、光サービス卸の償却費のイ
2044 ンパクトは限られるのではないか。【JAIPA】

2045 • 自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サー
2046 ビス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で
2047 (投資額が)二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計
2048 算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の
2049 各構成要素が占める費用の割合及びトレンドに対する共通理解がないと、個々
2050 の費目の定性的な御説明のみでは十分な説明がなされているとは言えないの
2051 ではないか。【JAIPA】

2052 • 光サービス卸は平成 27 年にサービスが開始されて、令和6年、現時点で 1,700
2053 万を超える契約者数を有しており、常識的に考えて初期投資は既に回収済みと
2054 想定されることから、卸料金に関しては接続料とその他費用を含む原価と一定
2055 程度連動した見直しを実施して、市場へ還元すべき。【ソフトバンク】

2056 • 単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を変動させるものではないとか、中長
2057 期の需要で投資回収可能な料金設定をしているといった説明があったかと思う。
2058 それから設備投資の考え方も、市場環境、競争状況の変化に対応しているとか、
2059 老朽化や将来の技術の進展に伴う設備投資を踏まえた上での料金設定をして
2060 いるといった考え方が示されていたかと思うが、いずれも定性的な説明に終始し
2061 ており、具体的な投資回収の設定期間や将来必要な投資の規模が不明のため、
2062 全体として料金妥当性の客観的な評価ができない。【ソフトバンク】

2063 • 需要増等で1ユーザ当たり単価は恐らく減っている、低減されていると思うが、
2064 (1ユーザ当たりの)単価自体の低減による収支の実態等が不透明なため、これ
2065 も一面的な情報の開示のみで、突っ込んだ議論がこれ以上できない状況。【ソ
2066 フトバンク】

2067 • 料金改定時期と合わせた卸料金改定を実施しない合理的な理由の説明は、こ
2068 れまでされていないという認識。【ソフトバンク】

2069 • 時系列の検証について、直近3か年の比較になっているため、中長期での料金
2070 や原価推移を踏まえた評価ができないと考える。【ソフトバンク】

2071 こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

2072 • (自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式に関
2073 する意見に対して)光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネ

2074 スモデルのため、その料金は現在のコストのみならず市場環境や競争環境を総
 2075 合的に勘案して設定している。そのため、計算式によって機械的に算定されるも
 2076 のではない。

- 2077 • (投資額が二重回収になる懸念に関する意見に対して)投資額は減価償却費に
- 2078 二重に計上されて、接続料として二重回収されることはない。
- 2079 • 接続料金の上昇と卸料金の値下げでその差分は改善の方向に向かっていって
- 2080 いる。

2081 といった回答があった。

2082 <構成員意見>

- 2083 • 単年では依存しなくても、トレンドとしては、接続料変化がそれなりに卸料金に影
- 2084 響しているだろう。
- 2085 •トレンドとしては、次第に卸料金と接続料の近接性が進んでいるように見える。但
- 2086 し、示されたコストデータでみると、トレンドとしては接続料が高まっていくとい
- 2087 ことになっている。そうすると、卸料金と接続料の関係が適正であるという前提で
- 2088 言えば、今後人件費等のコストが上昇し、接続料が増加するトレンドであれば、卸
- 2089 料金も上げざるを得ないのではないかと思う。きちんと適正な方法で卸料金が決
- 2090 まっているのであれば、接続料増加に伴いトレンドとして卸料金も上がりますよと
- 2091 言っているようにも見える。私としては、本当に適正に努力しても、コストが上
- 2092 っているなら当然、卸料金も上がってくるのはあり得ること。
- 2093 • 接続料に関しては、今後どんどん料金が下がっていくことが見込めるときには将
- 2094 来原価方式を適用することで、先取りして料金を安くするというメカニズムがある
- 2095 が、今後、設備更改等で高くならなきゃいけないというときに、それをどう適切に
- 2096 接続料を反映していくかということについては、あまりきちんと議論してこなかっ
- 2097 たのかなというような気がする。これとは別の場かも知れないが、気をつけて考え
- 2098 ていかなければいけない課題。
- 2099 • 接続料というのは大体毎年のように変わり、卸料金も毎年のように変わるが、卸
- 2100 先事業者が、最後は利用者からその分回収するのだから、利用者料金とい
- 2101 うのも毎年のように変わっているのか。これはそれぞれの会社の方針だと思うが、
- 2102 割と数年間一定のような気もしている。
- 2103 • 卸の料金が適正で透明性が高いものであってほしいが、それはなぜかという
- 2104 と、最終市場で競争が機能して、市場で適正な料金競争やサービス競争が実現
- 2105 できているかが大事と考えるからだと思う。最終市場において、例えば競争上コ
- 2106 ラボがどういう市場のポジションにあるか、料金やサービス、シェア、あるいは自
- 2107 己設置とかモバイルルータやワイヤレス系のサービスがどれだけのユーザを獲
- 2108 得しているか、どういう競争状況にあるのか、一度見ておく必要があると感じて
- 2109 いる。これは総務省の方で一度まとめて、委員に御報告いただけるとありがたいと

2110 思う。

2111 (情報開示の在り方)

2112 <事業者意見>

2113 • NTT東西から、人件費や電気料金、部材費等の大枠の説明はいただいている
2114 が、世間一般的な人件費、部材費等の高騰等と、NTT東西内のコスト状況は必
2115 ずしも一致しているものではないのではないか。原価に占める人件費等コストの
2116 比率が分からず、卸料金の影響がどれぐらいか一部不明快。【FVNO委員会】
2117 こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

2118 • 従業員の給与水準と、それから企業物価指数については、日本労働組合連合
2119 会や日本銀行が公表する一般的なものを示しているといったところだが、前回の
2120 研究会の事業者様の要望を踏まえ、例えば、従業員給与の部分については、
2121 当社の従業員給与水準に対するデータ等に変えていくことも含めて、前向きに
2122 取り組んでいこうと考えている。

2123 といった回答があった。

2124 <構成員意見>

2125 • (資料 91-6の4ページ, 5ページについて)接続料以外にも卸料金に影響するい
2126 ろいろな費目があることが示されているが、定量的な説明が足りない。例えば各
2127 費用の割合がそれぞれどういう状況にあるか、各費用のトレンドがどういう状況に
2128 あるか、人件費の上昇が卸料金にどれだけどのように影響するかといったことをよ
2129 り丁寧に提示していただけると、少し透明性が高まると思う。定性的な説明ではな
2130 く、もう少し数字に置き換えたもので説明いただけると分かりやすいと思う。

2131 • 接続料相当額以外の 40%の費用部分に関しては、ビジネス上、企業としていろ
2132 いろ工夫されているところだと思う。ただ、単年で見ると接続料とリンクしない。よ
2133 り一層の情報公開が必要。

2134 • コストが上昇傾向にあるという説明に関して、一般的な人件費、物価指数等を示
2135 しているが、例えば令和2年度を 100 としたらNTT東西自体の人件費がトレンド
2136 としてどのくらい増加しているのか等、一般的なデータではなくNTT東西個別の
2137 データがないと、卸料金のコストの動きに対する説明としては不十分なのかなと
2138 思う。

2139 • 情報の取扱いのルールについてはNDAが締結されているということだが、情報
2140 の取扱いのルールについても、少し見直して、なるべくNTT東西が開示をしや
2141 すいような環境をつくることも大事。

2142 • 費用の水準、構成割合、推移、例えばサービス開始時からの時系列の比較が
2143 できるような情報等、具体的な要望が多く挙がっている。これらの多くが直ちに
2144 対応できるものとは思わないが、基本的には、できる限り、対応できる・できない
2145 をきちんと説明していただきたい。できない場合は、ただ経営情報であることを

理由にするのではなく、できない合理的な理由も含めて適切に対応いただいて、
少しでも競争事業者の納得性、理解を高めてほしい。

- 外部のインデックス、市場一般のインデックス等ではなく、NTT東西自身のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていく(との姿勢がみられた)というのは、今までの議論を踏まえて改善できたところで良い。今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるような情報開示を進めていきますという非常にポジティブな発言があったと思うので、ここはぜひ期待したい。

2154 (東西同一料金)

2155 <事業者意見>

- 東西同一料金とした理由の説明はあったが、NTT東西の間のコスト構造の差分や料金の均一化の方法についての具体的な説明がなく、料金妥当性の判断や議論ができない。【ソフトバンク】
- 東西の同一料金に関して、そもそも同一料金になっている料金の設定、水準がどうなっているか、料金水準の透明性がまだ確保できていないというのが我々の問題認識で、東西コスト構造の差分、均一化するならどういうやり方で均一化、統一料金にしているのかというところをさらに情報をいただきたい。料金の設定の仕方は東のコスト構造に合わせているのか、西のコスト構造に合わせているのか、あるいはその真ん中をとっているのかというところすらも、我々は理解が及んでいないところがあるので、その辺りのコスト構造を含めた内訳というか、その辺りの透明性をもう少し説明いただけると助かる。【ソフトバンク】

2167 こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- 光サービス卸は可能な限り全国均一のスペックで提供しており、(東西で)効用が同一あることや東西均一の料金のほうが運営しやすいといった事業者様の御意見を踏まえて、東西で提供料金を統一してきたところ。今般、接続料研究会の議論を踏まえて、(全コラボ事業者に)御意向を確認(するアンケートを実施)したところ7割強の事業者が東西同一料金を希望しており、東西別料金を希望しているのは1割未満だった。事業者の多くが東西同一料金を希望されているところも踏まえて、当社としては光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とする考え。
- コストと市場環境と競争環境等を含めて、総合的に決めているとしか言いようがないが、そういった意見も踏まえて、何か出せる情報がないかどうかというのは考えていきたい。

2179 といった回答があった。

2180 <構成員意見>

- 2181 東西別料金に関してはアンケートを実施されたのはいいことだと思うが、アンケ

2182 一トの結果をもって、料金がどうあるべきかが決まるわけではないのではないか。
2183 • 東西で効用が同じだから卸料金が同じという説明(があつたが、)最終市場では
2184 効用が同じだけど光のユーザ料金が東西で違うということになるのか。効用とい
2185 うのは誰の何の効用で、NTTの説明がどういう論理をベースにしているのかが
2186 分からない。

2187 (3)考え方

2188 光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検
2189 証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提
2190 供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者
2191 たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価は
2192 なされない。

2193 今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は5回目となるが、第4回の検証を
2194 踏まえた第八次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘等
2195 を踏まえ、「(NTT東日本・西日本は)単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や
2196 関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本
2197 研究会はその状況を注視することが重要」との提言があつたところである。今回の検証
2198 においては、NTT東日本・西日本から、構成員や事業者団体等の議論を踏まえ、卸
2199 料金と接続料相当額の中長期での連動性に関するデータ(モデル収容率におけるア
2200 クセス回線接続料の推移)や、卸料金と接続料相当額の差分の透明性を高めるため
2201 のデータ(卸料金原価の設備コストと営業コストの比率や、その内訳である人件費や物
2202 件費の上昇傾向)が示されたこと等の点において、昨年度の時点更新にとどまらない
2203 ため、卸料金の透明性向上について一定の寄与があつたと思われ、当研究会におい
2204 てもその点は一定の評価をすべきである。

2205 一方、今回開示された卸料金原価の内訳である人件費や物件費の上昇傾向につ
2206 いては、NTT東日本・西日本のデータではないため、構成員や事業者団体等から、
2207 卸料金と接続料相当額の差分の透明性に係る検証には不十分であるとの指摘がなさ
2208 れた。この点について、NTT東日本・西日本から、自社のデータ等の開示も含めた開
2209 示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された。

2210 今回の検証において構成員や事業者団体等の指摘を踏まえて、開示データの充
2211 実について今後も検討していく旨の説明があつたが、第八次報告書でも示したとおり、
2212 引き続き、NTT東日本・西日本からの説明が不十分である場合、「その他の検証」の
2213 目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が
2214 生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。この
2215 ことを念頭に、NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高める
2216 ことができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、

2217 本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。

2218 卸料金と接続料相当額の差分については、接続料相当額の上昇に伴い前年と比
2219 較して縮小しているところであるが、事業者団体等からは、差分の適正性に関する説
2220 明が不十分との指摘もなされていることから、本研究会等において、引き続きNTT東
2221 日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。

2222 さらに、NTT東日本・西日本で卸料金が同一になっていることについて、第八次報
2223 告書の提言を踏まえてNTT東日本・西日本が全コラボ事業者に対してアンケートを実
2224 施したところ、7割強の事業者が東西同一料金を希望したことから、光サービス卸の料
2225 金について、今後も引き続き東西同一料金とする考えが示されたが、構成員や一部の
2226 卸先事業者から、東西コスト構造の差分を踏まえた東西同一料金の設定根拠等に関
2227 する説明が不十分であるとの指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日
2228 本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような
2229 理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、アンケート
2230 の結果も踏まえつつ、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

2231 また、その他の論点として、利用者料金や小売市場の状況に関して、構成員から、
2232 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む固定系ブロードバンドサービス市場にお
2233 ける環境の変化等を注視すべきという意見や、市場で適正な料金競争やサービス競
2234 争が実現できているかという観点で最終市場における光コラボとその他のサービスの
2235 競争状況等について確認する必要があるとの意見があったことを踏まえ、総務省にお
2236 いて、引き続き必要な取組を検討することが適当である。

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役務の協議の適正化等)

1. 検討の経緯

卸役務については、事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で指定設備卸役務は、例えば光サービス卸やモバイル音声卸³⁹等の広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者により用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されていた。

こうした指摘を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインを整備し、検証を実施している(第3章を参照)。また、令和4年6月17日に成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」(以下「改正電気通信事業法」という。)では、

- 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
 - 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者により情報を開示する義務及びそれを担保する措置
- 等が規定されているところ、本研究会では、この法律の施行を踏まえて、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定設備卸役務(以下「特定卸役務」という。)の範囲や提示義務を課す情報の範囲に加えて、固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理を行い、制度の運用状況等について確認を行ってきたところである。

今般、本研究会第八次報告書(令和6年9月12日公表)までの議論を踏まえ、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化や卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む。)の進展状況、事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討、特定卸役務の範囲等について、関係事業者の意見も聴取しつつ、所要の検討を行った。

³⁹ MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務(令和7年6月時点では株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供)

2264 2. 主な意見

2265 (1)改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・
2266 提供条件の柔軟化等の進展状況

2267 <卸先事業者からの主な意見>

- 2268 • 近年、接続料との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ値下げ状況は乖
2269 離しているとコラボ事業者の中では認識。引き続き、接続料との一定の連動性
2270 があるべきであり、接続料改定時期と合わせた卸料金の改定が必要。【FVNO
2271 委員会】
- 2272 • 値下げに伴い卸の原価が累計でどれだけ下がったかという情報も必要。中長期
2273 での回収とか、その辺りの中長期的な目線で回収して卸料金を決めているのだ
2274 という議論にも資する重要な情報であると思っているので、これに相当する累計
2275 の卸の還元額が幾らになるかというところを、事業者に全部つまびらかに開示で
2276 きるものなのか、あるいは全く開示できないのか、構成員限りなら開示できるかと
2277 いったところを確認させていただきたい。【ソフトバンク】

2278 <NTT東日本・西日本からの主な説明>

- 2279 • 平成 27 年度の光コラボの提供開始から、今まで総額 2,100 億円規模の値下げ
2280 を行ってきた。
- 2281 • 接続料相当額の実額の積み上げについて、開示されているフレッツ光の契約
2282 者数で接続料相当額を割ると、構成員限りとしている接続料相当額の実額の情
2283 報が透けて見えてしまう。更なる情報開示の要望があることを改めて認識をした
2284 ので、要望通りに開示ができるか分からないが、何か出せるものがないかどうか
2285 検討したい。

2286 <構成員からの主な意見>

- 2287 • 物価高がものすごい御時世の中で卸料金が下げられているということ自体はシ
2288 ンプルに大変ありがたいことだと思っている。
- 2289 • 時宜を得た形で値下げにより需要を喚起する。あるいは需要拡大をするというこ
2290 とも必要かとは思いますが、他方で、そのような形での値下げというのは持続性を持
2291 つかどうか、特に卸先事業者の卸料金に対する予見性、あるいは安定性という
2292 のが、これを追求することで損なわれるおそれもあることを危惧。そういう意味で
2293 は、卸先事業者の予見性等の観点から、中長期的な視点での卸料金の安定性
2294 といった点は首肯されるのではないかと。

2295 (2)卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む。)の状況

2296 <卸先事業者からの主な意見>

- 2297 • 光コラボの運用の取組改善に関して、ポータルサイトで公開されている要望が、
2298 公開情報で約 70 件。これに対して解決が1, 2割程度となっており、課題解消に
2299 ついてはもう少し踏み込んだことをしていけないといけないのではないか。【FV
2300 NO委員会】

2301 <NTT東日本・西日本からの主な説明>

- 2302 • (光コラボの運用の取組改善に関して)要望を実現したものが4割、継続検討中
2303 のものが2割、事実誤認による要望が1割。できないもの、大規模システム改造
2304 が必要等の理由で対応困難、現実的ではないものが3割といったところなので、
2305 この辺り、(FVNO委員会との)認識の齟齬については、個別にすり合わせを実
2306 施した。
- 2307 • 直近1年間で計 11 回、いろいろな協議を実施。当社の正当な利益を害さない範
2308 囲で可能な限り情報開示は進めていく。
- 2309 • (本研究会資料 93-1 11 頁において、)アクセス回線接続料、2ユーザ収容の場
2310 合と4ユーザ収容の場合と、卸料金を並べている。卸料金のところ、今回委員限
2311 りにしているが、実際このデータがインターネットにオープンになってしまうという
2312 関係上、委員限りとしたもので、事業者は既にこの料金を知っており、事業者に
2313 対しては委員限りの部分も見せた上で協議は実施。
- 2314 • 今回新たに出すものとしては、(本研究会資料 93-1 11 頁の)さらなる情報開示
2315 の部分。令和7年度の接続料については、既に申請が終わっているので、その
2316 料金も含めて開示。こういった取組を事業者との協議の間で進めており、今後も
2317 こういった情報は出していく考え。
- 2318 • (本研究会資料 93-1 12 頁において、)中長期の連動性を確認できるデータと
2319 いうことで、接続料相当額の見通しを指数化して出したもの。これは法令では当
2320 年度までしか義務づけられていないが、令和7年度の接続料は既に申請してお
2321 り、分かる限りは引き続き、先のものをお出ししていく。

2322 <構成員からの主な意見>

- 2323 • 要望する事業者は事業者間協議において、どんな情報が欲しいのかを、明確
2324 にする形でやっていただきたい。いつも情報の非対象性が問題になっており、
2325 卸元事業者と卸先事業者の間でのキャッチボールがうまくできていないように感
2326 じる。
- 2327 • 引き続き、努めて冷静で継続的な協議と取組というのを今後も続けていって
2328 いただきたい。
- 2329 • NTT東西が非常に努力していることは分かる。最近の流れとしては、原価が上

2330 がったらそれは適切に反映できる、裏返して言うと今、(卸料金を)下げられるで
2331 あれば今下げるのが最近の流儀に感じる。一方、競争も激化している中、卸料
2332 金を上げると言ったら撤退するという卸先事業者が出てくるリスクもあり、NTT東
2333 西としては、そのようなリスクも見込んで値段を設定する必要があるかもしれない。
2334 原価が上がっている中でどう料金を設定していくかということについて、卸先事
2335 業者とよくコミュニケーションをして決めていく必要があると思う。

- 2336 • 最初、大原則のところで相対と言いつつ、特定卸については、基本的には事業
2337 者間、同じ料金というのが原則かと思う。その中で多分、今、下げられるなら下
2338 げてくれという事業者も中にはいるだろうし、長期的に上がるのは嫌だから絶対
2339 に上がらないようにしてくれという事業者もいる。東西別料金のところでも同じよう
2340 なことがあったかと思うが、なかなか卸先事業者としても違う考えを持った方がい
2341 ると思う中で、特に原価が上がる傾向の中での料金設定というのは難しいだろう。
- 2342 • さらに外部のインデックス、市場一般のインデックス等ではなく、NTT東西自身
2343 のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていくというのは、本研究会の
2344 これまでの議論を踏まえて改善できたところによかったと思う。NTT東西から、
2345 今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるよう
2346 な情報開示を進めていくという非常にポジティブな発言があったと思うので、期
2347 待したい。

2348

2349 (3)事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討

2350 第八次報告書とりまとめ時には営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象
2351 の追加が必要との意見があったところ、それ以降の事業者間協議の円滑化等の進展
2352 状況を踏まえ、追加的な措置の要否やその内容について検討を行った。

2353 <卸先事業者からの主な意見>

- 2354 • 「時系列比較による検証」の項目の追加が必要。サービス開始当初、平成 27 年
2355 度からのデータ検証をぜひさせていただきたい。費用項目については、今、卸
2356 料金と接続料相当額が出ているが、これに加えて、その他の費用として、光サー
2357 ビス卸の運営に係るコストと、卸事業者の支援にかかるコストも追加いただきたい。
2358 サービス開始当初からの増減率を追加していただきたい。【ソフトバンク】
- 2359 • 投資回収の観点で、ぜひ累計値下げ額に関する情報を追加いただきたい。接
2360 続料相当額の累計値下げ額、それからその他の費用、光サービス卸の運営に
2361 係るコスト、卸事業者支援に係るコストの累計値下げ額についても、併せて追加
2362 で開示、提示をしていただきたい。最低限開示いただきたい項目としては、直近
2363 3か年の各費用項目及び卸料金の増減率と開始当初からの増減率であり、この
2364 2つで価格の連動性について確認し、評価、議論したい。【ソフトバンク】

2365 ＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 2366 • 当社がどのような販売リソースとか、サービス運営体制で競争市場に向き合っ
2367 ているかというのを類推させる極めて重要な情報であるといったことと、やはり当社
2368 のみが開示を強いられるといったことは、一方的に競争的な不利益を被ると考え
2369 ている。いわゆる競争に公平性に欠けると思うので、この営業コストに関する情
2370 報開示というのは御容赦いただきたい。
- 2371 • サービス卸はパートナーといったところであるが、やはり自己設置とサービス卸を
2372 両方ともやっている事業者さんに対しては、パートナーという側面と競争という側
2373 面があるので、競争の側面の方の事業者到我々の営業の情報をオープンにす
2374 るといったことは公正競争上に大きな影響があると考え。逆に言うと自己設置、
2375 接続とサービス卸をやっている事業者様への対応がすごくよくなってしまうとい
2376 ことは、サービス卸だけをやっている事業者様との不均衡も生じさせてしまうこと
2377 から、一定、歯止めは必要なんじゃないかというところで、営業コスト自体の開示
2378 については少し限界がある。

2379 ＜構成員からの主な意見＞

- 2380 • 開示できない情報の中には、予測情報の部分など、技術的にNTT東西自身が
2381 把握できないものもあると思う。その辺は切り分けして、できる限り開示してい
2382 たい。
- 2383 • 営業費の開示については、全部開示するというのは無理だろうとは思っている。
2384 ただ、何が開示できて、何が開示できないかについてはもう少し議論を深める必
2385 要があって、特に同じようなビジネスをやっている競争事業者から情報をいた
2386 だくことで判断できるかと思っている。とりわけMNOは、MVNOから同じように情
2387 報提供を求められているわけで、自分が何の情報を出せて何が出せないか分
2388 かるはずなので、そういう状況下にあるMNOとして、きちんとNTT東西に対して
2389 どういう情報であれば開示できるだろう、こういう形であれば開示できるだろうとい
2390 う具体的な御意見をいただきたい。

2391

2392 **(4) 特定卸の対象役務の範囲**

2393 「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書(令和5年9月6日公表)において、
2394 光 IP 電話は、特に法人利用者 において固定電話番号を変更したくないという需要が
2395 あること等を踏まえ、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸
2396 役務の範囲に含めることが適当とした上で、光サービス卸の卸先事業者においても、
2397 第一種指定設備との接続等により光 IP 電話の提供が可能であることも鑑み、双方向
2398 番号ポータビリティが可能となった場合には、光 IP 電話を特定卸役務の範囲から除く
2399 ことが適当と整理された。

他方、NTT東日本・西日本が提供する「ひかり電話ネクスト」については、第八次報告書において、「ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる『光回線を利用した電話単体サービス』であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべき」とされた。

こうした経緯を踏まえ、令和7年1月に双方向番号ポータビリティが開始されることから、ひかり電話ネクストについて競争環境への影響や代替性等に基づき、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かについて改めて検討を行った。

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 第 80 回においても説明のとおり、メタル回線による 0AB-J 音声単独市場は現在において 1,400 万契約存在し、電話のみを需要する利用者ニーズは依然として高い状況に変わりない。【ソフトバンク】
- ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにとって重要なサービスであり、こうした状況の中で卸電気通信役務から除外された場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい。【ソフトバンク】
- ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外する条件として、本研究会の第八次報告書において「メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。」と明記されている。【ソフトバンク】
- メタル設備の縮退もしくは廃止後も、音声単体サービスの提供を維持し続ける必要があり、ひかり電話ネクスト卸に関しては、その移行先のソリューションとして有効なサービスであると認識している。一方で、NTT東日本・西日本から加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提供計画は明らかにされていない。【ソフトバンク】
- 百万単位の規模を抱えた法人の利用者が(いる)メタルが縮退していくなか、電話サービスの代替的なソリューションを考える必要がある状況において、相当割合いる中小の法人利用者にとって、ひかり電話ネクストの卸は、唯一のソリューションとして考えており、ひかり電話ネクストの利用は増えていくと想定している。【ソフトバンク】
- メタル回線廃止後、ひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けの 0AB-J 音声単体サービス(接続や他サービス)が存在しない状況に変化はない。【ソフトバンク】
- シングルスター方式は大規模回線の収容を前提のため小規模法人での利用は

2436 非効率、シェアドアクセス方式の加入光ファイバは収容率の課題があり、NTT
2437 東日本・西日本との価格競争ができないことから、0ABJ 音声単独サービスにつ
2438 いて接続による代替は事実上困難。【ソフトバンク】

- 2439 • モバイル 0ABJ はモバイル電話網と固定電話網とのハイブリットとなることから、
2440 次の観点より品質・機能を求める法人向け代替サービスとはならない。
 - 2441 • 提供品質について、電波状況に依存する(電波不感知エリア・連続通話品質)
 - 2442 • 複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等がある
 - 2443 • 緊急通報において、災害時優先接続を含む「回線保留又は呼び返しもしくは
2444 これに準ずる機能」等、一部機能において制限あり。【ソフトバンク】
- 2445 • (本研究会資料 90-5 6頁において)緊急通報について、加入電話と同等機能
2446 を持ったサービスとして、au ひかりマンションタイプが挙げられている。この点、
2447 当該サービスは基本的に集合住宅向けのサービスになっているため、自宅を事
2448 務所と兼務で使っているケースはあるかもしれないが、広く一般的に中小法人
2449 向けのサービスというものではないため、一般的な代替サービスとしての説明に
2450 は、少し違和感がある。【KDDI】
- 2451 • (本研究会資料 90-5 6頁において)①から③をそれぞれ個別に満たせば代替
2452 性があるとは言えず、①から③について全て満たさないと代替とは言い切れな
2453 いと思われる。ニーズの有無にかかわらず、(①から③を満たす)全ての代替に
2454 なり得るかといった議論が大事ではないか。また、①のクラウド電話に関しては、
2455 比較的大規模な回線・チャネルがないと採算性が合わないサービスとなっている。
2456 ③については、(ひかり電話ネクストとモバイル 0ABJ 番号の)提供エリアは相
2457 当大きな差があると認識している。【ソフトバンク】

2458 <NTT東日本・西日本からの主な説明>

- 2459 • 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影
2460 響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場におけ
2461 る当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべき
2462 ものとする。
- 2463 • アプリ等による音声の代替の進展や SNS による新たなコミュニケーション形態の
2464 創出等の結果、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の一つに過ぎなく
2465 なり、その効用は相対的に低下している。
- 2466 • 利用者は多様なサービス・ツールから通話手段を選択しており、光 IP 電話はそ
2467 の中のワンオブゼムに過ぎない。
- 2468 • 電話サービス市場(固定・モバイル)におけるNTT東日本・西日本の固定電話
2469 (加入電話及び 0ABJ-IP 電話)が占める割合は、約 11%となっているところ、今
2470 回の論点であるひかり電話ネクストが占める割合は 0.07%(卸のみでは 0.02%)
2471 であり、こうした市場における規模やシェアから見て、ひかり電話ネクストが公正

- 2472 競争に与える影響は極めて小さいものとする。
- 2473 • メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画、代替サービス(現時点では光
- 2474 回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、通信政策
- 2475 特別委員会の議論等も踏まえつつ、現在検討中であり、提示できるタイミングで
- 2476 公表するとともに、事業者に対しても、丁寧な説明を実施する考え。
- 2477 • 市場における規模やシェアから見て公正競争に与える影響は極めて小さいこと、
- 2478 個別の論点となっている代替性に係る当社の見解を踏まえ、メタル回線の縮退
- 2479 を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画の公表前であっても、(ひかり
- 2480 電話ネクストを)特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきと考える。
- 2481 • 中小法人向けの 0ABJ 電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも
- 2482 様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢
- 2483 の中から費用対効果等を鑑み、サービスを選択可能であると考えている。
- 2484 ① モバイル 0ABJ-IP 電話やクラウド電話でも複数回線・複数チャネルを持つ
- 2485 たサービスは多数存在(Arcstar IP Voice ワイヤレス、UniTalk 等クラウド電話)
- 2486 ② 加入電話と同等機能を持ったサービスは存在(au ひかりマンションタイプ)⁴⁰
- 2487 ③ ひかり電話ネクストにおいても光提供エリア外には提供できず、提供不可
- 2488 エリアがある点では同等
- 2489 • ひかり電話ネクストは、既存設備・機能を活用しつつ必要最低限の機能開発に
- 2490 て提供を実現しており、また、事業者から優先転送機能を用いて「ひかり電話ネ
- 2491 クスト」に相当するサービスを実現することの具体的な要望がないことから、現時
- 2492 点において優先転送機能を提供していない。要望がない理由としては、需要縮
- 2493 小が続く固定電話サービス市場に対し、事業者において新たに機能開発(当社
- 2494 の開発費用も負担)してまで、優先転送機能を活用した固定電話のみサービス
- 2495 を提供するニーズがないと推測。
- 2496
- 2497 <構成員からの主な意見>
- 2498 • 令和7年1月以降の双方向番号ポータビリティの実施について、開始からどう動
- 2499 いていくかといった状況把握が必要。その後、代替サービスの登場といった観
- 2500 点から、継続的なモニタリングが求められていると思う。
- 2501 • (本研究会資料 90-5 5頁において、)現在、ひかり電話ネクストの契約数は 18
- 2502 万程度で市場に占める割合は少ないとあるが、メタルIP電話は 1,300 万契約程
- 2503 度あるなかで、現段階でメタルIP電話の利用者が乗り越える先として、ひかり電

⁴⁰ 0A0番号通知または緊急通報を利用できないサービスも多数存在。中小法人ユーザは、費用対効果等も鑑みて、0A0番号通知になることを容認、または緊急通報を利用できない場合であってもモバイル端末で補完する等に対処しているものと想定される。

2504 話ネクストが有望であるように思われる。また、メタル縮退計画については悠長な
2505 話でもないと思っており、現時点において、ひかり電話ネクストが 18 万契約であ
2506 るということをもって除外する理由になっているかという点に少し引っかかっている。
2507
2508 • メタルIP電話の契約者の方に契約変更を勧めるようなトラブルが入り始めている。
2509 • 一般的な市場を画定するという場合、需要者、この場合は利用者の観点から見
2510 ていくことが非常に重要な出発点になると思っている。(資料 90-56 頁において、) ひかり電話ネクストが①から③のいずれの機能も有しているなかで、他のサ
2511 ービスは①、②、③いずれかの機能だけを持っているといった場合、その代替
2512 性を比べるということは非常に難しいと思われ、利用者にとって、果たして本当
2513 に代替性があるのかといったような議論がある。つまり、機能の分化について
2514 個々の代替性を比較したとしても、全体としてサービス提供されているものとの
2515 間の代替性があるのかといったことは、また別の議論であると理解している。
2516
2517 • また、選択肢があるというものと、選択肢として存在はするけれども、果たしてそ
2518 れが利用者にとって実際のところの経済的、技術的に乗り換えることができるの
2519 かといったことも少し議論が必要ではないか。
2520 • ひかり電話ネクストはコストミニマムに提供する観点から、既存設備・機能を活用
2521 しつつ必要最小限の機能開発にて提供を実現しているという点について、同じ
2522 スペックのサービスを一から開発した場合、NTT東日本・西日本においてもこの
2523 値段では提供できなかった、ましてや競争事業者が、必要な費用をNTT東日
2524 本・西日本に対して負担することも含め、これから開発したのでは、同じスペック
2525 及び料金でサービスを提供するのは恐らく難しかろうと考えているということによ
2526 いか確認したい。
2527 • 提供品質と緊急通報に関して、通信政策特別委員会のユニバーサルワーキン
2528 ググループにおける報告書では、モバイルの固定電話固有の技術水準として、
2529 通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通信品質、緊急通報等を確保で
2530 きる水準を検討し、それを課せばユニバーサルサービスとして足りることにする
2531 ことが記載されている。将来的にこのようなモバイルの固定電話についての
2532 技術水準等についての検討が進んだとき、機能面に関して複数回線・複数チャ
2533 ネルといった点ではモバイル 0ABJ 番号が劣位にあるにしても、他の要素によっ
2534 ては代替不可能な部分がなくなってくることを期待したい。
2535

2536 3. 考え方

2537 (1) 総論

2538 接続料と卸料金との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ接続料と卸料金の

値下げ状況は乖離していると事業者団体等からの意見があった。一方で、構成員からは、物価高が進む中でも卸料金の値下げがなされていること等を評価する意見や、卸料金の値下げを過度に追求することで、持続性や、卸先事業者の卸料金に対する予見性・安定性を損なうリスクも考えられるとの意見もあった。

事業者間協議の状況に関しては、NTT東日本・西日本と卸先事業者との間において直近1年間で計 11 回開催され、今後も協議が進展する可能性があることや、FVN O委員会の要望を踏まえ開設された卸先事業者向けポータルサイトの運用改善にNTT東日本・西日本が取り組んでいること、ポータルサイトにおいて卸先事業者から寄せられた要望のうち約4割について実現していることなどを踏まえると、現時点において、追加的な更なる制度的対応は不要といえる。一方で、今後の事業者間協議においては、卸元事業者・卸先事業者において情報の非対称性等が問題となっており、両者間で丁寧なやりとりを求める意見が複数あったことにも留意する必要がある。

令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることから、その効果を注視するため、本研究会等においては、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況について、継続的に把握する必要がある。

その上で、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、本研究会等において追加的な措置を検討することが適当である。

(2) 情報提示義務の範囲

第八次報告書において、情報提示義務の範囲について、「卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当」とされているところ、事業者団体等からは、光コラボの卸料金と加入光ファイバ(シェアドアクセス(SA)方式)の接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める意見や、中長期的な時系列での検証を行うためにも営業費相当額について更なる情報開示を求める意見が寄せられている。

営業費相当額に関連する情報については、事業者団体等からは卸料金の検証や事業者間協議の活性化に必要との意見が示されているが、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことには十分な留意が必要である。また、構成員からは、全ての情報を開示することは困難であり、MNOがMVNOから開示を求められた際に提供できる情報も参考にしながら、開示すべき情報に係る検討を行うべきとの指摘もあった。

2574 こうした議論を踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づ
2575 く検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、
2576 その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。その上で、開示すべき情
2577 報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当である。

2578 (3) 特定卸の対象役務の範囲

2579 ひかり電話ネクストについて、卸元事業者(NTT東日本・西日本)からは、
2580 ・ 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響
2581 の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場における
2582 当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべき
2583 ・ ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提
2584 供開始したサービスであり、電話サービス市場全体に対して 0.07% (卸のみでは
2585 0.02%) と公正競争に与える影響は限りなく少ない
2586 ・ 中小法人向けの 0ABJ 電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも
2587 様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢の
2588 中からサービスを選択可能

2589 との意見があった。

2590 一方、卸先事業者からは、
2591 ・ 光回線を利用した電話単体サービスは実質的にひかり電話ネクストのみであり、
2592 接続代替性がない状況が継続
2593 ・ 加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提
2594 供計画が明らかにされていない
2595 ・ ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにと
2596 って重要なサービスであり、こうした状況の中 特定卸電気通信役務から除外され
2597 た場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい、

2598 等の理由から、本研究会第八次報告書の整理も踏まえ、引き続き特定卸電気通信役
2599 務の対象とすべきとの意見があった。

2600 この点、特に代替性の検討にあたっては、NTT東日本・西日本からはひかり電話ネ
2601 クストが有する個別機能ごとに代替性に関する説明があったものの、構成員からは、利
2602 用者視点から代替性の有無を検討することが必要であり、個々の機能ごとに別のサー
2603 ビスとの代替性を検証しても、サービス全体の代替性について評価することはできな
2604 いのではないかと指摘がなされた。加えて、技術的・経済的観点から利用者が実際
2605 に他の選択肢に乗り換えることができるかという点も、代替性を評価する際には重要な
2606 論点ではないかといった指摘があった。

2607 また、例えば、競争事業者がひかり電話ネクストと同等のスペックを有するサービスを
2608 一から開発する場合、必要な費用をNTT東日本・西日本に対して負担することも含め

2609 て考えれば、同じ価格帯でサービスを提供するのは非常に困難があるのではないかと
2610 いった疑義も構成員から呈されたところである。

2611 こうした論点や、NTT東日本・西日本からメタル回線縮退に向けた代替サービスの
2612 提供計画が依然として明らかとならない状況を踏まえると、現時点においてひかり電話
2613 ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではない⁴¹。また、本件
2614 については、NTT東日本・西日本によるメタル回線縮退に向けた代替サービスの提
2615 供計画や、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を踏まえて、必要に応じて改
2616 めて検討することが考えられる。

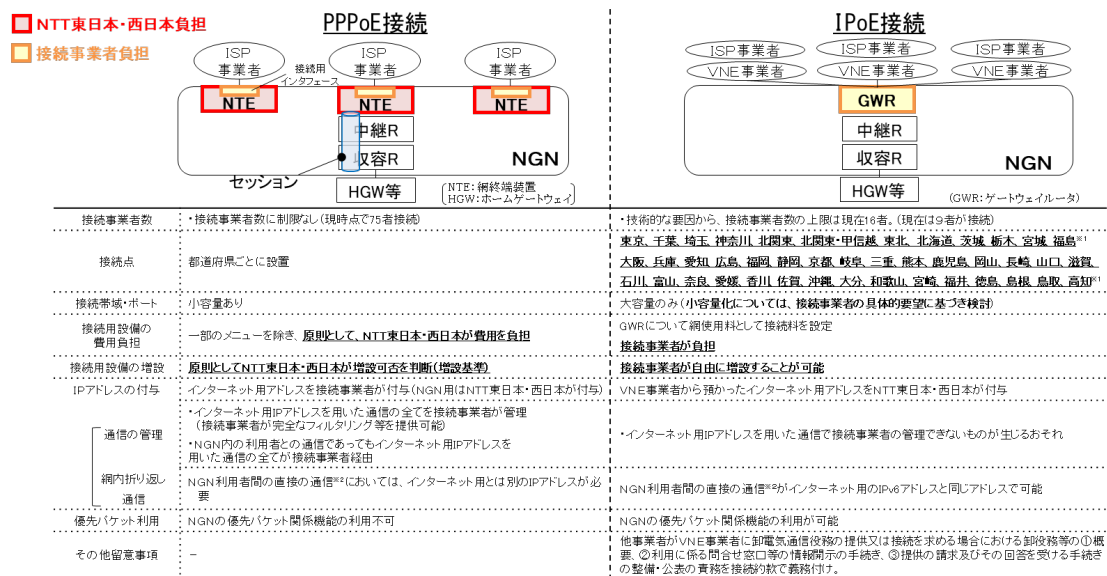
⁴¹ ひかり電話ネクストについては、告示改正(令和7年総務省告示第83号)により、引き続き特定卸電気通信役務の対象となっている。

第5章 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法

1. 検討の経緯

FTTHアクセスサービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含む。)の提供のために、NTT東日本・西日本が構築するNGNにISP等の他事業者が接続する方式としては、PPPoE(Point-to-Point Protocol over Ethernet)方式⁴²とIPoE(Internet Protocol over Ethernet)方式⁴³の両者が並存している。

NTT東日本・西日本とISPとの接続点には、PPPoE方式では網終端装置、IPoE方式ではゲートウェイルータ(以下「GWR」という。)が設置されるところ、これら関門系ルータの扱いについては、本研究会において継続的に議論・検討が行われてきたところである。



※1 令和7年5月時点で確認できているもの。(NTT東西より提供) ※2 NGN利用者間の直接の通信とは、網内折り返し通信を指す。出所：令和4年2月21日接続料の算定等に関する研究会(第5回)資料54-3を基に一部修正

(出所)本研究会(第97回)資料97-2(令和7年6月16日)を基に作成
【図5-1 NGNのISP接続の方式(インターネット通信等のための接続の方式)】

⁴² 平成20年3月のNGN商用サービス開始時から用いられている方式であって、ホームゲートウェイ等の利用者端末と、他事業者との接続用設備である網終端装置の間に、論理的なトンネル(セッション)を構築し、NGN外との通信(インターネット通信等)は他事業者の割り当てたIPアドレスにより全て当該セッションを通過し他事業者の設備との間で伝送されるが、NGN内に閉じた通信(フレッツ利用者間の光IP電話等)は、NGN用の別のIPv6アドレスの割り当てを受けて行う方式である。

⁴³ NGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するための一方策として、平成21年8月から用いられているもので、NTT東日本・西日本が他事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てることにより、NGN外との通信も、NGN内の通信も当該IPv6アドレスにより行うことができる方式である。

2631 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法は、本研
2632 究会「NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)に関する当面の方向性」⁴⁴において、「NGN
2633 からインターネット接続する形態は、NGN の利用形態としても基本的なものであり、そ
2634 の中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系
2635 ルータの機能の利用(間接利用を含む。)が多数の事業者により行われている現状か
2636 ら見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業
2637 者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる」とさ
2638 れたことを踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総
2639 務省令第6号)により、網使用料として接続料を設定する機能とされた。但し、それ以
2640 前は網改造料として接続料が設定されていたことを踏まえ、経過的な特例措置として、
2641 当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の
2642 利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された。

2643 一方で、経過的な特例措置を適用する「当分の間」がいつまでなのか、具体的な整
2644 理が行われてこなかったことから、令和4年の本研究会で関係事業者へのヒアリング等
2645 を行った結果、第六次報告書(令和4年9月9日公表)において、「NTT東日本・西日
2646 本による単県POI⁴⁵の増設が現在も続いている状況であり、(中略)このような変動期
2647 において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響
2648 が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」とされた一方で、
2649 「当該増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過
2650 措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認
2651 められない限り、その時点で原則に戻すことが適当」と整理されたところである。

2652 こうした経緯を踏まえ、関門系ルータ交換機能の利用中止費の経過措置を維持す
2653 べき事情があるかなどを検討するため、以下の項目を中心に改めて関係事業者等に
2654 ヒアリングを行い、議論した。

- 2655 • NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の
2656 変化はあったか。特に、単県POIの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止
2657 費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。
- 2658 • 状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利
2659 用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

⁴⁴ 平成30年2月公表。

⁴⁵ IPoE接続においては、全国集約POI(全国(NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域)を接続対象区域(カバーエリア)とする)、ブロックPOI(複数の県域を接続対象区域(カバーエリア)とする)、単県POI(一の県域を接続対象区域(カバーエリア)とする)の3種類のPOIがあり、IPoE接続を利用する接続事業者(VNE事業者)はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。

2661 2. 主な意見

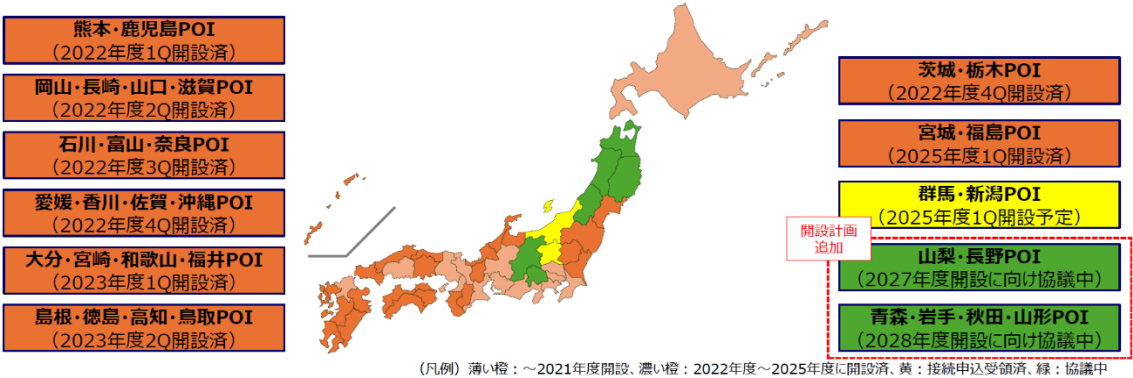
2662 (単県POIの増設状況や今後の増設の見通し等)

2663 <事業者意見>

2664 NTT東日本・西日本からは、下記の通り説明があった。

- 2665 • 前回プレゼン時の令和4年4月から現在に至るまで、25 県において単県POIが開
2666 設済み。2県においては今月末に開設予定で動いている。また、第六次報告書
2667 取りまとめ時点で開設計画が具体化していなかった残りの6県については、事業
2668 者と協議をしており、要望に基づいて、令和9年から令和10年の間の開設を目指
2669 して現在調整を進めている。
- 2670 • 全国POIについては、複数事業者の利用中止によって利用ポート数が減。ブロッ
2671 クPOIについて、単県POI未開設のところは除いて複数事業者の利用中止による
2672 利用ポート数の減という状況。単県POIについては、全POIで利用ポート数が増
2673 えている状況。
- 2674 • 全国POI・ブロックPOIから単県POIへの移行、今後もPOIの開設が継続すると
2675 いうことを踏まえると、トラヒックが増えているという定常的な増設だけでなく、当面
2676 の間は単県POIへの移行が段階的に行われるのではないかと想定。事業者にお
2677 いてどの程度、移行の余地があるか確認し、事業者ごとの利用中止率について、
2678 分母を利用開始ポート数とし、分子を利用中止ポート数として算出してみたところ、
2679 ばらつきがあり、0から66.7%となっている。事業者によってスピードも異なり、戦略
2680 的な経営計画といったものに基づいてやっていることが見えると思う。
- 2681 • 令和7年4月現時点においてもVNE事業者が利用するPOI種別・ポート数につ
2682 いては、変動が生じているのではないかという点、また、今後においても一部事業
2683 者から要望いただいているという点、そして第六次報告書の取りまとめ時点では
2684 具体化されていなかった単県POIの開設計画も追加となったという点を踏まえると、
2685 POI開設に伴う変動は今後も続くということが想定される。
- 2686 • 東北等のエリアについては、単県POIの開設が進めば、ブロックPOIも減ってくる。
- 2687 • ポート数というのは何によって変動するのかといった点については、トラヒックが伸
2688 びてくれば、当然ポート数は足りなくなるため、増設することはある。
- 2689 • なぜVNE事業者が県単位に移っていくのかという点について、おそらく、単純に
2690 言うと経済原則に則っているのではないか。県間のPOIは使っていただきたいが、
2691 それよりも市場価格が安いという経済原則に基づいてVNE事業者は単県に移っ
2692 ていると思う。
- 2693 • 確かにGWR自体の費用はVNE事業者に負担いただいているが、そこまで接続
2694 するまでの設備や網内のことを踏まえると、正直、集約されているほうが我々の網

2695 的には効率的なのではないかと考えている。しかしながら、VNE事業者は戦略的
2696 パートナーで、お互いがウィン・ウィンになるところを見い出しながらやっている。



2697
2698
2699 【図5-2 IPoE方式のPOI開設状況及び追加となった開設計画】

2700
2701 NTT東日本・西日本からの単県POIの増設状況や今後の見通しを等に関する説
2702 明を受けて、関係事業者からは下記の通り意見があった。

- 2703 • IPoEの利用者数は現在 1,600 万回線、ポート数でいうと直近では大体 480 にな
2704 っており、利用者数は伸び切っている状況と思う。【JAIPA】
- 2705 • トラヒックは相変わらず伸びており、トラヒックが伸びれば、やはりポートの数もどん
2706 どん増えていくところ。【IPoE協議会】
- 2707 • 利用中止しているケースが生じている全国のPOIでは 43 から 23 ポートに、ブロッ
2708 クPOIでは 48 から 26 ポートというようにポート数が減っている。単県POIは、これ
2709 以上さらに分散することはないので、178 から 384 ポートと増えている。単県POIが
2710 未設置のエリアがあり、単県POI開設がまだ継続中であるので、今後もトラヒック増
2711 に伴って、単純にポートが増えるという話だけではなくて、単県POIに移行する減
2712 設がかなり行われる。【IPoE協議会】

2713 <構成員意見>

- 2714 • VNE事業者は何故単県POIに移っていくのか。トラヒックの伸びやトラヒックの面
2715 的な広がり、あるいは集約されたPOIに接続するためのコストといったものに何か
2716 閾値があり、移行が進むのか。県単位にだんだん移っていく実態や、VNE事業
2717 者が単県POIに移行する理由・メリットといった点について教えてほしい。
- 2718 • 数値的には西に比べて東は県単位のPOIへの移行が遅れているように見えるとこ
2719 ろ、これは単にコストメリットでの判断というか、トラヒックがやはり伸びていないとい
2720 ったマーケットの事情があるということなのか。
- 2721 • 各社が投資して自己負担したものが減価償却し終わっているといった経済的な理
2722 由があって、単県POIに移行することで網改造費から網使用料へスムーズに移行
2723 できるといったことなのか。

- 2724 • NTT東西に対する経済的な影響を教えてください。集約POIの方が、NTT東西と
2725 しては各県に県単位で作らなくてよい分、コスト的には良いようにも思う。県単位に
2726 して、VNE事業者の要望に応じて投資を打っているということは経済的にはマイ
2727 ナスなのか。あるいは、コストベースで料金を設定していれば、どちらでも損も得も
2728 ないか。
- 2729
- 2730 (利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等)
- 2731 <事業者意見>
- 2732 • VNE事業者との協議状況について、いつか(利用中止費の扱いが)原則に戻る
2733 ということも踏まえて、利用中止時期の具体化といった移行に必要な検討要素に
2734 ついて、令和6年度に3回、令和7年度に2回の計5回ディスカッションを行っている。
2735 【NTT東日本・西日本】
- 2736 • 将来的に利用中止費が原則に戻るということを踏まえて、NTT東西と当協議会及
2737 び関係者の間で準備を進めていくことが必要だと考えている。【IPoE協議会】
- 2738 • (本件検討にあたって市場の公平な競争環境確保の観点から、)特に、新規にV
2739 NE事業に参画する潜在的な事業者も含め、VNE事業者間でビジネス競争性以
2740 外の観点で外的な要因での大きな損得が発生しないようにすることが重要と認識。
2741 具体的には(ユーザトラフィックの増分変動を加味した上での)減設時点での利用
2742 VNE事業者間での割り戻し方法の検討、減設後の参入VNE事業者の負担分を
2743 低減・除外する方法の検討、といった検討等が含まれると考える。【IPoE協議会】
- 2744
- 2745 (利用中止費の経過措置の維持について)
- 2746 <事業者意見>
- 2747 • 県単位への移行が進めば網使用料に切り替えて良いというその前提の考え方に
2748 ついて、利用中止費がやはり問題になっていると思う。単県POIに移行されれば、
2749 例えばブロックPOIが利用中止になるということがある。そうすると当然、装置が転
2750 用できるかどうかといった話もあるし、それ以外に設置費用といったものを必ず頂
2751 くことになるので、そのような中で、網使用料として接続料を設定すると、利用中止
2752 費が、その利用中止に関係ない事業者にも負担が転嫁されてしまう。単県POIが
2753 全部開設されて一定の時期が過ぎれば、そうしたことが落ち着くのではないか。
2754 【NTT東日本・西日本】
- 2755 • 現時点においてもVNE事業者が利用するPOI種別やポート数の変動期が続い
2756 ているため、網使用料での算定に戻すのは適切ではないのではないか。経過措
2757 置の継続要否については、単県POIの開設完了後にVNE事業者がどのような計
2758 画をしているか等を踏まえて丁寧に検討することが必要ではないか。【NTT東日
2759 本・西日本】

- 2760 • 3年前も本研究会において、GWRの利用中止費に関する特例措置については
2761 過渡的な措置であり、速やかに本則通りの措置にすべきとの主張をしたが、基本
2762 的には今でもその時の主張と変わっていない。【JAIPA】
- 2763 • 今後については、接続事業者が予見できるように、利用中止費の経過措置を継
2764 続する前提条件を明示いただきたい。【JAIPA】
- 2765 • 一部の事業者が集約POIから単県POIに移行するため、この段階で生じる集約P
2766 OIの利用中止費の負担はその事業者のみが負担するという、今の網改造料の制
2767 度で運用されるのが公平であるという主張は理解できる。【JAIPA】
- 2768 • 地域ISP事業者がIPoE接続を使う場合には、既存のVNE事業者から提供を受
2769 けてIPoE接続を提供しているという状況。しかしながら、当協会の地域ISP事
2770 業者の中には、単県で直接NTT東西とIPoE接続をしたいという事業者がいる。そう
2771 いった事業者は、小規模ということもあり、GWRは1社当たり一、二台程度しか使
2772 わないと思う。GWRの利用中止費は本則に戻って、網使用料になったほうが参
2773 入はしやすい。【JAIPA】
- 2774 • IPoE方式は、日本のインターネットインフラを支えている根幹であると考えている。
2775 IPoE方式に対するその制度の設計及びその変更が価格に影響し、デジタル競
2776 争力に直結するという認識。したがって、拙速な原則、網使用料への復帰は、市
2777 場の安定性、それから公平性を損なうというおそれがあり、慎重に検討を進める必
2778 要がある。【IPoE協議会】
- 2779 • 利用中止費の網使用料化によつての影響は、事業者間での不公平な負担を発
2780 生させるリスクがある。利用を中止した事業者だけがその利用中止費を支払うとい
2781 うのが現行だが、網使用料化した場合には、そのコストが翌々年度に（他事業者
2782 が支払う費用として）発生する。それはすなわち、利用を中止したVNE事業者へ
2783 のコスト負担がないということだけではなく、現在接続中の事業者の負担、それか
2784 ら、将来接続する事業者、新規参入事業者のコスト負担にもなり得る。これにより
2785 予期せぬ負担増の発生、あるいは事業予見性が失われる。【IPoE協議会】
- 2786 • （将来的に既存VNE事業者の単県POIへの移行が落ち着いた段階と判断するこ
2787 とができるためには）、集約POI・ブロックPOIから、単県POIへの設備移行を理
2788 由とする使用ポート数の減少がある程度落ち着くことが必要（単県POIへの移行
2789 が収束することで、他VNE事業者への予期せぬ負担増、第三者の行為により事
2790 業予見性が失われることが少なくなる段階に移行できる）と考える。【IPoE協議会】
- 2791 <構成員意見>
- 2792 • 利用中止費の計算方法において、単県POIに移る場合と、本当に事業撤退する
2793 からやめるような場合での利用中止費の扱いは全く同一なのか。もしPOIを移す
2794 ことによって転用可能な設備等があるのであれば、その分は何がしか考慮されて
2795 もいいのかなという気がする。

- 2796 • 集約POI中止のコストが本当にどのくらいあるかという点を数字で確認できると良いと思う。
- 2797
- 2798 • 集約POIから単県POIに移行するにあたり、意思決定に必要なリアルなコストや
- 2799 負担について、その時間軸や需要の変動に伴いどのように動いていくのか見える
- 2800 と良い。
- 2801
- 2802 (その他)
- 2803 <事業者意見>
- 2804 • フレッツ光ネクストにおけるIPoE方式の割合は7割を超えており、IPoE方式は、
- 2805 現在ではNGNにおける主要な方式となっている。【JAIPA】
- 2806 • 地域ISP事業者が単県でIPoE方式に参入をするのは困難⁴⁶。PPPoE方式では
- 2807 できていることがIPoE方式では難しいというのは、1つには経済的条件がある。金
- 2808 額について、広域での接続となると、東京では月額料金として100G/bpsで45万
- 2809 8,000円プラス690万円と、小規模な地域ISP事業者には非常に敷居が高い状
- 2810 況。【JAIPA】
- 2811 • コストの低下あるいは柔軟化によって地域ISP事業者がIPoE方式に参入できるよ
- 2812 うになると、FTTHサービスの市場がさらに拡大し、さらに地域の活性化に寄与す
- 2813 るのではないか。【JAIPA】
- 2814 • VNE事業者としては、要望ベースで設備の増設が行えることがトラヒックの増大に
- 2815 対する対応策として大事だと考えている。トラヒックはまだ増大しつつあるので、
- 2816 我々の要望ベースで増設が行えるということは維持されるべき。【IPoE協議会】
- 2817 • 現在のIPoE方式に変更が必要だという主張があるのであれば、今回の話とは独
- 2818 立して別の場で議論されるべき。【IPoE協議会】
- 2819 • 現在、IPoE方式を利用する地域ISP事業者も増えてきているため、ある意味では
- 2820 地域ISP事業者のサポートもあって現在の仕組みができていると考えている。【IP
- 2821 oE協議会】
- 2822 • ブロックPOIについて、全事業者が使わなくなった場合で、かつ今後も使われな
- 2823 いだろうというときには、基本的に無駄な設備になってしまうので、それは閉じると
- 2824 いうことになるかと思う。【NTT東日本・西日本】
- 2825 <構成員意見>

⁴⁶ 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、IPoE接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせることで全ての県域と接続する必要がある(NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある)。なお、令和7年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置されているものの、NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し、NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行っているVNE事業者は存在しない。

- 2826 • インターネットプロバイダー業界では、まだ小さい範囲で事業をしている事業者が
2827 かなりいる。その事業者にとって、現状のIPoE方式では使いにくい側面があり、
2828 今議論しているような形のIPoE方式での接続というのが今後もずっと主流である
2829 のかについても、IOWNなどが出てくる中での状況を見つつ、判断していく必要
2830 がある。
- 2831 • 一部のブロックPOIではもう利用者がいなくなるケースが考えられる状況になると、
2832 POI自体を廃止するというようなことになるのか。そうした場合、10 者目の事業者
2833 がつなぎたいといった希望を出したときに、その事業者はもう使えないことになる
2834 のか。

2835

2836 3. 考え方

2837 単県POIの増設状況や今後の増設の見通しについてヒアリングを実施した結果、N
2838 TT東日本・西日本からは、

- 2839 • 第六次報告書とりまとめの時点では開設計画が具体化していなかった県におい
2840 ても、関係事業者からの要望に基づき、令和 10 年までの単県POIの開設を目指
2841 して調整が進んでいる
- 2842 • 令和4年2月時点から、全国POI及びブロックPOIについては利用ポート数が減
2843 少傾向にある一方、単県POIについては全てのPOIで利用ポート数が増加して
2844 いる
- 2845 • VNE事業者各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化しており、利用中止
2846 費が発生する事業者についても偏りがみられる
- 2847 • 今後も、単県POI開設に伴う全国POIやブロックPOIからのVNE事業者の移行
2848 は続くことが想定される

2849 との説明があった。

2850 こうした状況を踏まえて、利用中止費の経過措置の維持について、関係事業者(JAI
2851 PA)からは、

- 2852 • 利用中止費の特例措置については過渡的な措置であり、速やかに本則どおりの
2853 措置にすべきとの主張に変わりはない
- 2854 • 利用中止費が本則に戻った方が、地域ISP事業者にとってもIPoE方式に参入し
2855 やすい

2856 との意見がある一方で、

- 2857 • 一部の事業者による集約POIから単県POIへの移行が発生している段階におけ
2858 る集約POIの利用中止費の負担は、当該事業者のみが負担するという網改造料
2859 の制度で運用されることが公平であるということは理解(JAIPA)

2860 • VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数の変動が続いている中で網使用
2861 料での算定に戻すことは適切ではなく、経過措置の継続要否については単県P
2862 OIの開設完了後にVNE事業者の計画等も踏まえて丁寧に検討することが必要
2863 (NTT東日本・西日本)

2864 • 利用中止費の網使用料化により、事業者間での不公平な負担を発生させるリスク
2865 がある。単県POIの整備完了後、変動期が収束することを見据えて、利用中止費
2866 の扱いを原則に戻していく検討を行うことが必要(IPoE協議会)

2867 等、利用中止費の扱いを原則に戻すことに慎重な意見が挙げた。

2868 第六次報告書とりまとめ時点からの事情の変化として、NTT東日本・西日本による
2869 単県POIの増設や特定のVNE事業者による単県POIへの移行という変動期が今後も
2870 継続する見通しであることから、総務省においては、今後、NTT東日本・西日本による
2871 単県POIの増設の完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかについて検
2872 討し、原則に戻す時期について決定することが適当である。

2873 なお、関係事業者からは、IPoE方式の単県接続の柔軟化に関する意見が示され
2874 たほか、構成員からも通信技術の動向を踏まえながら現行のIPoE方式での接続が主
2875 流であり続けるかを判断していく必要であるとの指摘がなされたところ、IPoE方式での
2876 接続の柔軟化に係る技術的可能性や市場の動向等を注視することが求められる。

2877 第6章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

2878 1. 検討の経緯

2879 トラヒック・ポンピングとは、着信インセンティブ契約（音声伝送役務における接続協
2880 定⁴⁷の一方の事業者が他方の事業者の電気通信役務の利用者（以下「利用者」とい
2881 う。）との間で締結する契約であって、着信側の事業者（以下「着信側事業者」という。）
2882 が、発信側の事業者（以下「発信側事業者」という。）の利用者が当該着信側事業者の
2883 利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等
2884 ⁴⁸を支払うもの⁴⁹をいう。）を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、そ
2885 れに伴う接続料収入を増加させることを指すと考えられる。

2886 本研究会におけるこれまでの議論を踏まえ、総務省は、トラヒック・ポンピングに関し、
2887 以下の取組を行った。

2888 (1)トラヒック・ポンピングに係るガイドラインの策定

2889 トラヒック・ポンピングについて、「速やかな解決を要する問題である」との認識に立っ
2890 た上で、本研究会としては、総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行
2891 い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用について考え方を示すことが適
2892 当と整理されたことから、総務省は、第73回会合において、トラヒック・ポンピングにお
2893 いて見られる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用に
2894 ついての考え方を公表（令和5年5月30日）した。

2895 本研究会第八次報告書においては、着信インセンティブ契約の接続ルール上の
2896 取り扱いについて、接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が
2897 着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一
2898 部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善
2899 命令の対象となる可能性があるとするのが適当とされた。また、トラヒック・ポンピング
2900 を抑止するとともに、トラヒック・ポンピングが発生した場合の迅速な解決を図るため、
2901 総務省は、これらの整理についてガイドライン等において示すのが適当とされた。

2902 これを踏まえ、総務省において作成した「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信イ
2903 ンセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」（以下この章に
2904 おいて「ガイドライン」という。）の策定について、令和6年6月29日から同年7月29日ま

⁴⁷ 発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されているものに限る。

⁴⁸ インセンティブの態様が金員であるか否かを問わないので、例えば、特定の電話番号への通話時間に応じて懸賞として景品等を提供する場合も含む。

⁴⁹ 卸電気通信役務の提供を受ける事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。

2905 での間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年9月12日に策定した。

2906 (2)省令の整備

2907 電気通信回線設備との接続に係る接続拒否事由との関係については、電気通信事
2908 業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じな
2909 ければならない。」(接続応諾義務)ことが規定されており、同条各号及び省令に規定
2910 する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができるとされて
2911 いる。

2912 本研究会第八次報告書においては、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続
2913 協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合について
2914 は、接続拒否ができるようにすることが適当とされた。

2915 これを踏まえ、総務省においては、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令
2916 第25号)の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問のうえ、令和6年10
2917 月3日から同年11月1日までの間、意見募集を行ったのち、令和6年11月11日から同
2918 年11月24日までの間、再意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏ま
2919 え、同年12月27日に電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和6年総務
2920 省令第122号)を公布・施行した。

2921

2922 2. トラヒック・ポンピングに関するヒアリング

2923 (1)ヒアリングの概要

2924 総務省は、ガイドライン公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係
2925 る取組を把握するため、第92回会合において、以下のとおり関係する事業者(MNO
2926 及び固定電話事業者計4社)にヒアリングを行った。

2927

2928 <対象事業者>

2929 (MNO)

2930 ・株式会社NTTドコモ

2931 ・KDDI株式会社

2932 ・ソフトバンク株式会社

2933 (固定電話事業者)

2934 ・Coltテクノロジーサービス株式会社(以下「Coltテクノロジーサービス」という。)

2935 (2)事業者ヒアリングの結果

2936 ヒアリングに対して、事業者及び構成員から、主に次の意見があった。

2937 ③ 事業者からの意見

2938 <トラヒックの状況>

- 2939 • ガイドライン策定後は、着信インセ契約等の情報開示が進んでおり、ガイドライン
2940 の策定により、事業者間協議が進展し、トラヒック・ポンピングの解消に大きく寄
2941 与したのではないかと考える。また、電気通信設備の接続の請求を拒める正当
2942 な理由の追加の省令改正も行われたことにより、協議の実効性は今後も高まると
2943 考える。【NTTドコモ】
- 2944 • 発着信通話時間比率について、ガイドラインの策定前は数十倍から数百倍だっ
2945 たところが、策定後は数倍程度に落ち着いてきており、当社の平均と比較しても
2946 ほぼ遜色のない数値になっている。当社としては、トラポンはある程度解消でき
2947 たのではないかと考える。【NTTドコモ】
- 2948 • 「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用について
2949 の考え方」の公表（令和5年5月）以降、一部トラヒック・ポンピング疑義事業者に
2950 においては、発着通話秒数比率の乖離が縮小し、ガイドライン案の公表以降は他
2951 事業者についても発着通話秒数比率の乖離が縮小する傾向があり、ガイドライ
2952 ンの策定が、トラヒック・ポンピングの改善に寄与していると考え。【KDDI】
- 2953 • 過去疑義のあった事業者の状況について、全体的な傾向として、現状トラヒック
2954 は特筆すべき状況にはないという状況。【ソフトバンク】

2955 <トラヒック・ポンピング防止に係る取組>

- 2956 • かけ放題について、条件を大幅に逸脱するような使い方をしている場合は、事
2957 前通知の上、従量課金に切り替えている。また、月々の事業者間精算業務にお
2958 いて、例えば対前月比、非常に大きく精算額が増えるなどの特異なトラヒックの
2959 増減が見られた場合は、その事業者を確認するようにしている。その他、着信イ
2960 ンセンティブ契約に関する考えについて、令和5年7月から8月にかけて全固定
2961 事業者様へヒアリングを行った。【ソフトバンク】
- 2962 • かけ放題の制限について、当社もソフトバンク社と同様に、従量課金に切り替え
2963 ている。加えて、当社は、主に発信の多い音声ユーザに対しある一定の閾値を
2964 超えると、発信時にいわゆるガイダンスを流し、そのガイダンスの中で数字を入
2965 れないと通話ができないという取組を実施している。【NTTドコモ】
- 2966 • 定額サービスの制限を約款に記載しており、いわゆる機械的な発信のようなもの
2967 を検知した場合には、まず警告文を送り、それでも収まらない、止まらない場合
2968 には通話停止や、最悪、解約するといった対応を取っている。【KDDI】
- 2969 • トラヒックモニタリングの実施、番号の提供数の制限、KYC (Know Your
2970 Customer) のプロセスの実施、定期的な事業者間のチェック、与信審査、約款に

2971 よる不正利用禁止といった6つの取組を実施している。【Coltテクノロジーサービ
2972 ス】

2973 <今後の進め方>

- 2974 • 非指定事業者は接続料の水準の規制がないため、代理業者へのインセンティ
2975 ブ等を接続料原価に算入することが可能という状況は変わらない。こうした状況
2976 を踏まえると、新たな手法により意図的にトラヒックを増加させる可能性があるの
2977 ではないかと考えており、いわゆるいちごっこになるのではないかと懸念。今後も総務省による定期的なモニタリングが必要になっていくのではないかと懸念。今後も総務省による定期的なモニタリングが行った結果、新たな手法が発見された場合は、ガイドラインの目的に照らして、迅速な解決をお願いしたい。また、ガイドラインの事例の追加や所要の行政上の対応を行うことも必要。【NTTドコモ】
- 2982 • トラヒック・ポンピングについて、ガイドライン策定前に比べると非常に改善されて
2983 いるものの、一部事業者が本当に完全になくなったと言えるのかどうかという点
2984 は、まだ少し怪しい部分等もあるため、引き続き総務省において、こうした取組を
2985 継続いただき、新たな問題が発生した場合には必要な対応を取っていただきたい。【KDDI】
- 2987 • 総務省におかれては、電気通信市場の健全性確保のため、今後の定期的な注
2988 視いただくなど、疑義が生じた場合、適宜御相談をさせていただきたい。【ソフト
2989 バンク】
- 2990 • 発信事業者側における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認や、利
2991 用顧客に対する十分なKYC (Know Your Customer) の実施、同一の電話機か
2992 ら同一の番号へ発信する場合、数分間に1回に制限するなど、こうした規制も併
2993 せて検討されるべきではないか。【Coltテクノロジーサービス】
- 2994 • 日本国外におけるトラヒック・ポンピングへの対処方法について、例えば、通信
2995 業界全体の対応として、疑いのある事例を監視して対処したり、もしくは報告す
2996 るような制度が導入されているところもあり、通信事業者とリセラーの間でのレベ
2997 ニューシェアリングの規制や、顧客との契約に適用するFair Usage Policy、
2998 公正利用ポリシーの採用など、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ仕組みとして、
2999 こういったものを参考にすることも必要なのではないか。【Coltテクノロジーサー
3000 ビス】

3001 ④ 構成員からの意見

- 3002 • (トラヒック・ポンピングの状況について、) 今後もチェックを定期的に行うことが重
3003 要であり、引き続きやっていただければと思う。
- 3004 • トラヒック・ポンピングについては、そもそも論として、かけ放題というサービスが狙
3005 われており、ソフトバンク社から自主的取組として紹介があったように、かけ放題

3006 を制限して従量制にすると効果が大きかったと認識。そういう独自取組の情報共
3007 有なども引き続きやっていただきたい。
3008 • トラヒック比等を見て、異常な状況が起こった場合、できるだけ速やかに対応す
3009 ることが必要。定期的にトラヒック比、発着比率等を総務省に提出すること、ある
3010 いは総務省として状況を定点観測していくか、異常と思われる事例が散見され
3011 たときには直ちに本研究会に情報提供するといったことを継続して進めていた
3012 だきたい。
3013 • トラヒック・ポンピングに関して事業者間協議には相当時間がかかっていると承
3014 知。事業者間協議の対応のプロセスについてもルールメイキングをすべき。
3015 • (トラヒック・ポンピングへの対処について、)外国でのグッドプラクティスの調査を
3016 総務省で行っていただきたい。

3017 **3. 考え方**

3018 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイ
3019 ドライン等の見直しを検討するほか、行政上の必要な対応を講じていくことが適当であ
3020 る。